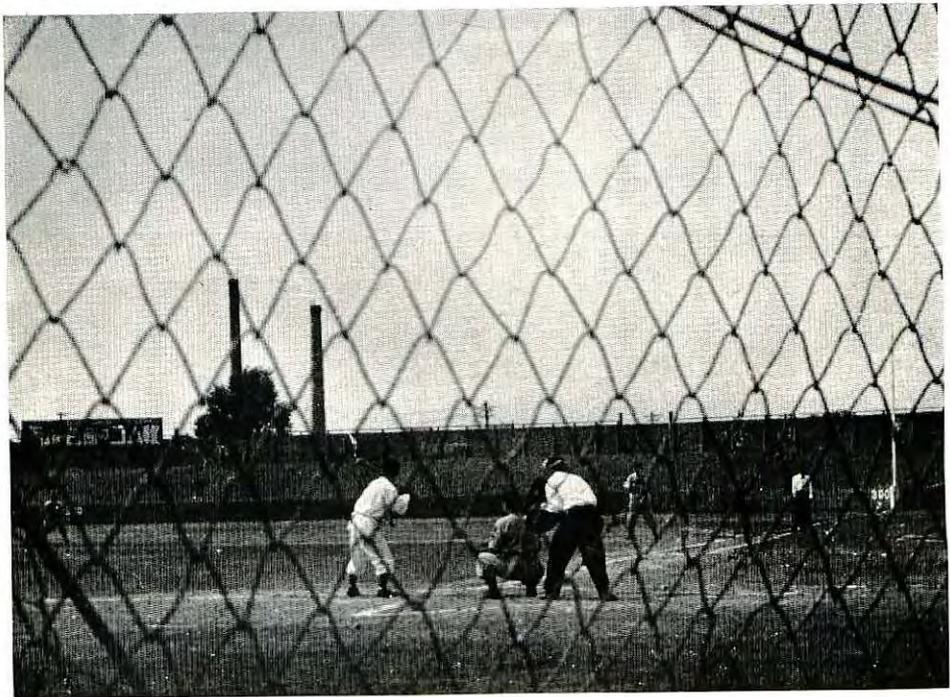


北海道議會時報

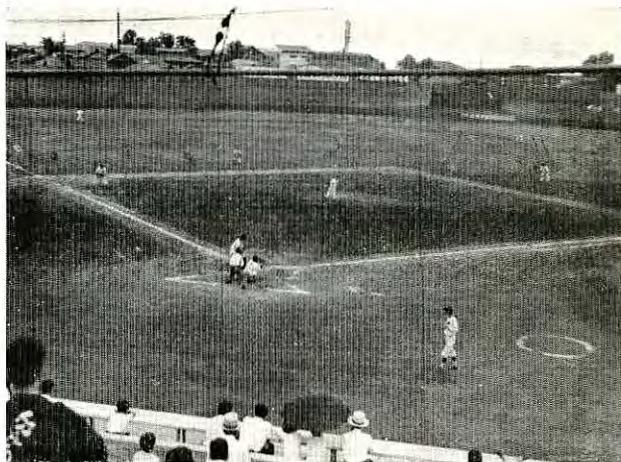
第 6 卷 第 8 號

昭 和 29 年 8 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第6卷第8号(昭和29年第2回定例道議會)



北海道・宮城対戦（函館千代ヶ借球場）

全國都道府縣議會議員
軟式野球大會開かる

第六回を迎えた本大会は八月十八日から二十日まで北洋博に賑わう北海道函館市及び国体開港直前の札幌市を会場として参加道県十七チームの間に炎天下連日熱戦がくりひろげられた。



入場式



会式



大会長あいさつ



参加県代表あいさつ

第六回道庁選府選令
軟式野球大會々場
 主催 北海道選令部
 協賛 各道選令部



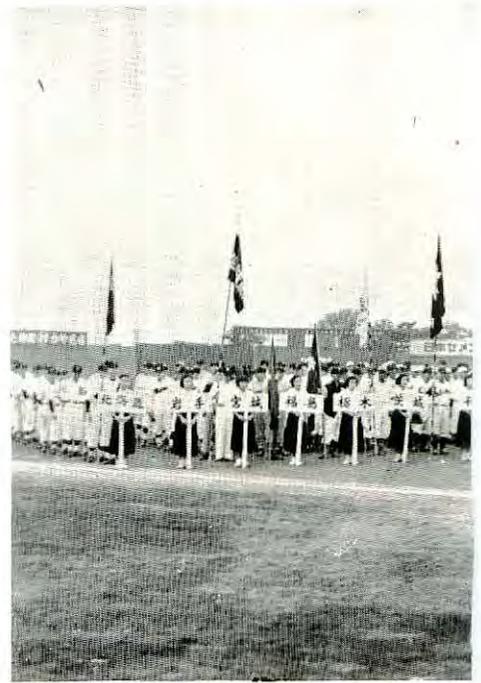
千葉・岩手対戦（札幌中島球場）



優勝旗授与（宮城県）



優勝旗授与（千葉県）



開



応援風景



選手宣誓

— 第 8 號 目 次 —

議會の動き

第二回定例道議會

本 会 議……………1

常任委員会……………27

特別委員会……………42

予算特別委員会

総合開発調査特別委員会

暴風雪害対策特別委員会

決議・意見書……………21

請願・陳情……………8

會 合

全国都道府県議会議長会……………48

九都道府県議会議長会……………50

資 料

地方制度調査会(第二次)第一回総会の会議経過……………51

地方制度調査会(第一次)の答申とこれに対する措置の概要……………53

地方行政担当の専任大臣任命方について地方六団体共同要請書提出……………60

昭和三十年度予算編成の基礎となる標準予算の作成要領……………60

雑 録

都道府県道の路線認定の基準について……………62

地方債についての資料……………64

地方交付税八月概算交付額……………66

揮発油譲与税の第二次交付額……………67

八月十五日現在産米收穫予想……………68

第二回定例道議会の議決を経た条例の公布調……………31

地方行政疑義問答集……………69

報道から拾う……………71

千島及び齒舞諸島返還懇請国民大会

インドシナ三国休戦協定

各省大臣・政務次官一覧……………73

圖書室便り……………74

七月のメモ……………76

表紙写真
 全國議員野球大會
 ネット裏から
 北海道議会議務局撮影

議会の要領

K.U

第二回定例道議會

第二回定例道議會は、地方税法の改正及び警察制度改正に伴う条例、追加予算案を主題とし、六月二十五日招集され、同日開会、会期延長三回の後、七月二十一日をもつて閉会した。ちなみに議事の経過は次のとおり。

提案者	提出案件	議決				要領			
		原案可決	修正可決	同意議決	承認議決	否決	報告	継続審査	撤回
知事	九七	七九	—	—	—	—	—	—	—
議員	一一三	一一	—	—	—	—	—	—	—
計	一一〇	九〇	—	—	五	—	—	—	—
									計
									九七
									一一三
									一一〇

本 會 議

六月中の分は時報六卷第七号に掲載済み。

○七月一日 午前三時九分開議、議長より昨日の議事運営の不手際について遺憾の意を表し、更に今後円滑なる議事運営に協力を希望、ついで山内議員（旁）より、昨日の大久保議員の討論中の発言について身上げ明があつた後、日程第一、議案第七號乃至第十四號、第十七號、第十八號を議題に供し議案第七號乃至第十四號について昨日に引續き

議 案

第二回定例会に知事から提出のあつた案件

提出月日	番 號	名 稱	議事経過
六、二五	一	松前郡松前町、大島村、小島村及び大沢村を廃し、その区域をもつて松前町を置くの件	六、二五 原案可決
同	二	芦別市と空知郡赤平町との境界の一部変更に関する件	同
同	三	札幌郡江別町を市とするの件	同
同	四	空知郡赤平町を市とするの件	同
同	五	紋別郡紋別町、上渚滑村及び渚滑村を廃し、その区域をもつて紋別市を置くの件	同
同	六	上川郡温根別村、上別町、上士別村及び多寄村を廃し、その区域をもつて士別市を置くの件	同
六、二六	七	昭和二十九年北海道費歳入歳出追加更正予算案	七、一 原案可決
同	八	北海道警察組織条例制定の件	同
同	九	北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員並びに北海道地方警察職員の職務の宣誓に関する条例制定の件	七、一 修正可決
同	一〇	北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員の費用弁償条例制定の件	七、一 原案可決
同	一一	北海道職員勤務時間及び休暇等に関する条例の 部を改正する条例制定の件	同
同	一二	北海道警察職員の概算旅費支給に関する暫定条例制定の件	同
同	一三	風俗営業取締法施行条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	一四	北海道公安委員会及び警察署長の行う許可等に関する手数料条例制定の件	同

討論に入り、浜森議員（社右）より、委員長報告に反対、鈴木議員の少数意見に賛成、西田（信）議員（自）より、委員長報告に賛成、井野議員（社左）より、委員長報告に反対、鈴木議員の少数意見に賛成の討論があつて討論終結、採決に入り、議案第十七号、第十八号は委員長報告通り原案可決、議案第七号乃至第十四号は起立の方法により採決（この採決には労働党所屬議員退場）の結果、起立多数にて委員長報告通り議案第九号は修正、他は原案可決に決した。次に日程第二議案第二十號（公安委員選任同意）を議題に供し、本案は説明並びに委員付託を省略、直ちに採決を行い起立多数にて同意議決、次に日程第三、議案第十九號を議題に供し坂本、水産委員長（自）より、本案審査の経過並びに結果について報告があつて、委員長報告通り原案可決、次に日程に追加し、議案第二十二號（收用委員會委員の任命同意）を議題とし、説明及び委員付託を省略して異議なく同意議決、ついで議事の都合により二日より十五日まで十四日間会期延長、なお二日三日は休会について諮り、異議なくそのことに決して、午前三時四十二分散会。

○七月五日 午後一時二十六分開議。諸般の報告の後、日程に追加し、議案第四十號乃至第八十三號を一括提出、これについての知事の説明を聴取し、予め時間延長して午後二時休憩、午後五時三十分再開。
 ・日程に追加し、意見案第三號を議題とし、四十栄総合開発調査特別副委員長（協俱）より趣旨弁明あつて、異議なく原案可決、ついで日程の順序を変更し、日程第二、請願審査の件、日程第三陳情審査の件を一括議題とし、本案については委員長報告を省略し、委員会決定通り決定について諮り、異議なくそのことに決し、本会議は明六日より十日まで五日間休会に決して、午後五時三十五分散会。

知事説明要旨

ただいま議題となりました昭和二十九年年度北海道道費歳入歳出追加更正予算案その他につき大要を御説明申し上げます。

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	六、三〇	六、二九	同	同	同	六、二八
三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五
北海道立病院条例の一部を改正する条例制定の件	公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例制定の件	北海道立札幌後保護指導所条例制定の件	食品の製造販売行商等衛生条例制定の件	北海道立社会福祉館使用条例制定の件	北海道宅地建物取引業者登録手数料条例の一部を改正する条例制定の件	道有財産の譲与に関する件	財産の取得に関する件	北海道収用委員会委員の任命につき同意を求むる件	資金前渡に関する件	北海道公安委員並びに方面公安委員会委員選任につき同意を求める件	北海道漁業信用基金協会に対する出資の件	北海道起債に関する件	昭和二十九年年度北海道道費歳入歳出追加予算	出納長選任につき同意を求める件	北海道人事委員会委員選任につき同意を求める件
同	同	同	同	同	同	同	原案可決	同意議決	原案可決	同意議決	同	同	原案可決	同	同意議決

今回提出いたしました追加更正予算案は警察制度改正に伴う経費を根幹とし、併せて本庁発生の暴風雪等の災害復旧費、前年度からの繰越事業費並びに国庫支出金等の特定財源の確定に伴う経費等当面緊急差しおき難き経費につきその緊要度と行政効果を勘案して、その予算化を図つた次第でありまして、爾余の諸懸案につきましては、なお財政の見透しにつき慎重なる検討を加え、逐次これが実現化に努力いたしたい所存でありますので、御諒承を煩したいと存する次第であります。

このようにして編成いたしました予算の総額は、
 普通会計 三十五億四千九百九十二万円
 特別会計 一億三千二百四十一万円
 合計 三十六億七千四百三十三万円
 となるのであります。

まず普通会計の歳出、警察関係経費から順次御説明申し上げます。
 まず警察職員費につきましては、切換後の現員現給により計上いたしました次第であります。

すなわち地方警察職員の給与は国家公務員である警察職員の例を基準として、定めることとされておりまして、国家地方警察から引続き道警察の職員となる者の給与については現に受けている給与をもつて、そのまま切換えまた自治体警察の職員から引続き道警察の職員となる者の給与については国家地方警察の職員給与の基準によつて切換える方針をもつて措置いたしたい次第であります。

つきに旧自治体警察の職員に対する調整手当につきましては警察法施行の際、職員が受けることとなつた給料月額が昭和二十九年四月一日現在におけるその者の給料月額に達しない場合においてその差額を支給しようとするものであります。財源附与の関係もありますので、その支給額につき一定の限度を設けることといたした次第であります。

つきに予算定数につきましては現員によりまして警察官五千五百七十二名、警察官以外の警察職員一千三十九名の外に臨時待命職員百八十三名、警察教養施設において初任者として教養訓練中の者五十二名、休職者三十六名、未帰還者四名、合計六千八百八十六名につき措置いたしましたのであります。

つきに警察署等における庁費並びに防犯、捜査等の警察活動の各所要経費につきましては、主として地方財政計画に基づいて計上いたしました次第であります。本道における警察活動の特異性に鑑み、且つはまた、国庫補助の確定等により今後若干の補正を要することも予想されますので、この点予め御了承願はしたのであります。

同	同	同	同	同	同	七、五	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇
昭和二十九年 追加更正予算	昭和二十九年 追加予算															
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

ます。

つぎに庁舎その他の施設につきましては、まず事実上の使用関係の継続に重点を置き現存施設を活用することとして、制度の切換えに伴う庁舎の新築等については、今回これが予算化を見合せることといたした次第であります。

以上申述べましたところにより編成いたしました警察費予算の総額は、公安委員会議を含めると十六億一千万円となるのであります。その主なものといたしましては、

人件費 十三億四千九百十四万円

一般行政運営費 一億四千三百五十一万円

教養諸費 五百五十万円

警察車輛維持等の装備諸費 四千二百三十六万円

外勤諸費 二千八百八十五万円

交通指導取締諸費 一千五十八万円

防犯並びに捜査活動等の刑事警察費 四十一万円

庁舎等の維持修繕費 七百五十万円

となるのであります。

第二は、本年四、五月発生いたしました暴風雪等の災害対策関係経費についてであります。

このことにつきましては、今次道議会の野頭において、その後における中央折衝の経過等諸般の措置につき御報告申し上げたところでありますが、今回は取りあえず現在における見直しを基礎としてこれが対策費

三億六千三百九十二万円

を計上し当面の復旧対策に遺憾のないようにいたしたいと存する次第であります。なお、農業関係の融資問題については、目下資金繰等について折衝を継続中であり、具体化を俟つて速かに所要の措置をとりたいと考えております。

さて、今回措置いたしました主なものうち水産関係から申し上げます。

御承知のとおり五月災害中もつとも甚大な被害を蒙りました漁業関係につきましては、六月九日昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による漁業災害復旧資金の融通に関する特別措置法が制定され、この特別立法による資金八億五千万円が決定されたのであります。本融資に対し市町村が行う利子補給に対する助成金、

一千七百万円

を計上いたしました。これは融資額に対し函が二分五厘、道一分五厘、合せて年四

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	七、五
六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八	四七	四七	四七
北海道附属機関構成員その他非常勤職員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定の件	北海道附属機関構成員その他非常勤職員報酬の融資に伴う損失補償に関する予算外義務負担の一部議決変更の件	昭和三十九年五月の北海道東南海域暴風雨による被害漁業者等に対する資金の融通に伴う道費補助に関する予算外義務負担の件	有畜農家創設特別措置法による家畜導入資金の融通に伴う損失補償に関する予算外義務負担の一部議決変更の件	昭和三十九年五月の北海道東南海域暴風雨による被害漁業者等に対する資金の融通に伴う道費補助に関する予算外義務負担の件													
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	七、二二 原案可決

分に相当する利子の助成をしようとするものであります。

なお、本融資の円滑化をはかりましたため別案のとおり融資額につき漁船にあつては六割、漁網漁具にあつては五割額を限度として市町村の行う損失補償に對しそれぞれ五割及び四割の助成をあわせ行うこととなつております。この場合、道に對し國庫から前者にあつては三割、後者にあつては二割五分相当額を限度とする助成があることとなつております。

以上の外遭難漁船の搜索等の経費 三百四十六万円

魚田開発入植者の住宅復旧費に對する補助金 四百七十五万円

を計上いたしております。

つきに農業関係につきましては、 六千九百一十一万円

水稲温冷床苗代施設の復旧費に對する補助金 三十万円

金融対策費

を見込みました外、

開拓地における入植施設災害復旧費 三千二百八十一万円

崩壊地復旧等治山事業費 二千五百五十四万円

災害土木復旧費 一億七千五百万円

公共建造物復旧費 三千四百九十三万円

災害公営住宅建設指導費 三十五万円

災害対策諸費 三百五十六万円

等を計上いたしました次第であります。

第三は繰越事業についてであります。

前年度において財源確保の見透し等の諸事情により本年度に繰越施行を要することとなりました事業の総額は、

二億六千六十三万円

でありまして、その主なものは、

災害土木復旧費 九千四百二十六万円

道路局部改良費 三百四十九万円

永久橋架換費 一千二百九十七万円

橋梁架換費 九百万円

道路舗装費 三百四十九万円

河川災害応急費 四百二万円

都市計画街路事業費 三百九十三万円

同	六三	北海道国民健康保険診療報酬審査委員会審査手数料条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	六四	北海道地方競馬実施条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	六五	財産売払契約の締結に関する件	同七、二二 同意議決
同	六六	工事請負契約の締結に関する件	同
同	六七	公有水面埋立地の市の区域への編入に関する件	七、二二 原案可決
同	六八	公有水面埋立地の村の区域への編入に関する件	同
同	六九	公有水面埋立地の町の区域への編入に関する件	同
同	七〇	期末手当残額請求事件応募等の件	同
同	七一	北海道地方警察職員の定員に関する条例制定の件	同
同	七二	北海道地方警察職員の給与に関する条例制定の件	同
同	七三	北海道地方警察職員の調整手当の支給に関する条例制定の件	同
同	七四	北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	七五	北海道地方警察職員の公務災害補償に関する条例制定の件	同
同	七六	北海道警察官に對する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例制定の件	同
同	七七	北海道地方警察職員の臨時待命に関する条例制定の件	同
同	七八	北海道警察の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助する証人等の費用弁償並びに警察官の採用が取り消された者の費用弁償に関する条例制定の件	同

戦災復興土地区画整理事業費

観光土木施設費

開拓地農道補修費

観光宣伝費

本庁々舎建築費

労働者福祉対策費

国立公園費

森林資源造成事業費

治山事業費

製炭窯構築施設費

林業指導所水道工事費

漁港簡易工事費

支庁々舎建築工事費

環境衛生諸費

北海道学芸大学外二校に対する整備拡充等の補助金

等でありまして、今回これが追加の措置をいたした次第であります。

第四には国庫支出金、起債、寄附金等特定収入を伴う事業のうち当面急を要する経費について申し上げますと、

優良種苗生産普及費

病害虫防除施設費

甜菜糖業振興費

農業共済組合指導費

主要食糧集荷促進費

農業技術改良普及費

生活改良普及費

馬の伝染性貧血検査費

種畜場復旧費

主要食糧需給調整費

農業試験場における試験調査費

道路改良費

永久橋架換費

道路舗装費

百三十九万円

九百三十三万円

一千万円

七百五十万円

一千二百二十四万円

百五十万円

百万円

四百八十四万円

二千六百三十五万円

一千七百四万円

百七十一万円

七百九万円

七百九万円

百五十万円

一千五百万円

一千六十八万円

一千二百六十七万円

一千二百二十五万円

五千百十五万円

三百万円

二百八十六万円

百二十七万円

五百十九万円

一千二百十二万円

二億四千九百七十四万円

七百七十五万円

一千百三十万円

一千百六十万円

一千五百八十八万円

報告

提出月日	番 號	件 名	議事経過
七、五	七九	警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律施行条例制定の件	七、一二 原案可決
同	八〇	北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員の費用弁償条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	八一	北海道職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	八二	北海道立札幌中島スポーツセンター条例制定の件	同
同	八三	北海道立札幌中島スポーツセンター使用条例制定の件	同
七、一二	八四	昭和二十九年年度北海道費歳入歳出追加予算	同
同	八五	北海道起債に関する件	同
同	八六	昭和二十九年五月における風雨害による被害農家に対する資金の融通に伴う道費補助に関する予算外義務負担の件	同
同	八七	投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定の件	同
七、一四	八八	昭和二十九年年度北海道費歳入歳出追加予算	同
同	八九	上川郡名寄町及び中川郡智恵文村を廃しその区域をもつて名寄町を設置するの件	同
同	九〇	名寄町の属するべき郡の区域を定める件	同
同	九一	駐留軍及び自衛隊施設対策委員会条例制定の件	同
六、二五	一	専決処分報告の件	六、二六 承認議決

道路特別整備費	一千四百四十万円
災害河川改修費	六百五十万円
港湾災害復旧費	二千二百九十六万円
重要幹線街路事業費	百七十四万円
公共施設整備事業費	二百二十五万円
被災復興土地地区調整事業費	二百九十四万円
開拓建設事業費	一億八百八十八万円
同じく冷害対策関係建設事業費	一千八百五十四万円
開拓建設附帯工事費	一千四百七十七万円
開拓地災害復旧事業費	四千五百万円
道営軌道客土事業費	四千九百六十四万円
道営畑地灌漑事業費	一千五百八十八万円
耕地災害復旧費	八千六百八十一万円
土地改良調査費	百二十三万円
道営災害復旧事業費	一千七百一十万円
失業対策運営費	百四十二万円
保安林管理計画編成費	二百四十万円
林道施設費	二百四十万円
漁港簡易工事費	一千万円
水産試験場における試験調査費	四百三万円
外国人登録費	百八十七万円
保安隊員募集費	百十五万円
事業所統計及び商業調査費	三百六十万円
国民体育大会準備費	二千八百六十六万円
高等学校費	一千三百六十七万円
保護施設費	百五十二万円
児童福祉施設整備費	三百三十八万円
国民健康保険振興費	百八十万円
衛生研究所費	二百二十九万円
性病予防諸費	百七十三万円
優生保護諸費	百八十八万円
保健指導諸費	二百二十万円

議員から提出のあつた案件

提出月日	番 號	件	名	議事経過
七、五	六	東札幌上地区画整理事業継続費の適次繰越に 関する件	報 告	同
同	五	専決処分報告の件	承 認 議 決	六、二八
同	四	専決処分報告の件	同	同
同	三	専決処分報告の件	同	同
同	二	専決処分報告の件	同	同

決 議 案

提出月日	番 號	件	名	議事経過
六、二五		御礼言上決議	六、二五	原案可決
同	一	暴風雪害対策特別委員会調査経費に関する件	同	同
六、二六	二	衆議院の即時解散を要望する決議	六、二八	決
七、一九	三	原子兵器の使用及び実験禁止並びに原子力の 国際管理に関する要望決議	七、一九	原案可決

意 見 案

提出月日	番 號	件	名	議事経過
六、二六	一	中小炭鉱救済対策に関する意見書	六、二六	原案可決
同	二	鉄鋼産業の維持振興に関する意見書	同	同

伝染病予防諸費 一千六百一十万円

公衆衛生保持費 二百四十三万円

結核予防諸費 三千万円

輸血用血液製造費 一千万円

等をそれぞれ追加計上いたしました次第であります。

なお、林業関係において優良苗木購入調整費を減額し、

樹苗価格安定対策資金貸付金 一億五千万円

を見込みましたのは、新植用優良樹苗の調達斡旋については、過去二カ年にわたり

道において需要量の約五割程度を一括購入の上造林者に払下げの方法をとつてまい

つたのでありますが、森林組合の系統機関たる北海道森林組合連合会に對し所要の

資金を貸付け本事業の運営を図りますことがより適正であり効率的であると考えら

れますので今回予算組替の措置をなした次第であります。

第五は特に当面緊急措置を要する経費について申し上げます。

まず種畜施設費において 一千六百七十万円

を追加いたしました。このうち、種牡馬の導入のための経費として、

購入貸付によるもの 二十四頭で 九百二十四万円

助成によるもの 三十頭 五百七十七万円

合せまして 一千五百一十万円

見込んでおるのであります。また、

上川支場及び岩見沢試験地の庁舎等の建築並びに

機械設備の導入等農業試験場の整備拡充費 三千万円

農業倉庫建設助成費 一千万円

を計上いたしました。以上の外

中小企業機械設備近代化のための資金貸付事業費 一千万円

工業試験場暖房附帯設備改造費 三百万円

海区漁業調整委員会委員並びに農業委員会委員 六百二十三万円

選挙費 一億一千万円

道庁局部改良費 四百六十万円

広報費 四千六十九万円

徴税諸費 二千八百七十三万円

災害救助費 五百十万円

行幸啓諸費

七、五	三	離島振興法による地域指定要望に関する意見書	七、五
七、一九	四	在外同胞残留者の帰国促進要望に関する意見書	七、一九
同	五	農業土木技術員の増員並びに設置補助要望に関する意見書	同
同	六	知地かんがい事業に対する国庫補助率の引上げ要望に関する意見書	同
同	七	開墾建設工事促進要望に関する意見書	同
七、二〇	八	都道府県議会議員の選挙期日延期反対に関する意見書	七、二一回
七、二二	九	駐留軍労働者の失業対策に関する意見書	七、二二 原案可決

請願・陳情

①第二回定例道議会において、各常任委員会に付託された請願、陳情並びに審査の結果はつぎのとおり。

文書 表番 号	件名	請願者	付託 委員 會	審査の結果
96	富士製鉄株式会社操業短縮措置廃止の件	北海道労働組合協議会議長 外三名	商工	採択
97	失業対策事業労働者に対する冬期加給金並びに失業労働者の吸収率改善の件	札幌市議会議長	労働	同
98	全日本高等学校東西対抗陸上競技大会開催に對し助成の件	北海道陸上競技協会 会長 外六名	文教	継続審査
99	美幌町に製糖工場設置の件	美幌町長 外四名	農務	同
100	弟子屈町に警察署設置の件	弟子屈町長 外二名	総務	議会の会議に付せず

道議会費

二百八十万円

等がその主なものでありまして当面の道政運営に万全を期したいと存する次第であります。

以上は普通会計の歳出について申し述べたのでありますが、これに見合う歳入につきましては、

道 税

一億七千四百九十四万円

地方譲与税

十一億七百万円

地方交付税

五億三千八百十一万円

兩庫支出金

八億百四十八万円

公営企業及び財産収入

六千二百九十二万円

分担金及び負担金

一千七百万円

使用料及び手数料

一千六百三万円

寄附金

六千八百九十六万円

繰越金

二億六千六十二万円

雑収入

二億九千五百八十六万円

道 債

一億九千九百万円

を見込み取支の均衡を図つた次第であります。

つきに特別会計について申し上げます。

まず、道有林野事業費会計において

二千二百八十九万円

を見込みましたのは、本年度事業遂行上当面所要の経費

七百五十一万円

及び過般の兩館火災の際罹災した兩館林務署の庁舎の復旧費等の當繕関係経費

一千四百五十六万円

を追加いたしましたのでありますが、これが財源としては前年度繰越金を引当てとして

取支の均衡を図つた次第であります。

つきに自転車競技費会計につきましては当初十回延六十日間の開催を計画しこれが所要経費につき予算措置をいたしたのでありますが、更に一回六日間の増加実施

につきその見越しを得ましたので、これが開催のための経費

六千一百一十万円

及び過般制定を見ました「自転車競技法の臨時特例に関する法律」に伴う交付金五百八十万円等合せまして六千九百万円を事業収入を見合い追加計上いたしました次第であります。

あります。

116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101
パンケウタジナイ川局部改良 工事に伴う護岸工事施行の件	天塩川上流区域を河川法準用 河川に認定の件	北大医学部附属病院改革に對 し助成の件	枝幸地区警察署存置の件	生活扶助による患者の救護措 置の件	北海道江差高等学校の体育館 並びに男子用便所新設の件	東瀬棚高等学校学級増加の件	中小炭鉱に対する労働対策の 件	中小炭鉱経営に対する安定対 策の件	雄武枝幸発電事業に對し助成 の件	前田村及び島野村地内野東川 を河川法準用河川に昇格の件	小規模畑地かんがい事業を道 営事業として実施の件	白老村に応急失業対策事業実 施の件	遠軽町労働会館設置に對する 補助の件	紋別町市制施行の件	遊興飲食税減額の件
砂川町長	朝日村長 外一名	北海道大学々長	枝幸町長 外一名	国立北海道第二療 養所内 木南正敏	江室町長 外一名	瀬棚町長 外六名	同	日本炭鉱労働組合 北海道地方本部執 行委員長	雄武町長 外三名	岩内町長 外二名	小樽市土地改良区 理事長 外五名	白老村長	遠軽町長	紋別町長	北海道遊興飲食税 納税協会々長
同	土木	同	総務	民生	同	文教	労働	同	商工	土木	開墾 拓地	同	労働	同	同
採 択	同	同	同	同	同	同	同	採 択	同	同	同	同	採 択	議会の会議 に付せず	継続審査

つぎは地方競馬費会計についてであります。今回一千四百十九万円を追加計上いたしましたのは、当初計画において保留中であつた日程の検討を機会に開催地元の要望並びに売上成績等諸般の事情を勘案いたしました結果、開催計画の一部を変更いたしました。総日数において更に四日間を追加実施のこととし、これが所要経費につき措置いたしました次第であります。

つぎに電気事業費会計において 百七十四万円

を追加いたしましたのは、騰泊発電事業の完了に伴う仮設物の売却代金を見合つて公債費の繰上償還をしようとするものであります。

つぎに医科大学費会計について申し上げます。まず大学費につきましては、

学長外一名の海外派遣旅費 百二十五万円
及び職員寮買収年賦金 百十四万円

を見込みますとともに、

公債利子 六百二万円
合 計 八百四十二万円

を普通会計からの繰入金を見合つてそれぞれ措置いたしました。

つぎに転貸資金会計において五百二十九万円を見込みましたのは、北海道職員互助会の行う住宅建築資金貸付事業に協力するため、地方職員共済組合より五百万円を借入れ、これを互助会に転貸して道職員の住宅建設資金に充てしめようとするものであります。

なお、前年度において三笠町、羽幌町に対し住宅及び病院建築資金として転貸した資金の本年度分利子二十九万円につき今回同町からの利子収入を引当てとして追加計上いたしました。

つぎは林産物検査費会計についてであります。五月災害に際し被害を蒙つた、検査員駐在所等施設の復旧費 二百六十二万円

を事業収入を見合つて追加計上いたしました。

更に農産物検査費会計において 七百一万円
酪農検査費会計において 三十万円

を追加いたしましたのは、前者にあつては前年度繰越金、後者にあつては過年度収入を見合つて、当面の事業強化のための所要経費並びに事業施設の整備をはかるうとするものであります。

また、母子福祉資金貸付事業費会計につきましては、法律の改正により従来普通

132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117
組合立湧別高等学校道立移管の件	紋別市地内道費河川藻亀川改修工事施行の件	開拓診療所設置の件	遊興飲食税減額修正の件	千歳町駐留米軍の撤退に伴う中小企業対策の件	千歳町駐留米軍の撤退に伴う事應取捨対策の件	千歳町駐留米軍の撤退に伴う失業対策の件	上の国村応急失業対策事業実施の件	乙部村応急失業対策事業実施の件	瀬棚町応急失業対策事業実施の件	太櫓村失業対策事業実施の件	今金町応急失業対策事業実施促進の件	除山郡泊村応急失業対策事業に對し道費補助の件	砂川町所在町村道北三号道路(砂川橋取付道路)改良工事施行の件	道道茂元一砂川線中一号橋架換工事施行の件	パンケウタシナイ田改良工事に伴う道路橋梁修築工事に對し補助の件
湧別高等学校組合長	紋別市長職務執行者	占冠村長	北海道遊興飲食税納税協力会々長	同	同	千歳町長 外一名	上の国村長	乙部村長	瀬棚町長 外一名	太櫓村長 外一名	今金町長 外一名	泊村長 外一名	同	同	砂川町長
文教	土木	開拓	総務	商工	総務	同	同	同	同	同	同	労働	同	同	土木
継続審査	採択	同	同	同	継続審査	同	同	同	同	同	同	同	同	同	採択

を本会計に組替えますとともに法に基く道負担にかかる二千万円については財源を起債にもとめ本会計において計上いたしておりますが、これを普通会計において借入れの上繰入れすることとなりましたに伴い歳入の更生措置を併せ行おうとするものであります。

つぎに今回地方税法の一部改正が行われましたので、これに伴い道税条例中関係事項につき所要の改正を行うこととし別案により提出いたしておりますが、以下の要点を申し上げたいと存じます。

まず改正事項の第一は、道民税の創設であります。道民税は、個人に対しては均等割及び所得割を、法人に対しては均等割及び法人税率割をそれぞれ標準税率をもつて課することとしたのであります。しかし道民税の個人所得割の課税総額は一定の算式によつて算出した道内における所得税額の合計額に百分の五を乗じた額とし、これを一定の算式によつて算定した各市町村における所得税額にあん分して各市町村に配賦し、市町村は配賦を受けた課税総額を市町村民税の所得割額にあん分して各個人に賦課することを建前といたして行なうのであります。

第二は、事業税についてであります。従前の事業税及び特別所得税を統合して事業税とせられましたので、これに伴う所要の改正措置を行つたのであります。その税率は、標準税率をもつて課することとしたのであります。

第三は、不動産取得税の創設であります。不動産取得税は、不動産の価格を課税標準とし、その税率は百分の三の標準税率をもつて課することとし、天災その他の災害に因り滅失または損かいたした家を復旧するため災害後二年以内に工事に着手した場合には原則として不動産取得税を課さないことと定めたのであります。

第四は、道たばこ消費税の創設であります。日本専売公社が小売人に売り渡すたばこに対し小売定価を課税標準とし、税率は百分の五の限定税率をもつて日本専売公社から毎月申告納付することにしたのであります。

第五は、娯楽施設利用税についてであります。入場税が国税に移管せられたことに伴ひまして第三種の施設に係るものを娯楽施設利用税として、税率は標準税率をもつて従前同様課することとしたのであります。

第六は、自動車税に関するものであります。自動車税の税率は標準税率により、これに対応する車の積載座数または乗車定員の区分を細分し、負担の均衡化を図るとともに納期を二期に分けることとしたのであります。

また積雪による軽減税率につきましては、現行通り全道一率に三割を軽減すること

148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138	137	136	135	134	133	
乳牛導入資金に対する融資の件	北海道電力会社における電気機器販売中止の件	簡易水道に対する道費補助等に関する件	身体障害者福祉対策の件	社会保険診療点数中一部改正に対し反対要望の件	笹の開花枯凋現象に対する飼料対策の件	設置の件	留萌市に道立公共職業補導所設置の件	留萌市内市道を道道に昇格の件	留萌市に市道を道道に昇格の件	東瀬棚高等学校の学級増並びに商業課程設置の件	広尾町を魚田開発地区に指定の件	駐留米陸軍部隊撤退に伴う駐留軍労働者の生活安定対策の件	天北地区炭鉱危機突破対策の件	域拡大の件	イネヒメハモグリバエの被害対策の件	農業土木技術員設置助成の件
湧別町邑露農業協同組合長	北海道電機機資材卸売業組合理事長	北海道簡易水道協会々々長	名寄町身体障害者福祉協会々々長	北海道厚生連会長	幌泉村長	同	同	留萌市長	瀬棚町議会議長 外十五名	広尾町長 外二名	全駐留軍労働組合北海道地区本部	天北地区炭鉱危機突破対策協議会長	白尻村長、外二名	阻振土産農業協同組合連合会々々長	北海道農業土木技術員協会々々長	
農務	商工	衛生	同	民生	農務	労働	同	土木	文教	水産	労働	商工	水産	農務	開拓	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	継続審査	採択	同	

といたしました。

第七に、狩猟者税につきましては、税率を前年度の所得税を納付する義務を有しない者または農業を主たる生業とする者でもつばら自家労力によつてこれを行う者を千八百円、その他の者を三千六百円の限定税率をもつて課すこととしたことであります。

第八は、道固定資産税の創設であります。市町村の人口段階別に一定の価額をこえる大規模の償却資産についてそのこえる部分に対する固定資産税を標準税率をもつて課することとしたのであります。昭和三十二年度より課すこととなつてゐるものであります。

つきは、合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車税の徴収の特例に関する条例改正案についてであります。本年三月二十五日における日米合同委員会の決定に基づきまして、合衆国軍隊の構成員等に対する昭和二十九年分以降の自動車税の税率をそれぞれ引上げることとしたのであります。

つきは、運送業に対する外形標準による事業税の減額についてであります。

今回の地方税法の改正において地方鉄道事業及び軌道事業以外の運送業については所得課税とせられ、且つ、外形標準課税について税率の引下が行われる等実質的負担の緩和が図られたのであります。税法改正の経過措置により本年一月一日から三月三十一日までには事業年度の終了するものについては従前通りの税率をもつて外形標準課税を行うこととされたのであります。しかるに、これらの法人の企業状況は、前年に比しその事業内容が著しく好転したとは考えられないので、その事業年度分に限り前年度同様の方法によつて軽減を行い以て負担の緩和を図らんとするものであります。

以上は予算案その他について、その概要を申し述べた次第であります。なお詳細につきましては御質問に応じ私または参事員から御答弁申し上げたいと存じます。何卒よろしく御審議の上適當なる御議決あらんことを切望いたします。

○七月十二日 午前十一時四十分開議、諸般の報告の後、井川副議長より日程第一、議案第四十號乃至第八十三號及び報告第六號に本日提出の議案第八十四號乃至第八十七號を追加一括議題とし、議案第八十四號乃至第八十七號につき知事の説明を聴取して、通告の代表質疑に入り、土山議員（公）より、①新警察制度に対する知事の所信、②旧警

陳情

番 號	文 書	陳 情 者	付 員 會 託	審 査 の 結 果
150	高畑セメント製造工場設置に 対し援助の件	室蘭市長 外二名	商工	継続審査
149	小樽市における道営失対事業 枠拡大の件	小樽市長	同	同
148	室蘭労働事務所庁舎建設費増 額の件	室蘭労働事務所庁 舎建設期成会々々長	労働	同
147	上勝管内の五月暴風雨被害対 策の件	上勝農業委員会連 合会長	同	採 扱
146	豊浦町に製糖工場設置の件	豊浦町長 外一名	同	継続審査
145	釧路祭実施の件	北海道町村議会議 長会々々長 外二十一名	同	採 扱
144	由仁町に甜菜製糖工場設置の 件	由仁町長 外一名	同	継続審査
143	道畜産課分室の建築物私下げ の件	北海道畜産会々々長 外十二名	同	採 扱
142	食糧管理法の改正要望の件	北海道精米商工業 協同組合理事長 外一名	農務	不採扱
141	町村合併による市制施行促進 の件	滝川町長	同	同
140	自動車税、事業税の軽減措置 の件	北海道バス協会 伊藤琢磨 外二十一名	同	同
139	釧路村を釧路市に合併の件	釧路村字遠野四九 森田恒吉 外七百六名	同	同
138	編入の件	豊富村字上有明 高野利喜弥 外二十一名	総務	同
137	炭鉱危機突破に関する特別措 置の件	同	商工	同
136	炭鉱危機突破に関する特別措 置の件	北海道石炭業協会 会長	総務	継続審査

察財産の無償使用問題、③道財政の確立と今後の財源見直し、④第一回定例会における予算議決の希望条件の予算化と議会軽視問題、⑤警察関係特に警察費の今後の所要額、旧警察財産に対する具体的処理の問題、防犯協会等に対する民間寄付金に対する考え方、署長官舎の新築についての関係市町村に対する要請問題、天皇御来道についての市町村の反対態度とこれに対する取締方針、⑥税収の見積りと交付税の見積り過大問題、⑦中小炭鉱の危機とこれに対する恒久的技術的対策、⑧失業対策及び失業保険滞納事業所に対する離職票の不交付問題、⑨教育問題、特に教育予算の追加提案なき理由、定時制、通信教育に対する予算措置、学校火災に対する予算措置、へき地学校指定問題等について質疑、知事、道警察本部長、総務部長、労働部長、教育委員会委員長、教育長より答弁があつて、午後一時十分休憩、午後二時十九分再開、予め時間延長の後質疑継続、山内議員(勞)より、①地方自治に対する侵害問題、特に新警察制度に対して行政措置をとらなければならなかつたとする知事としての態度、警察費に対する純道費持出しの見直し、これ以上経費負担できぬ場合の警察行政の執行問題、大野構想に対する知事の見解、②道財政の見直しとその対策、③中小企業の危機と失業対策、特に日雇労働者の稼働日数の低下、夏期手当支給問題、応急失対冷害対策起債の見直し問題、④石炭手当に対する免税問題についての見直し、⑤町村合併問題、特に道の特殊性についての国に対する要請、⑥日ソ貿易についての考え方について質疑、知事、警察本部長、労働部長より答弁、山内議員より警察費予算の提案についての再質疑があり、知事より答弁、次に二瓶議員(協俱)より、①今次提案予算の性格、特に財政の確立、行政の簡素化、産業振興についての予算措置、地方団体の経費の節約についての自治庁通達、②人件費問題に関連して停年制、吏道刷新、人事行政についての知事の信念、③警察行政、特に民主警察の基調、運営、組織、能率化の問題、自治の本旨の徹底方策、④デフレ下の中小企業振興対策、⑤農政問題特に災害対策、⑥酪農振興対策、⑦開発金庫に対する知事の考え方等

166	165	164	163	162	161	160	159	158	157	156	155	154	153	152	151
日本製鋼所室蘭製作所事業縮小に関する件	厚岸町に天皇陛下行幸方懇請の件	私立学校教職員共済組合に対する道費補助の件	獣医学会開催に対し道費補助の件	警察職員給与引上げの件	手線漁業違反操業船取締強化対策の件	内地底曳漁船の南千島沖入漁反対と夜間操業夜間航行禁止の件	木炭生産振興に関する道の行政措置に関する件	道南国立公園(仮称)指定の件	札幌医科大学に歯学部設置促進の件	胤松閣結核療養所の運営援助措置の件	小樽市に道営住宅建設の件	公営住宅建設促進対策の件	中小炭鉱に対する諸税公課、電力料金延納の件	電気料金の値上げ反対とその地域差撤廃並びに電源開発の促進の件	わら工品販売改善の件
室蘭市議会議長 外一名	厚岸町長	私立学校教職員共済組合理事	北海道大学獣医学部長 外一名	北海道方面公安委員会連合会々々長	虻尻村長 外二名	北海道漁業協同組合連合会々々長	北海道薪炭協同組合理事	道南開発協議会々々長	札幌市議会議長	胤松閣療養所長	小樽市長 外四十九名	札幌市議会議長	北海道石炭鉱業協会々々長	札幌市議会議長	東北、北陸ブロックわら工品協議会事務担当 富山県知事
商工	同	同	同	総務	同	水産	同	林務	同	衛生	同	同	同	同	同
採択	同	同	同	同	同	継続審査	不採択	採択	同	継続審査	同	同	同	同	同

について質疑、知事、警察本部長、農務部長より答弁があつて、午後四時二十五分散会。

知事説明要旨

ただいま議題となりました昭和二十九年北海道歳入歳出追加予算その他についてその大要を御説明申し上げます。

この度提案いたしました予算案は、五月災害における農業金融対策その他当面急を要しますものにつき措置することとした次第でありまして、

その総額は、

普通会計において

一千五百三十八万円

と相成るのであります。

まず歳出中農業災害金融対策から申し上げます。

五月災害におけるこのことにつきましては六月九日制定をみました「昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法」の適用を受けることとなり、この特別措置法にもとづく融資総額

四億五千万円

の配分については、未だ確定の段階に至つておらないのであります。本融資は本年九月三十日までに貸付を完了しなければならぬことに規定されておるような次第もありませんので、融資枠の決定後すみやかに資金の流通を図りますため、現在における一応の見透し額

八千万円

を限度として、今回所要の措置を講じた次第であります。

その要領は、さきに提案いたしました漁業災害に対する金融措置と軌を一にするものであります。利子補給並びに損失補償いずれの場合も融資機関との契約当事者には関係市町村がこれに当ることとなつておるのであります。道としましては、これら市町村の行う利子補給に対しては国庫からの二分五厘を含め年四分に相当する利子の助成、損失補償については国庫からの二割を含め三割の助成をしようとするものであります。

なお、今回は八千万円に見合う本年度所要の利子助成のための経費

二百十八万円

を計上することとした次第であります。

つきに浅海増殖振興費において

一千万円

182	181	180	179	178	177	176	175	174	173	172	171	170	169	168	167
道立スポーツセンター備付ビ アノ購入の件	漁業に対する労災保険の適用 改善の件	春凍凶漁による土木事業実施 の件	暴風災害対策の件	暴風災害対策の件	春凍凶漁による失対事業実施 の件	春凍凶漁対策促進の件	五月暴風雨罹災漁業者に対す る税減免並びに徴収猶予実施 の件	五月暴風雨漁業災害対策の件	帯広市に結核後保護施設設置 の件	母子家庭自立対策の件	結核教員三年休職完全実施の 件	門別町に道立保健所設置の件	現地干拓併せて内陸運河開き く工事実施の件	風害対策の件（二件併合）	室蘭における日本錫物協会大 会開催に対する助成の件
北海道学芸大学々 長	同	北海道漁連会長	同	釧路市長	同	同	同	北海道漁連会長	帯広市長	札幌市議会議長	羽幌町立築別小中 学校長 外四名	門別町長	北海道町村議長会 々長	十勝開拓農協連会 長	日本錫物協会々長
総務	労働	土木	水産	土木	労働	水産	総務	水産	同	民生	文教	衛生	同	農開	商工
継続審査	同	採 択	継続審査	同	採 択	同	同	同	同	同	同	同	同	同	継続審査

発問題、特に事業担当団体、機関、外資導入の場合の償還問題、道、開発局の事業分担調整問題、燃料問題に関連して治山治水対策、③農業問題、特に北方農業確立と酪農政策、④失業対策問題とこれに関連して労働争議に対する警察本部長の考え方、⑤道の開発と大野構想について質疑、公安委員長より答弁、この答弁に対し、宮津議員(自)より議事進行について発言、これについて公安委員長より釈明があつて、次に警察本部長、知事、総務部長より答弁、三沢議員より信書の開封問題、税法改正と警察費との関係について再質疑、本部長、総務部長より答弁、次に岡田議員(社右)より、①商工業の振興対策、特に税負担の問題、中小企業信用保証協会の運営、企業診断と金融問題及び中小企業相談所の強化、機械貸与問題、②漁業対策、特に災害特別立法融資の効果、災害遺家族対策、練の着業資金対策、③農業対策、特にヒメヘモグリバエ防除の農薬助成問題、④草地農業の振興、⑤冷害対策、⑥農業協同組合の育成強化、⑦産業不振に伴う失業対策、農業等季節的労務者の失業保険金打切り問題、⑧警察の管理運営問題、特に政治警察化、秘密警察化、中央集権化の問題について質疑、知事、警察本部長より答弁あつて、午後五時二十一分散会。

○七月十四日 午前十一時十九分開議、諸般の報告の後、日程第一、議案第四十五号乃至第八十七号、報告第六号を一括議題に供し、一般質疑に入り、三室議員(自)より、①揮発油譲与税の予算計上とこれに見合う道路費の予算計上の問題、②地方税改正制度と道財政の建直し、③定期命令航路補助問題、④民主行政と民主主義について質疑、総務部長、知事より答弁、三室議員より再質疑があつて、午後零時二分休憩、午後二時二十一分再開、諸般の報告の後、予め時間延長、一般質疑継続、若林議員(社右)より、①総合開発と貿易振興対策、②台湾との物資交流取引代行者設置問題、③水防計画について質疑、知事の答弁あつて、通告の質疑を終結し、ついで新川議員(労)より、日程第一の予算関係議案第四十号乃至第五十八号、第七十一号乃至第八

214	213	212	211	210	209	208	207	206	205	204	203	202	201	200	199
後志地方に甜菜製糖工場設置の件	教育費増額予算措置の件	定時制教育費増額予算措置の件	遠別町字共栄地区入殖促進の件	石狩街道踏切に跨線橋(陸橋)架設の件	道々札幌―稚内線札幌市内北三条東一丁目以東の道路舗装並びに北三条橋拡幅工事施行の件	野津幌川及び小野幌川改修工事施行の件	尻別川改修工事施行の件	厚別川改修工事施行の件	鴛泊村所在道々稚内鬼脇線幅員拡張の件	町村道名寄幌加内道路を道々に昇格の件	鴛泊村所在道々稚内鬼脇線海岸侵蝕防止工事施行の件	函館―戸井―般法華―森路線を二級国道に認定方要望の件	名寄町所在町村道改良工事に對し道費補助の件	国有鉄道函内線工事再開方要望の件	国道三十七号線整備要望の件
後志総合開発期成会々々長 外五名	高教組委員長	道高校長協会定通部会々々長 外三名	遠別町長	同	同	札幌市議会議長	尻別川開発促進期成会々々長 外二名	札幌市議会議長	鴛泊村長 外一名	名寄町長	鴛泊村長 外一名	函館市長 外十九名	名寄町長	同	室蘭市長 外一名
農務	同	文教	農開	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	土木
同	同	同	継続審査	同	採択	継続審査	同	同	採択	継続審査	同	同	同	同	採択

十一号、第八十四号、第八十五号については、なお慎重審査の必要ありと認められるので、委員十七名より成る予算特別委員会を設置し、これらの議案を付託されたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つてそのことに決し、次の委員の選任を決定して、それらの議案は予算委員会に付託した。

- 天 谷 平 信 (協俱)
 田 呂 善 作 (協俱)
 外 田 岩 雄 (協俱)
 道 下 美 作 (協俱)
 二 瓶 榮 吾 (協俱)
 糸 川 章 夫 (協俱)
 西 田 信 一 (自)
 福 島 新 太 郎 (自)
 平 野 栄 次 (自)
 佐 久 間 貞 江 (自)
 三 室 光 雄 (自)
 井 野 正 揮 (社左)
 岡 林 欽 喜 (社左)
 時 田 政 次 郎 (社右)
 多 田 輝 利 (社右)
 沖 野 政 雄 (公)
 和 平 千 治 (労)

ついでその他の議案は次のように各常任委員会に付託した。

一 議案第五十九号、第六十二号、第六十五号、第六十七号乃至第六十九号、第八十二号、第八十三号、第八十七号は総務委員会に、議案第六十号は水産委員会に、議案第六十一号、第六十四号、第八十六号は農務委員会に、議案第六十三号は民生委員会に、次に日程に追加し、議案第八十八号乃至第九十一号を一括議題に供し、知事の説明を聴取した後、議案第八十八号は予算委員会に併託、第八十九号、第九十号

230	229	228	227	226	225	224	223	222	221	220	219	218	217	216	215
伝染病(赤痢)予防対策確立の件	噴火湾小型機船底曳網漁業全廃の件	療養中の生活扶助患者に対する救護措置の件	道々尾札部戸井函館線の主要道々認定及び路線変更の件	中型機船底曳網漁業の操業区海域禁漁指定の件	豊平川築堤工事施行促進の件	五月暴風害による困保事業危機突破対策の件	函館港に輸入食糧給回航措置要望の件	定期命令航路事業に対し助成の件	教育振興対策の件	道立帯広緑ヶ丘病院の病床増加並びに設備整備の件	教育費追加予算承認の件	療養中の生活扶助受給者患者に対する夏季手当支給の件	果樹災害に対し指導援助の件	道立種羊場の種畜場昇格並びに本種羊場一部保安隊用地接収反対の件	冷害調査班派遣の件
社会保障を守る会代表	山越漁業協同組合長	全市診療所患者自治会長 外十三名	函館市長外十九名	根室漁業協同組合長	札幌市議会議長	御影村長	函館市長	北海定期船協会々々長	町村教育長協議会々々長	帯広市長	道都市教育委員会連絡協議会々々長	国立療養所旭川病院患者自治会々々長	北海道果樹協会々々長	指導連会長	農民同盟委員長
衛生	水産	民生	土木	水産	土木	民生	商工	土木	文教	衛生	文教	民生	同	同	同
同	同	継続審査	不採択	継続審査	採択	継続審査	同	採択	同	同	同	継続審査	同	同	採択

は総務委員会に、同第九十一号は農地開拓委員会に付託に決した。

次に知事より諮問された北海道町村合併計画策定に関する意見については総務委員会に付託に決し、ついで会期は十六日より二十日まで五日間延長、なお十五日から十七日まで三日間は休会について諮り異議なくそのことに決し、午後二時五十分散会。

知事説明要旨

ここに提出いたしました昭和二十九年北海道費歳入歳出追加予算案その他について御説明申し上げます。

まず最初に予算案につきまして、はる七月七日発生いたしました札文郡香深村における火災の救助費及び農政諸費、商工振興費等当面緊急に措置を要する経費につき前年度繰越金を財源に見合つて計上いたしました次第でありまして、追加予算の総額は二百七十万円となるのであります。

つきに上川郡名寄町及び中川郡智恵文村を廃しその区域をもつて名寄町を設置することに付いてありますが、この両町村は地理的にもまた経済的にも極めて密接な関係にありますので、八月一日から両町村が合併し適正規模による効率的にして合理的な行政の運営と産業の振興とを図ろうとするものであります。

また名寄町の属すべき郡の区域を定めることについてありますが、名寄町と智恵文村を廃しその区域をもつて名寄町を設置いたしますことに関連し、現在この両町村の所属する郡が異なつておりますので新町の所属すべき郡の区域を定めようとするものであります。

つきに駐留軍及び自衛隊施設対策委員会条例制定のことにつきましては、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊及び自衛隊の用に供する施設及び区域に関する諸施策の円滑適正を期しますため知事の附属機関としてこれが委員会を設置しようとするものであります。

何卒よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○七月十九日 午後二時五十四分開議。予め時間を延長、諸般の報告の後、西村議員（社左）より、警察行政について緊急措置を要する問題

として去る七月十四日岩内町において発生の現職警官の不祥事件について緊急質問、道警察本部長、公安委員より答弁、遺憾の意を表した

246	245	244	243	242	241	240	239	238	237	236	235	234	233	232	231
真駒内キャンプのゴルフ場敷地及び施設譲渡の件	対ソ対中共貿易促進方に関する件	根室地方の冷害及び旱魃に対する飼料確保対策の件	越年又は夏季における失対事業就労者に対する賞金増給処置に替る制度確立の件	静内川の電源開発促進の件	水産加工業界不振に対する打開対策の件	香深村の消防施設拡充に伴う助成方の件	阿寒湖ひめます孵化施設新設の件	教育予算認定の件	自由労働者に対する夏明手当支給等に関する件	香深村上水道の復旧整備に對し助成方の件	香深村火災による罹災者の仮設住宅建築の件	香深村火災による罹災者の生業資金貸付の件	香深村の特別平衡交付金増額交付の件	香深村の隔離病舎及び病院建築費に對し補助の件	仕出業者に対する遊興飲食税免税の件
札幌カントリークラブ理事長	北海道商工会議所連合会々々頭	根室地方農業振興協会々々長	札幌市議會議長	静内町長	北海道水産振興連盟会長	香深村長	阿寒湖漁協組理事長	小樽市議會議長	全道自由労組北海道地方本部委員長	同	同	同	同	香深村長	札幌仕出業組合代表外八名
総務	商工	農務	労働	同	商工	民生	水産	文教	労働	土木	同	民生	総務	衛生	総務
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	継続審査

が、西村議員より三回にわたり再質疑、公安委員長、本部長より、それぞれ答弁があつて、次に日程に追加し、決議案第三號を議題に供し、本案については趣旨弁明省略、朗読の上原案可決、次に意見案第四號を議題とし、本多民生委員長（協俱）より趣旨弁明あつて、異議なく原案可決、次に意見案第五號乃至第七號を一括議題とし、安達農地開拓委員長（自）より、趣旨弁明あつて、異議なく原案可決、次に暴風雪害対策調査の件を議題とし、五月十七日議決設置された暴風雪害対策特別委員会はその後継続調査中であつたが、本日別途報告書が提出されたので本日をもつて調査終了したい旨を語り、異議なくそのことに決し、午後四時三十一分休憩、午後六時十五分再開直ちに散会。

○七月二十日 午後二時四十一分開議、諸般の報告の後、予め時間延長、暫時休憩、午後六時二十一分再開、諸般の報告の後、議事の都合により明二十一日まで一日間会期延長について語り、異議なくそのことに決し、直ちに散会。

○七月二十一日 午後二時三十分開議、諸般の報告の後、予め時間を延長して暫時休憩、午後六時九分再開、諸般の報告の後、日程第一、議案第四十號乃至第五十八號、第七十一號乃至第八十一號、第八十四號、第八十五號、第八十八號を一括議題に供し、多田予算特別委員長（社右）より、本案に対する審査の経過及びその結果について報告、これを語つて異議なく委員長報告通り原案可決、次に日程第二、議案第二十一號乃至第三十九號、第五十九號乃至第七十號、第八十二號、第八十三號、第八十六號、第八十七號、第八十九號乃至第九十一號及び前回より繼續の議案第五十五號を一括議題に供し、立原總務委員長（自）より議案第二十一號乃至第二十四號、第五十九號、第六十二號、第六十七號乃至第六十九號、第八十二號、第八十三號、第八十七號乃至第九十號及び北海道町村合併計画策定に関する意見について、伊藤建築副委員長（自）より、議案第二十五號、第三十七號乃至第三十九號に

②繼續審査中のもの
請願

文書 番號	件名	付託委員會	審査の結果
95	被災町村に対する財政援助措置の件	総務	採択
25	知床港（第一種漁港）補修工事実施の件	水産	同
27	小清水町に保育所設置の件	民生	同
34	消費生活協同組合に対する事業資金貸付の件	同	同
71	国民健康保険振興対策の件	同	同
86	生活困窮者救済対策の件	同	同
92	罹災住民の生活確保対策の件	同	同
3	喜茂別町字双葉に道立診療所設置の件	衛生	同
64	保健衛生施設の改善対策の件	同	同
68	市立札幌病院附馬看護婦養成所に対し道費補助の件	同	同
73	千歳保健所公宅建設の件	同	同
74	千歳保健所車庫建設の件	同	同
79	江差病院附屬結核病棟建設の件	同	同
84	羽幌町結核病棟設置に対し道費補助の件	同	同

ついで、秋山民生副委員長（協俱）より、議案第五十六号、第二十八号、第六十三号について、大久保衛生副委員長（協俱）より、議案第二十七号、第二十九号、第三十号について、勢田文教副委員長（自）より、議案第三十一号、第七十号について、宮本農務委員長（協俱）より、議案第三十二号乃至第三十四号、第六十一号、第六十四号、第八十六号について、中牧土木副委員長（自）より、議案第三十五号、第三十六号、第六十六号について、村山水産副委員長（協俱）より、前回より継続の議案第五十号及び議案第六十号について、安達農地開拓委員長（自）より、議案第九十一号についてそれぞれその審査の経過及び結果について報告があり、これを諮つて、議案第三十五号乃至第三十九号、第六十五号、第六十六号は同意議決、前回より継続の議案第五十号は修正可決、その他の案件はいずれも原案可決と決した。

次に日程に追加し、北海道町村合併計畫策定に関する意見を議題とし、立原総務委員長（自）より、委員会において決定の意見について報告、その意見を議題とし、異議なくそのことに決し、次に日程第四、請願、陳情審査の件を議題とし、本案については委員長報告を省略し、委員会決定どおり決定、次に日程に追加し、意見案第九號を議題に供し、西田労働副委員長（協俱）より趣旨弁明あつて、原案可決、次に日程第六、閉會中請願、陳情繼續審査の件、日程第七、閉會中繼續事務調査の件を一括議題に供し、本件はいずれも閉會中繼續審査または調査を付託することに決定、以上をもつて全案件を議了につき井川副議長（協俱）より、閉會の挨拶があつて、午後七時十分閉會。

91	65	57	54	53	52	51	24	257	256	255	254	253	252	93	88
林業災害対策並びに罹災住宅復旧に対し立木払下げの件	開拓診療所増設の件	南月形地区国営直轄かんがい排水事業促進の件	幌加内村字朱鞆内に開拓診療所設置の件	幌加内地区国営土地改良事業施行の件	千歳町の千歳川流域開発促進の件	幌加内村漆牛内地区国営土地改良事業施行の件	居辺無水地帯開発促進の件	道富溜池事業に対し道費補助の件	土地改良区に長期融資並びに利子補給の件	「トレンチャー」購入費に対し道費補助の件	千歳原野開拓の件	農業土木技術員増員の件	雄武町保安隊大演習場設置反対の件	農業災害対策の件	農業災害対策の件
林務	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	農務
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	採択

決議・意見書

六月中議決の分は時報六卷第七号に掲載

決議

決議案第三號

(昭和29、7、19原案可決)

原子兵器の使用及び實驗禁止並びに原子力の國際管理に關する要望決議

右別紙案文の通り提出する、

昭和二十九年七月十九日

議長 時田余吉殿

議 員
 天 西 三 時 笠 兎 秋 新 高 平 道 上 田 西 原
 谷 田 浦 田 井 玉 山 川 田 野 下 山 中 村 田
 平 正 福 政 幸 由 孝 輝 治 榮 美 宇 武 伊
 信 一 督 次 郎 一 衛 隆 郎 次 郎 三 郎 巖 人

陳 情		文書 番號		付託委員會		審査の結果	
件 名	件 名	番 號	文 書	付 託 委 員 會	審 査 の 結 果	番 號	文 書
建築物災害復旧対策の件	227	227	道々尾札部戸井函館線の主要道々認定及び路線変更の件	土木	同	227	土木
土木施設災害復旧対策の件	60	60	道競馬職員の前給与を一般会計負担措置の件	農務	不採択	60	農務
水産業改良普及事業振興の件	87	87	羅臼村の浅海増殖事業に対する予算措置の件	土木	同	87	土木
春にしん調査費増額の件	63	63	底曳網漁業による冬練漁獲禁止措置の件	同	同	63	同
興漁業調査項目の拡大の件	60	60	道内スルメイカ漁業経営安定のための調査指導の件	同	同	60	同
漁船職員養成所設置の件	58	58	岩内町漁船遭難事故に関する救済対策の件	同	同	58	同
漁船職員養成所設置の件	59	59	津村駐留軍上陸演習場他地域変更の件	水産	採択	59	水産
道内スルメイカ漁業経営安定のための調査指導の件	57	57	瀬棚町漁業災害復旧対策の件	同	同	57	同
漁船職員養成所設置の件	127	127	水産業改良普及事業振興の件	同	同	127	同
岩内町漁船遭難事故に関する救済対策の件	105	105	水産業改良普及事業振興の件	同	同	105	同
漁船職員養成所設置の件	103	103	水産業改良普及事業振興の件	同	同	103	同
岩内町漁船遭難事故に関する救済対策の件	87	87	水産業改良普及事業振興の件	同	同	87	同
漁船職員養成所設置の件	63	63	水産業改良普及事業振興の件	同	同	63	同
岩内町漁船遭難事故に関する救済対策の件	62	62	水産業改良普及事業振興の件	同	同	62	同
漁船職員養成所設置の件	60	60	水産業改良普及事業振興の件	同	同	60	同
岩内町漁船遭難事故に関する救済対策の件	59	59	水産業改良普及事業振興の件	同	同	59	同
漁船職員養成所設置の件	58	58	水産業改良普及事業振興の件	同	同	58	同
岩内町漁船遭難事故に関する救済対策の件	57	57	水産業改良普及事業振興の件	同	同	57	同

決議案第三号

原子兵器の使用及び実験禁止並びに原子力の国際管理に関する

要望決議

われらに、原子兵器の使用及び実験を禁止すると共に、原子力の平和的利用を達成する有効なる国際管理の確保こそ人類永遠の平和を守り、その福祉を増進するため最も緊要なる措置であると確信する。

依つて四百五十万道民の総意を結集し、ここに、本議会の決議を以つて政府並びに国会の善処を強く要望する。

北海道議会議長 蒔田余吉

内閣総理大臣 外務大臣

厚生大臣 内閣官房長官 各連

衆議院議長 参議院議長

意見書

(昭和29、7、5原案可決)

意見案第三號

総合開発調査特別委員長

坂東秀太郎君提出

離島振興法による地域指定要望に関する

意見書(陳情書)

北海道における離島(礼文、利尻、天売、焼尻、奥尻)に対し、離島振興法による振興対策地域として指定されるよう各段の配慮を願う。

(理由)

北海道の西海岸に、礼文、利尻、天売、焼尻、奥尻の五島があり、これらの離島は北海道の北部に位し、いずれも本島より海上二十軒乃至六十軒の遠隔の地にあつて、北西季節風による積雪と寒気、風波の中に、本島との連絡は小型命令航路船のみにより行われているが、荒天及び冬季間においては欠航の止むなき場合もあり、従つて本島との連絡は全く断絶することも相当多い状況である。

離島は豊富な資源をもちながら、以上のごとき自然的悪条件下にあるため、その水産以外の産業は見るべきものなく、経済全般の発展が立遅れ、かつまた文化、厚生、衛生等の恩恵に浴することも少い実情は、本道総合開発の上からも等閑視

132	131	113	98	96	94	7	6	91	72	39	37	36	35	34	104
農業災害対策の件	帯広競馬場復旧対策の件	看護婦養成所設置の病院に対し道費補助の件	苫小牧保健所をB級に昇格の件	治療師(電気、指圧、手技)法制定促進の件	今金町字花石に道立診療所設置の件	小清水町立病院の結核病棟併設に対し道費補助の件	東藻琴村の簡易水道施設実現方の件	浦河町引揚住宅火災に対し救助復興の件	消防施設強化に伴う道費補助の件	消防施設振興対策の件	阿寒村保育所設置に対する認可及び助成の件	阿寒村仁々志別地区国保甲型診療所設置に対し道費補助の件	阿寒村国保直営診療所増築工事に対する助成の件	北海道静和園増築工事施行の件	網走海老桁網漁業振興対策の件
同	農務	同	同	同	同	同	衛生	同	同	同	同	同	同	民生	水産
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	採択	不採択

することのできないところである。

依つて、産業振興の基礎条件を改善して産業の発展を図り、経済力を培養するとともに社会諸施設を整備して、島民生活の安定及び社会福祉の向上を図るには、雖島振興法の指定を受け国の強力なる助成によらねば、その実現は期し得られないので、同法による振興対策の実施地域として開発を推進されるよう格段の配慮を願いたい。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蒔田 余吉

- 内閣総理大臣 大藏大臣
- 通商産業大臣 建設大臣
- 厚生大臣 文部大臣
- 運輸大臣 経済審議庁長官
- 北海道開発庁長官 自治庁長官
- 農林大臣 水産庁長官
- 衆議院議長 参議院議長
- 北海道開発局長

各通（行政庁以外は陳情書とする）

意見案第四號

（昭和29、7、19原案可決）
民生委員長 本多吉江君提出

在外同胞残留者の歸國促進要望に関する意見書（陳情書）

外地における同胞残留者の歸國促進措置を講せられるよう強く要望する。

（理由）

終戦以来、外地における在外同胞は、連合軍並びに関係各国の協力、援助によりその大半はすでに歸國を見たところである。

しかしながら終戦以来九年を経た今日においてもなお、異境の地に抑留され、遠く故國を想いつつ、忍従の生活を送っている同胞の数も相当数に達しており、これを本道出身未帰還者において見ても四千数百名の多きに達する実情であつて、その抑留地域の大部分は中共、ソ連、樺太等となつているのである。

しかして、これら未帰還者の家族の多くは、経済的苦難にあえぎつつ、肉身の

文書番號	件名	付託委員會
207	町村道を地方費道昇格の件	上木
③更に繼續審査されるもの		
83	道管競馬係職員への諸給与を一般会計負担の件	不採択
130	電熱温床施設々置に対し道費助成の件	同
129	花卉の原種圃繁殖圃設置に対し道費補助の件	農務同
100	釧路管内開拓地に対する乳牛導入促進の件	同
81	開拓地緑肥作物種子購入補助の件	同
64	幌延村間寒別地区に開拓診療所設置の件	同
45	森町所在団体管畑地かんがい事業に対する補助の件	同
44	道有貸付牛増配の件	同
43	開拓農家に対する貸付牛枠増加の件	同
41	開拓入殖者に対する道有貸付牛制度強化の件	同
20	小規模土地改良事業に対する補助の件	同
431	冷害による開拓財産立木払下の件	農地開拓同
133	農業災害対策の件	同

帰還を一縷の望みとしているが、現在においては、この希望も焦慮と変り、かつ長年に亘る支柱なき一家の生活苦は極度に切迫し悲惨な状況下におかれているのである。

依つて国においては、これら外地における同胞残留者帰国促進の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蒔田余吉

内閣総理大臣 外務大臣
厚生大臣 内閣官房長官
引揚援護庁長官 衆議院議長
参議院議長

各通（行政庁以外は陳情書とする）

意見案第五號

農地開拓委員長 安達徳太郎君提出

（昭和29、7、19原案可決）

農業土木技術員の増員並びに設置補助要望に
關する意見書

食糧増産対策との一環たる土地改良事業の強力な推進を図るため道土地改良関係職員を増員と市町村、農業協同組合に設置している農業土木技術員を増員しこれが経費に対し速かに予算措置を講ぜられたい。

（理由）

政府が強く要請しているところの食糧増産対策の一環たる北海道の土地改良事業は近時画期的な進展を示し、その事業量は年々膨脹しつつあるが、これが指導実施の衝に當る道の関係職員は依然として増加されないため、内地府県に比し職員一人当りの事業負担量は二・五倍乃至三倍を示しており、また市町村、農業協同組合等において、配置を要望している農業土木技術員は二百六十六名に及んでいるが、現在の配置数は百名に過ぎず百六十六名の不足を告げている等土地改良事業の推進が甚だしく阻害せられている現状である。

依つて本道開発及び土地改良事業の健全なる遂行を図るため、道の土地改良関係職員の増員と市町村、農業協同組合等に設置している農業土木技術員を増員しこれが経費に対し速かに予算措置を講せられるよう強く要望するものであ

67	63	62	61	42	38	22	18	15	14	276	239	172	129	71	329
多度志原野水利組合、貯水池内土砂撤去工事施行の件	町村道清水町人舞基線道路を道々に認定促進の件	町村道清水熊牛間道路を道々に認定の件	旭川市所在春光町江丹別通り幅員変更の件	町村道線路停車場線を道々に昇格の件	町道手稲町星置一石狩町花咲線（仮称）を道々に昇格の件	上磯、大野、七飯環状線の道道昇格の件	町村道エベコロベツ―豊富温泉―豊富市街間路線道々昇格の件	糠平、三股上川間道路開さくの件	市町村道広島―夕張間道路を道々昇格の件	準用河川多度志川改修工事施行の件	札幌都市計画西郊土地区調整反対の件	道々千歳由仁線中御幸橋より米國駐留軍第二基地入口に至る町道を道々に編入の件	釧勝線鉄道敷設方要望の件	町村道沼田町字恵比島―小平村字達布間を道々に移管の件	町村道浅茅野豊富線を準地方費道に昇格の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	土木

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道 知事 宛

北海道議会議長 蒔田 余吉

意見案第六號

農地開拓委員長 安達徳太郎君提出
(昭和29、7、19原案可決)

畑地かんがい事業に對する國庫補助率の 引上げ要望に關する意見書

一 北海道における畑地かんがい事業の國庫補助率は府県同様、事業費の四割となつてゐるが、これを道管かんがい排水事業と同率の五割五分に引上げるよう特別の措置を講ぜられたい。

(理由)

北海道の畑地かんがい事業は昭和二十八年より新規着手を認められ実施中であるが、本道の畑地に広く分布する火山灰地で雨量の少い地域は特に畑地かんがいが必要であり、未施行地域においては早ばつの年は農作物は半減乃至三分の一にも満たぬことがあり、極めて不安定な収入によつて零細な経済を維持している状況である。ことに土性の關係から用水の滲透が大きいため地区の末端対原面積は少くとも一町歩までヒューム管を敷設して水を導入する等一連の特殊工事が必要でありその工事費はかんがい排水事業以上に多額の資材を要し反当二万乃至四万五千円にも達する負担過重の実情にあり、依つて本事業の円滑なる遂行を期せしめるため、國庫補助率を五割五分に引上げるよう特別の措置を強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蒔田 余吉

農 林 大臣
大 蔵 大臣 各通
北海道開発庁長官

意見案第七號

(昭和29、7、19原案可決)
農地開拓委員長 安達徳太郎君提出

119	76	49	48	41	29	28	11	282	266	262	247	246	224	218	77
奥忠別発電所建設反対の件	山部村に定時制高等学校設置の件	教職員政治活動制限法案反対要望の件	帯広盲学校及び学校々舎建築の件	北海道教職員互助組合設立に対し補助の件	永山農業高等学校実習場確保の件	岩内町学校教職員定員増の件	道立俱知安農業高等学校に農業上木科新設の件	北海道深川東高等学校に家庭課程設置の件	苫小牧西高等学校復旧対策の件	札幌市教員の定員増加並びに全日制道立高等学校設置の件	伊達高等学校女子寄宿舎新築の件	伊達高等学校農業科施設新設の件	福島高等学校に通常課程設置の件	教職員給与基準是正に關する件	音別原野道路を道々に昇格の件
商	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	文	同
工														教	

開墾建設工事促進要望に関する意見書

一 北海道開拓に挺身する入植者の速かなる営農安定をはかるため、開拓地における建設工事の促進につき特別の措置を講ぜられたい。

(理由)

北海道は開発後、日なお浅い為既耕地においても道路用排水、飲料水施設等基本的な工事が整備されていない状況であるが、このことは開拓地にあつては特に顕著であり、入殖にあつては建設工事の行先が特に強調されるわけである。

本道の建設工事は直轄、代行を合せ、計画総額百三十七億一千四百万円に達するが、現在までの実績は四十二億六千四百万円で、計画量に対し三十一%の進捗を見たに過ぎない状況であり、今後における入殖計画を推進する上において非常な障害となつてゐるばかりでなく、既入殖者の営農安定上からも憂慮に堪えないものがある。

依つてこれが促進について特別の考慮を払われるとともにすでに工事完了となつてゐる地区においても、当初計画の不備により、土地改良工事、飲料水施設等が行われず、営農不振の要因となつてゐる地区も相当数に上るので、これらについても特に追加工事を認められるよう要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蒔田 余吉

農林大臣
大蔵大臣
各通
北海道開発庁長官

意見案第九號

(昭和29、7、21原案可決)
労働委員長 三室光雄君提出

駐留軍勞務者の失業対策に関する意見書

一 本道よりの駐留米陸軍部隊の撤退については政府の責任において失業対策を含めた移駐計画を樹立せられるとともに当面緊急を要する措置につき適切な方途を講ぜられたい。

(理由)

朝鮮動乱の終熄に伴う影響とデフレ政策による不況から近時失業情勢は日増

2	265	245	202	193	174	37	35	33	32	320	253	10	7	275	160
八短期大学に対する道費補助の件	利尻郡鴛泊村町制施行の件	旭川市立天文台整備拡充に対し道費助成の件	北海道用金属機械類発注に関する件	米駐留軍演習用地接取関係経費に対する道費助成の件	取壊築造及び発電所建設の実現促進の件	稚内市西稚内地区に道立診療所設置の件	広尾町字音調津字豊似市街地に道立診療所設置の件	労働基準法に基く技能者養成に対し道費助成の件	中小企業技能者養成事業に対し道費助成の件	美瑛市に北海道労災病院設置の件	岩見沢市に労災病院設置の件	辺地部落における配電設置補助金交付の件	まんが工場運転資金融資斡旋の件	南尻別村所在尻別川下流電源開発の件	美瑛地区農地開発かんがい工事に伴う電源開発の件
同	同	同	同	同	総務	同	衛生	同	同	同	労働	同	同	同	商工

に深刻化しつつあるとき、本道に駐留する米陸軍部隊の撤退が去る七月九日ハル米極東軍司令官より突如発表されるに至り更に大量の解雇者が予想されることは益々社会不安を増大するものとして洵に憂慮に堪えない。

すなわち撤退に伴つて直ちに失業を予想されるものは国の間接雇用者五千二百六名のうち四千二百七名また軍の直接雇用者は約二千八百名に達する見込であり、これら解雇者については就職斡旋を考慮しつつあるも現下窮迫せる道内の雇用情勢より見て道内民間への就労は極めて困難な現況にある。

よつて本道よりの駐留米陸軍部隊の撤退については政府の責任において失業対策を含めた移駐計画を実施せられるとともに当面緊急を要する軍移駐先への転属または移駐先における再雇用の確保、自衛隊への優先雇用、職業紹介機関の強化、失業対策事業の拡充、職業輔導施設の増設等の措置を速やかに講ぜられ、その経費については全額国庫負担とする積極的の方途を講ぜられるよう強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蒔田 余吉

内閣総理大臣 芳 働 大臣
 外務大臣 厚 生 大臣
 防衛庁長官 調 達 庁 長 官
 大蔵大臣 目 治 守 長 官
 衆議院議長 参 議 院 議 長

各通（行政庁以外は陳情書とする）

常任委員会

議會運営委員会

○七月一日 午前一時三十四分、議長室において開議。

① 大久保議員（協俱）の発言に対する山内議員（労）の弁明の取扱
 方について協議、午前二時十分一旦休憩、午前二時五十分再開。

陳情

番 表 號	文 書 件 名	付 託 委 員 會
51	美瑛町市街より美沢を経て上富良野町に至る町村道の道々昇格促進の件	土 木
111	旭川土木現業所にタナトーザ（超ブルトーザ）配置の件	同
161	ヤリムカシ厚床間観光道路設置の件	同
368	北海道農業試験場北見支場存置の件	農 務
61	漁港施設（理立地公共用地及び輸送施設）に対し道費負担の件	水 産
120	魚菜卸売市場審議会制度設定の件	同
82	植林地を農用適地として買収の件	農 地 開 拓
130	足寄町大營地区未墾地買収計画変更の件	同
473	土地改良事業に対する助成の件	同
500	東川村所在東和土地改良区灌漑水温低下に関する件	同
505	釧路村上別係地区国有林を開拓地として選定の件	同
3	道立室蘭栄高等学校々舎改築並びに移設の件	文 教
410	三本建教員給与決実地に関する件	同
459	砂川町に国立工業大学設置促進の件	同
461	学校教員給与三本建実施反対の件	同

② 本会議は直ちに開議し、劈頭山内議員（労）の一身上の弁明を行
し、引続き日程どおり進めることを了承、午前二時五十七分散会。

○七月五日 午前十一時一分、議長室において開議。

① 議案第四十号乃至第八十三号の提案の都合により本会議は午後一
時開議して知事の提案理由説明を聴取することに決定。

② 知事説明聴取後一旦休憩、議運を再開、休会日、代表質疑の日程、
北洋博開会式出席等について協議すること、なお本日は常任委員会
に付託してある案件は上程しないこと、意見案第三号は再開後上程
委員長説明の後議決し、日程第二及び第三の閉会中審査の請願、陳
情を議決することに決し、午前十一時九分休憩、午後三時二十分再
開。

③ 十日は知事不在で休会、十二日再開して爾後の日程についてはそ
の際協議すること、目標としては一般質疑を二日間を終了特別委員
会設置について協議し十七日までに終るよう努力することを了承。

④ 本日は意見案第三号を議決し、次に日程第二、第三の請願、陳情
審査の件を議決し一旦休憩とすることに決定して、午後三時四十八
分休憩、午後五時六分再開。

⑤ 十日まで休会し、十二日再開に決定、北洋博開会式出席者につい
ては各党まとめて八日午前中までに報告のこと、直ちに本会議を再
開することとし、午後五時十分散会。

○七月十二日 午前十時五十五分、議長室において開議。

① 今後の運営については十二日より十四日まで三日間で質疑を終
り、十五日より十九日頃までに結論を出し、二十日頃閉会するよう
努力することを了承。

② 予算特別委員会を設置すること、委員数は十七名とし、協俱六、
自由五、社会（左）二、社会（右）二、労農一、公正一とすること
に決定。

66	42	108	107	99	95	85	71	33	32	31	30	29	496	492	462
道費補助土地改良事業の予算額並びに補助率引上の件	永山村団体営畑地灌漑設備に対し助成の件	千歳高等学校を道立移管の件	市町村立学校職員的一般旅費増額措置の件	天売村に定時制高等学校設置の件	中学校及び高等学校通信教育予算復活の件	学校教職員定員増の件	学校教職員定員増に関する件	道南地方に道立図書館設置の件	小中高各学校の学級編成並びに教職員増員の件	千歳高等学校を道立移管の件	沼田高等学校道立移管促進の件	中標津町に道立図書館分館設置の件	農林省林業試験場北海道支場の土地建物及び設備譲渡の件	地方教育行政制度の改正に対し反対の件	公民館振興助成対策の件
同	農地開拓	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	文教

③ 本日の本会議は午前中に議案第八十四号乃至第八十七号を上程、知事説明を聴取、代表質疑を一名終ることを了承。

④ 代表質疑の順序は土山(公) 山内(労) 二瓶(協俱) 佐久間(自) 三沢(社左) 岡田(社右) 各議員の順とし、本日は佐久間議員(自)までとし午後五時終了を旨途とすること。

⑤ 一般質疑については各派において協議の上明日の議運までに通告することとし、本会議は午前十一時三十分開議に決し、午前十一時十六分散会。

○七月十三日 午前十時四十五分、議長室において開議。

① 一般質疑については、社会(左) 西村議員、自由三室議員の外一名は未定、協俱未定、社会(右) 公正は行わない、なお質疑時間を調整し明日中に終ることとし、

② 質疑の順位は、協俱、自由、協俱、自由、協俱、社会(左)、自由、社会(右)、協俱、社会(左)、公正、労農の順とする。

③ 予算特別委員会委員の氏名については明日の議運までに各党において決めること、明日は直ちに本会議を開議し、議運は休憩中に開くことに決定。

④ 本日の本会議は午前十一時開議、議事については進行状況により議長一任とすることとし、午前十時五十二分散会。

○七月十四日 午後一時四十分、議長室において開議。

① 本日の議事は質疑の続行、質疑終了後予算特別委員会の設置を議決すること、これの動議提出は労農党とする。次に議案第八十八号乃至第九十一号を上程、知事説明を聴取後直ちに委員会付託とすること。

② 北海道町村合併計画策定に関する意見を求むるの件については総務委員会付託とすることに決定。

③ 会期は七月二十日まで延長することとし、十七日まで休会、十九

222	214	73	49	48	47	495	478	133	38	490	243	242	128	126	67
地方公共団体の債務保証の件	豊富村字有明部落を稚内に編入の件	美瑛発電所道管にて設置の件	北日本航空株式会社に対し道費出資の件	発電所建設について反対の件	神路発電所設置促進の件	奥忠別川発電所設置に関する件	新冠川の水源確保の件	白井川二股ダム建設反対の件	国民健康保険振興対策の件	北海道炭礦汽船会社の企業整備反対の件	北海道労災病院建設地選定の件	岩見沢市に労災病院設置促進の件	永山村畑地灌漑設備に対し道費助成の件	開拓者としての適用の件	道費補助土地改良事業の予算額並びに補助率引上の件
同	総務	同	同	同	同	同	同	商工	民生	同	同	労働	同	同	同

日再会とすることに決定。

④ 議案第七十一号乃至第八十一号は予算特別委員会付託に決定。

⑤ 予算特別委員の氏名について議事課長より報告、報告のとおり議長より指名すること。

⑥ 次回議運は十九日午前十時より開くこと、本日の本会議は午後二時十分再開することに決し、午後一時五十四分散会。

○七月十九日 午前十一時二十二分、議長室において開議。

① 西村（社左）田呂（協俱）議員より通告の現職警察官の非行についての緊急質問を行うことを了承。

② 意見案第四号は上程すること、決議案第三号は議運委員名で提出することについて民生委員長と協議することとし、

③ 千島、齒舞諸島返還懇請大会を八日に函館で行うことについては異議なく了承、派遣議員は総務委員とすることに決定。

④ 議員の任期延長問題に関する意見案については各党において協議すること、警察関係の所管委員会の問題については各党において検討すること、午後二時三十分議運を再開することとし、午前十一時五十分休憩、午後二時四十分再開。

⑤ 付託議案の委員長報告は明日に廻すことに決定。

⑥ 直ちに本会議を開議、緊急質問、意見案及び決議案を上程議決、なお暴風雪害対策特別委員長報告により調査終了の議決を行うことに決定。

⑦ 議員の任期延長問題については、本会議の日程終了後一旦休憩の上再度議運を開いて協議することとし、午後二時四十六分休憩、午後五時五十六分再開。

⑧ 議員の任期延長問題については明日午前中に議運を開いて協議すること、本会議は直ちに再開することとし、午後六時散会。

○七月二十日 午後零時二十三分、議長室において開議。

486	454	453	451	450	449	448	402	394	372	370	149	144	297	295	82
北海道大学教育学部に附属高等学校設置援助の件	函館自動車学園に補助金交付の件	公認道営水泳プール設置の件	北海道学芸大学施設拡充費に対し道費助成の件	私立中学、高等学校に対し道費助成の件	北海道園校舎建築費に対し道費助成の件	豊富村に町制施行の件	函館商科短期大学に対し助成の件	バスに対する自動車税課税標準の件	バス（自動車）税軽減に関する件	道税減免の件	事業税減税措置の件	事業税の外形標準税廃止または減免措置の件	会計年度の変更の件	十勝郡大津村及び広尾郡大樹町忠類村の境界変更の件	函館市千代ヶ岳公園野球場建設費に対し道費補助の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	総務

① 議員の任期延長問題及び警察関係の所管委員会の問題については休憩中に協議すること、議運は午後二時再開、本会議は午後二時三十分開議し時間延長を行うことに決定、午後零時二十六分休憩、午後六時五分再開。

② 委員長より各委員会の付託議案審査の状況について報告があり、会期を明日まで一日延長することに決定、直ちに本会議を再開することとし、午後六時十二分散会。

○七月二十一日 午後四時三十五分、議長室において開議。

① 意見案第八号都道府県議会議員の選挙期日延期反対に関する意見書は撤回、副議長より議長宛に議員の任期延長問題につき打電した旨を報告。

② 勢田議員(自)の文教、民生委員より水産、農地開拓委員へ選任替については、各党の了承が得られれば再度議運に諮らずに本会議において選任することに決定。

③ 警察関係所管委員会設置の問題については、総務委員会で取扱うこと。

④ 議員の記念アルバムについては各党において協議の上、事務局長まで意見を申し出ること。

⑤ 本日の議事は、(1)日程第一、予算特別委員長報告及び議決、(2)日程第二、各常任委員長報告及び議決、(3)日程第三、北海道町村合併計画策定に関する意見の審査報告及び議決、(4)日程第四、請願審査の件、(5)日程第五、陳情審査の件、(6)日程第六、閉会申請願、陳情継続審査の件、(7)日程第七、閉会中事務継続審査の件の順序とする。

⑥ 意見案第九号駐留軍労務者の失業対策に関する意見書は上程することに決定、予算特別委員長報告の準備が出来次第本会議を開議することとし、午後四時五十五分散会。

487	留込薬町より温根湯地区分町の件	同
498	千島、街舞諸島沿岸漁業再開のため日中ノ国交回復に関する件	同
1	北海道在京学生会に対し道費補助の件	同
2	町村合併促進に要する経費補助の件	同
3	北海道大学水産学部整備拡充に対し道費補助の件	同
75	遊興飲食税減免の件	同
92	浦河町に対し特別平衡交付金増額交付の件	同
115	池田町社会福祉事業協会保育園に天皇陛下御臨席要望の件	同

第二回定例道議會の議決を経た條例の公布調

件名	議決月日	公布月日
北海道警察組織条例	七、一	七、二六
北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員並びに北海道地方警察職員の職務の宣誓に関する条例	同	同
北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員の費用弁償条例	同	同
北海道職員勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例	同	同
北海道警察職員の概算旅費支給に関する暫定条例	同	同
風俗営業取締法施行条例の一部を改正する条例	同	同

總務委員會

○七月五日 午前十一時三十分、第二委員室において開議。

① 立原委員長(自)より、本日の追加提出案件について説明を求め、総務部長より大要説明、ついで各種委員会及び総務部所管の予算案について財政課長より説明、二瓶委員(協俱)より、泥炭地開発促進費の内容について、山内委員(労)より、(1)行政調査費の経済安定対策諸費について、(2)警察費の負担区分について、(3)警察の雑収入、財産収入及び装備諸費の内容について、立原委員長(自)より(1)国体準備費の寄附金について、(2)スポーツセンターの管理について、西田(信)委員(自)より、(1)警察職員の見外の数及び今回の退職者数について、(2)警察法改正に伴う財政計画について、(3)警察用建物買収費の問題について、吉田(定)委員(協俱)より、警察職員の数の不都合について質疑があり、財政課長より答弁。

② 次に教育委員会、衛生部、民生部所管について財政課長より説明、山内委員(労)より、性病々院費の内容について、吉田(定)委員(協俱)より、結核予防費国庫返納金の内容について、窪田委員(公)より、薬事諸費の雑収入について質疑があり、財政課長より答弁。暫時休憩、午時二時五十五分再開。

③ 次に農務部、土木部、農地開拓部所管について財政課長より説明、山内委員(労)より、農地開拓部所管の諸費の国庫返納金の内容について、二瓶委員(協俱)より、道路特別整備費を道路舗装費の簡所付の内容について質疑があり、財政課長より答弁。

④ 次に商工部、建築部、労働部、林務部、水産部所管について財政課長より説明、川人委員(社右)より、優良苗木購入の方法について、金沢委員(自)より、(1)優良苗木購入を道森連にやらせることの可否並びに道森連との話し合いの内容について、(2)貿易振興諸費の内容について、二瓶委員(協俱)より、行幸関係の配車経費を林

北海道公安委員会及び警察署長の行う許可等に関する手数料条例	七、一	条例七、三一
北海道地方警察職員の調査手当の支給に関する条例	七、二一	同七、二七
北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例	七、一	同三六
北海道地方警察職員の公務災害補償に関する条例	同	同三七
北海道警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例	同	同三八
北海道地方警察職員の臨時待命に関する条例	同	同三九
北海道警察の機関の依頼または要求に応じ公務の遂行を補助する証人等の費用弁償並びに警察官の採用が取消された者の費用弁償に関する条例	同	同四〇
警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律施行条例	同	同四一
北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員の費用弁償条例の一部を改正する条例	同	同四二
北海道職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	同	同四三
北海道地方警察職員の定員に関する条例	同	同三三
北海道地方警察職員の給与に関する条例	同	同三四
北海道札幌後保護指導所条例	七、三	同二九
北海道毛地建物取引業者登録手数料条例の一部を改正する条例	同	同四五
北海道立社会福祉館使用条例	同	同八一
公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	同	同五一
	同	同五二

業振興費に計上していることについて、大久保委員（協俱）より、中小工業振興対策費の内容について質疑があり、財政課長より答弁。

⑤ 次に各部所管の風雪害対策費関係について財政課長より説明、別に質疑がなく、次に各特別会計予算について財政課長より説明、山内委員（労）より、職員公宅建築資金貸付金の内容について、大久保委員（協俱）より、地方競馬費の増加した理由について質疑があり、財政課長より答弁。

⑥ 次に予算全般の質疑に入り、二瓶委員（協俱）より、災害金融の決定した額及び提案の時期について、吉田（定）委員（協俱）より、国警と自治警の給与差額の調整について、大久保委員（協俱）より、七月一日の道警設置の際の空白時における発生事件及びその措置について、太田委員（社左）より、(1)国警と自治警の給与の調整について、(2)今議会中の追加提案見透しについて、金沢委員（自）より、警察関係予算に対する道費上置の問題及び防犯協会の問題について、山内委員（労）より、国の実行予算一割削減の問題について質疑があり、総務部長、財政課長、警務部長より答弁、午後四時三十分散会。

○七月六日 午前十時五十分、第二委員室において開議。

① 立原委員長（自）より、昨日提案の追加案件について説明を求め、議案第五十八号、第五十九号について税務課長より説明、山内委員（労）より、道民税の徴収方法及び市町村に対する取扱手数料交付の問題並びに固定資産税の評価の方法について質疑があり、税務課長より答弁。

② 次に議案第五十一号乃至第五十七号、第六十号乃至第七十号について財政課長より説明、二瓶委員（協俱）より、公有水面埋立地の区域編入について、山内委員（労）より、(1)宝くじの発売状況について、(2)五月暴風雪被害遺族の救助対策について、西田（信）委員（自）より、(1)北海道職員互助会に対する貸付金の内容について、(2)

北海道立教員保養所使用料条例の一部を改正する条例	同	同	同
主要農作物種子法の実施に関する条例の一部を改正する条例	同	同	同
北海道立家畜人工授精所条例の一部を改正する条例	同	同	同
北海道立種畜場及び北海道立種羊場種畜使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	同	同	同
保健所設置条例の一部を改正する条例	同	同	同
北海道漁業卸売市場条例を改正する条例	七、二一	同	同
投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例	七、三	同	同
駐留軍及び自衛隊施設対策委員会条例	同	同	同
北海道地方競馬実施条例の一部を改正する条例	同	同	同
北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	同	同	同
北海道立札幌中島スポーツセンター条例	同	同	同
北海道立札幌中島スポーツセンター使用条例	同	同	同
食品の製造販売元商等衛生条例	同	同	同
北海道付属機関構成員その他非常勤職員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	同	同	同
北海道立病院条例の一部を改正する条例	同	同	同
北海道税条例の一部を改正する条例	七、二一	同	同
北海道国民健康保険診療報酬審査委員会審査手数料条例の一部を改正する条例制定の件	同	同	同

樹苗価格安定資金貸付について施行体を変更した理由について、吉田(定)委員(協俱)より、地方競馬条例改正の内容について、質疑があり、財政課長より答弁、暫時休憩、午後零時四十分再開。

③ 次に議案第七十一号警察職員の定員に関する条例制定の件について人事裝備課長より説明、大久保委員(協俱)より、警察職員中技術吏員の職務内容について、山内委員(労)より、予算と定員の関係について、西田(信)委員(自)より、現在の公安委員会関係職員とこの定数条例との関係及び予算の関係について、吉田(定)委員(協俱)より、道、方面各本部及び署の課係の制定について質疑があり、総務部長、道警警務部長、人事裝備課長より答弁。

④ 次に議長第七十二号、第七十三号警察職員の給与関係について人事裝備課長より説明、二瓶委員(協俱)より、通し号俸俸給表の適用範囲について、山内(労)金沢(自)委員より、俸給調整の問題について、太田委員(社左)より、他府県との比較について質疑があり、総務部長、道警警務部長より答弁。

⑤ 次に議案第七十四号乃至第八十一号について道警総務部長、人事裝備課長、会計課長より説明、山内委員(労)より、(1)警察官の職業上の特殊失患について、(2)拳銃亡失等に対する監督について、(3)公安委員会の開催回数と委員の費用弁償について、金沢委員(自)より、警察官に対する貸与品の問題について、太田委員(社左)より臨時待命と恩給起算日の関係について質疑があり、関係部課長より答弁。

⑥ 次に議案第八十二号、第八十三号について財政課長より説明を聴取、午後二時七分散会。

○七月十二日 午前十時五十五分、第二委員室において開議。

立原委員長(自)より、本日追加提出案件について説明を求め、議案第八十四号乃至第八十七号について財政課長より説明、山内委員(労)より、教員の認定講習の計画内容について、二瓶委員(協

俱)より、沿岸魚田改良施設について、吉田(定)委員(協俱)より、五月暴風雪害利子補給基準について、立原委員長(自)より、(1)教員の認定講習で受講できなかった者に対する対策について、(2)繰越金の総額について質疑があり、財政課長より答弁、午前十一時二十分散会。

○七月十四日 午前十時四十分、第二委員室において開議。

① 立原委員長(自)より、本日提出案件について説明を求め、議案第八十八号乃至第九十一号について総務部長、財政課長、地方課長より説明、山内委員(労)より、駐留軍及び自衛隊施設対策委員会の委員数と委員選任の方法について質疑(関連して川人(社右)吉田(定)(協俱)委員よりも質疑)があり、総務部長より答弁。

② 次に「北海道町村合併計画策定に関する意見について」議会の意見を求められていることについて説明を求め、地方課長より説明、委員長より、本件については予め研究願いたい旨を述べ、午前十一時十三分散会。

○七月十九日 午前十一時、第三委員室において開議。

① 立原委員長(自)より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第二十一号、第二十三号、第二十四号、第六十二号、第六十七号乃至第六十九号、第八十二号、第八十三号、第八十七号、第八十九号、第九十号は原案可決、同第六十五号は同意議決に決定、議案第五十九号は明日審査を行うこととし、

② 次に千島、齒舞諸島返還懇請國民大會開催に関して企画室長より説明を聴取、山内(労)二瓶(協俱)委員より、毎年継続して行うことについて質疑及び意見があり、企画室長より答弁、暫時休憩、午後五時十六分再開。

③ 次に「北海道町村合併計画策定に関する意見について」の件については、山内(労)川人(社右)二瓶(協俱)吉田(定)(協俱)各

委員より、それぞれ意見があつたが、結局委員長において意見案を作成し、明日審査を行うこととし、午後五時四十五分散会。

○七月二十日 午後三時十分、第三委員室において開議。

① 立原委員長(自)より、千島、齒舞諸島返還懇請国民大会の件を議題に供し、山内(労)太田(社左)委員より質疑及び意見があり、企画室長より答弁、委員派遣について諮り、日程は六月三十日から七月三日までとし、派遣委員については委員長一任と決定。

② 次に付託案件の審査に入り、議案第五十九号について、質疑応答があつて、暫時休憩、午後四時十分再開。

③ 休憩前に引続き審査を行い、議案第五十九号は原案可決に決定、ついで「北海道町村合併計画策定に関する意見について」の委員長作成の意見試案について諮り、語句を一部修正の上意見を決定、午後四時四十五分散会。

衛生委員會

○七月二十日 午前十一時二十分、第三委員室において開議。

① 金沢委員長(自)より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第二十七号、第二十九号、第三十号は原案可決に決定。

② 次に道管ワクチン製造計画について衛生、農務委員各三名を選任協議することになつてゐる旨を述べて衛生委員よりの選任について諮り、田中(自)川人(社右)委員より道管問題について意見があり、人選は委員長指名に決し、金沢委員長(自)大久保副委員長(協)山内委員(労)の三名を決定。

③ 次に函館市衛生施設の視察については計画作成を委員長一任とし、

④ 次に太田委員(社左)より、血液銀行の取扱ひ範囲について質疑

があり、衛生部長より答弁があつて、午後零時二十分散会。

○七月二十八日 午後一時四十分、第三委員室において開議。

① 金沢委員長(自)より、衛生施設視察の問題を議題とし、総務委員会の千島、齒舞諸島返還懇請大会出席と歩調を合せ、六月三十日から七月三日まで函館市の衛生施設を視察するため委員派遣について諮り、異議なく委員長一任に決定。

② ついで川人委員(社右)より、千島、齒舞諸島返還懇請大会について発言があり、井川委員(協)より応答、午後二時散会。

文教委員會

○七月十四日 午後零時五分、第三委員室において開議。

林委員長(協)より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第三十一号は原案可決に決し、請願、陳情の審査は次回委員会において行うこととし、午後零時十分散会。

○七月十九日 午後四時四十五分、第二委員室において開議。

① 林委員長(協)より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第七十号は原案可決とすることに決定、請願、陳情については継続審査をすることとし、暫時休憩、午後五時六分再開。

② 委員長より、留辺蘂並びに湧別の代表者より、それぞれ町村立高等学校の道立移管について要請があつた旨を述べ、午後五時八分散会。

民生委員會

○七月十四日 午前十時五十分、第三委員室において開議。

① 本多委員長（協俱）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第二十六号、第二十八号は原案可決に決定。

② 次に意見案第四號在外同胞残留者の歸國促進要望に関する意見書を上程することに決定、案文は委員長一任とすることとし、

③ 次に決議案第三號原子兵器の使用及び實驗禁止に關する要望決議を上程することに決定、本件については一応各党の意向を確めることとし、

④ 次に委員会より報告を求めていた明啓院の問題について民生部長より説明を聴取、新川委員（労）より、改善措置に因し道が行つた勅告文書の提出要求があり、

⑤ 次に議案第六十二号、第六十三号の事前審査を行うこととし、保険課課員より説明を聴取の上、原案可決に決し、なお本案については委員会付託となつた場合、本案審査のための委員会は開かないことを了承、午前十一時五十五分散会。

○七月十九日 午後五時十分、第二委員室において協議会を開議。

上砂川町議會、北海道医師會、患者同盟の各代表者より、(1)七月一日厚生省告示を以て実施された社会保険診療点数中一部改正に對する反対について、(2)制限診療撤廃について、(3)国庫負担による一点単価二十円の実施について、(4)抗生物質等のフアッシュ的点数切下げ反対について説明並びに要望を聴取、午後五時三十五分散会。

○七月二十六日 午後一時四十分、第三委員室において開議、

① 本多委員長（協俱）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第四百四十四号社会保険診療点数中一部改正に對し反対要望の件に

ついで民生部長より説明を聴取、秋山副委員長（協俱）児玉（自）新川（労）坂東（浩）（自）中野（社左）各委員よりそれぞれ質疑及び意見があり、民生部長より応答があつて、暫時休憩、午後二時十八分再開。

② 請願第四百四十四号については継続審査とし、請願第一百二十二号、陳情第七十二号、第七十三号、第七十八号、第二百二十四号、第二百二十八号、第二百三十四号、第二百三十五号、第二百四十号は採択、同第三十八号は不採択、請願第四百四十五号は継続審査に決し、

③ 次に道内民生（及び文教）事情視察について諮り、このことについては委員長一任とし、

○七月十五日 午前十時二十五分、第二委員室において開議。

① 宮本委員長（協俱）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第三十二号乃至第三十四号、第六十一号、第六十四号、第八十六号は原案可決、請願第三百三十四号、陳情第九十二号、第九十三号は採択、請願第六十号、陳情第八十三号は不採択、請願第九十九号、陳情第四百四十四号、第四百四十六号、第二百十四号は継続審査に決定、暫時休憩、午後一時三十五分再開。

② 休憩前に引続き陳情の審査を行い、陳情第二百二十九号、第三百三十号、第四百十三号、第四百十五号、第四百十七号、第四百九十四号、第二百十五号乃至第二百十七号は採択、同第四百四十二号は不採択、同第三百六十八号は継続審査に決定。

農務委員會

③ 次にいねひめはもぐりばえの防除費補助金獲得のため中央折衝を行うことについて諮り、異議なく委員派遣に決し、派遣委員の人選、日程等については委員長一任とすることとし、

④ 次に道内調査について諮り、日程その他について委員長一任とすることに決定。

⑤ 次に平野副委員長（自）より細菌工場設置問題について農務、衛生両委員会より委員を選任の上研究することになったことについて発言があり、三沢（社左）若林（社右）委員よりこれについて意見があり、委員を選任することに決し、三沢（社左）西川（協俱）若林（社右）各委員を選任。

⑥ 次に国立農業試験場技官より、油脂資源としての早生大豆奨励のための研究及び水稲の中生、早生種に対する改良等に關する対策について説明、道に対する予算措置等の協力方要請があつて、午後三時十一分散会。

林務委員会

○七月十五日 午後三時十五分、第二委員室において開議、

① 西川委員長（協俱）より、陳情の審査を行う旨を述べ、陳情第百五十八号、第百九十一号は採択、同第百五十九号は不採択に決定。

② 次に岡林委員（社左）より、七月二十三日函館における林業大会出席並びに洞爺、支笏湖国立公園施設の視察について発言があり、更に渡島半島の道有林視察も併せて委員派遣に決し、派遣委員並びに日程については委員長一任とし、午後三時三十分散会。

水産委員会

○七月十五日 午前十時五十分、第三委員室において開議。

① 坂本委員長（自）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、継続審査の議案第五十号北海道魚菜卸売市場条例制定の件について現地調査の結果について報告を求め、井野委員（社左）より報告、村山副委員長（協俱）より、警察が取締る面について質疑があり、井野委員（社左）より応答、本件については審議会設置の条文を追加し修正可決とすることに決定。

② 次に議案第六十号は原案可決、陳情第百二十号は会議に付するを要しないものと決定。

③ 次に漁業基金協会に対する市町村の出資問題に關する市町村起債の見透しについて地方課長より説明を聴取、委員長より努力された旨の要望があつて、午後零時散会。

○七月二十六日 午前十一時三十六分、第二委員室において開議。

村山副委員長（協俱）より、函館市において開催の北洋博覧会視察の件を議題に供し、七月二十七日より三日間、沖野（公）笠井（社右）安達（自）大竹（協俱）三浦（協俱）岡田（社左）旭（自）各委員及び村山副委員長（協俱）を派遣することに決定、午前十一時四十分散会。

農地開拓委員会

○七月十九日 午前十時五十分、第二委員室において開議。

安達委員長（自）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第九十一号は原案可決、意見案第五號農業土木技術員の増員並びに設

置補助要望に関する意見書は原案のとおり上程することに決定、意見案第六號畑地かんがい事業に對する國庫補助率の引上げ要望に関する意見書は字句を修正して上程すること、又、意見案第七号は原案のとおり上程することに決定、午後零時十分散会。

○七月二十一日 午後三時四十五分、第二委員室において開議。

安達委員長（自）より、農地開拓関係国費予算の上京折衝について諮り、委員派遣に決定、人選については委員長一任とし、午後三時五十分散会。

○七月二十六日 午前十一時十分、第二委員室において開議。

① 安達委員長（自）より請願、陳情の審査を行う旨を述べ、本日は特に急を要すると認められるもののみ限定して審査を行うこととし、請願第百五号、陳情第六十八号、第五百号は採択、陳情第四十二号、第二百二十八号は継続審査に決定。

② 次に先に決定した道内農地開拓事情視察の実施については農作物收穫時期の九月下旬頃に実施することを申し合せ、午前十一時三十五分散会。

商 工 委 員 會

○七月五日 午後二時四十五分、第三委員室において開議。

① 冒頭函館市長より、北洋博會期中食糧輸入外國船の函館港廻航方について陳情を聴取、宮坂委員長（協俱）より、本件については陳情第二百二十三号として付託されているので直ちに審査を行う旨を述べ、審査の結果採択することに決し、ついで本件について道食糧事務所に廻航方を要請することについて諮り、正副委員長一任に決定。

② 次に第十次造船計画に関する中央折衝について諮り、派遣委員に宮坂委員長（協俱）大島（協俱）伊藤（自）各委員を決定。

③ 次に北洋博の開會式出席について諮り、和平（勞）宮津（自）各委員より意見があり、委員派遣については委員長一任に決し、午後三時二十一分散会。

○七月十三日 午前十時三十五分、第一委員室において開議。

① 冒頭、千歳町長より、駐留米軍撤退に伴う千歳町の中小企業対策について陳情を聴取。

② 宮坂委員長（協俱）より、北洋博開催状況調査について諮り、和平委員（勞）より、七月三十、三十一の両日函館市において開催される「日中貿易促進地方議員連盟全国大会」出席について、宮津委員（自）より、七月二十九日函館市開催の「商工組合中央会全道大会」出席についてそれぞれ日程に組みたい旨の要望があり、森川（社左）伊藤（自）各委員福島副委員長（自）より質疑があり応答の後各委員これを了承、派遣委員及び日程については、委員長に一任次期委員会において決定することとした。

③ 次に第十次造船計画に伴う新造船の建造割当及び雄武、枝幸小水力発電事業に對する融資問題並びに輸入大豆の割当枠拡大獲得について中央折衝を行うことについて諮り、宮坂委員長（協俱）大島（協俱）清水（自）各委員を派遣することに決し、午前十一時十二分散会。

○七月二十一日 午前十一時三十分、第二委員室において開議。

① 福島副委員長（自）より、委員派遣について諮り、(1)新冠川の電源開発に伴う現地調査については七月二十三日から二十七日まで五日間、派遣委員は伊藤（自）佐久間（自）坂東（秀）（公）和平（勞）各委員及び福島副委員長（自）、(2)商工事情調査並びに第三回商工組合全道大会出席のため函館市に七月二十八日より三十一日まで四日

間、派遣委員は佐久間（自）、宮津（自）、伊藤（自）、長沢（社右）各委員及び福島副委員長（自）、(3)商工事情調査並びに日中貿易促進地方議員連盟全国大会出席のため函館市に七月二十九日より八月二日まで五日間、派遣委員は森川（社左）和平（勞）舟木（社左）各委員及び宮坂委員長（協俱）とすることに決定。

② 次に北洋材の問題については宮坂委員長（協俱）婦道次第報告することゝ了承、陳情、請願については次回委員会において審査を行うこととし、

③ 次に福島副委員長（自）より、目下実施中のお盆金融について中間報告を行い、午前十一時三十七分散会。

建築委員会

○七月十二日 午前十一時十二分、第一委員室において開議。

① 坂東（秀）委員長（公）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第二十五号は原案可決、同第三十七号乃至第三十九号は同意議決、陳情第百五十四号、第百五十五号は採択に決し、午前十一時四十五分散会。

○七月二十一日 午前十時五十分、第二委員室において開議。

① 坂東（秀）委員長（公）より、北海道第二期公營住宅建設三力年計畫について説明を求め、建築部長より説明、森川委員（社左）より、第二期計畫立案の消極性について、佐久間委員（自）より三力年計畫の資料提出町村及び提出資料の内容並びに計画作成に用いた基礎について質疑があり、建築部長より答弁。

② 次に函館市における博覧会施設調査については、期間は八月六日より九日まで四日間、派遣委員は武田（協俱）糸川（協俱）菊地（協俱）清水（自）大島（協俱）各委員及び坂東（秀）委員長（自）と

決定、午前十一時三十分散会。

土木委員会

○七月十五日 午前十時三十分、第一委員室において開議。

① 徳中委員長（自）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第三十五号、第三十六号、第六十六号は同意議決、請願第八十七号、第百十六号乃至第百十九号、第百三十一号、第二百七号、第二百九号、第二百十号、第二百二十二号、第二百二十五号、陳情第百七十八号、第百八十号、第百九十五号乃至第百三十三号、第二百五号、第二百六号は採択、請願第二百二十七号は不採択、請願第二百七号、第三百二十九号（以上二十七年分）第七十一号、第百二十九号、第百七十二号、第二百三十九号、第二百七十六号（以上二十八年分）第十四号、第十五号、第十八号、第二十二号、第三十八号、第四十二号、第六十一号乃至六十三号、第六十七号、第七十七号、第百六号、第百十五号、第二百八号、陳情第百六十一号（二十七年分）第五十一号、第百一十一号、第二百四号は継続審査に決定。

② 次に五月二十日の開議において決定の道路整備費の財源等に関する臨時措置法による道路整備五力年計畫の概要について道路課長より説明、道下委員（協俱）より、揮発油譲与税を道路整備費に計上しなかつたことについて質疑があり、土木部長より答弁、三室（自）池田（協俱）委員及び徳中委員長（自）中牧副委員長（自）より、揮発油譲与税を歳入に計上しながら道路予算に計上しないことについて究明すべき旨の意見があり、本問題については総務部長の出席を求め説明を聴取することに決定、暫時休憩、午後零時三十一分再開。

③ 徳中委員長（自）及び四十栄委員（協俱）より、揮発油譲与税を道路予算に計上しないことについて説明を求め、総務部長、財政課長より説明、三室（自）池田（協俱）四十栄（協俱）各委員より意

見があり、委員長より、道路予算を歳出に計上し今議会中に提案するよう要望があり、総務部長より、知事、副知事と協議する旨を答弁一時二十二分一旦休憩、午後五時十二分再開。

④ 委員長より、(自然流会のため)協議会形式で行う旨を述べ、総務部長より、休憩前に引続き答弁、道下(協俱)時田(社右)委員より質疑があり、財政課長より答弁、三室委員(自)より、納得できない旨、西田(正)委員(協俱)より、本問題については本委員において結論を出すことは適当でない旨の意見があり、委員長、協議会終了の旨を述べ、午後五時三十分散会。

○七月十九日 午後六時五分、第一委員室において開議。

徳中委員長(自)より、揮発油譲与税の道路豫算計上の件を議題に供し、三室委員(自)より、揮発油譲与税の道路豫算計上を知事に勧告すべき旨の意見があり、西田(正)(協俱)土山(公)四十栄(協俱)佐藤(協俱)各委員中牧副委員長(自)より、この取扱及び土木部の態度について意見があり、土木部長より答弁、時田委員(社右)より、党に諮るため結論を明日に延ばしてほしい旨の意見があり、池戸委員(労)よりも発言があつて、明日午前十時より委員会を開き結論を出すこととし、午後六時二十九分散会。

○七月二十一日 午前十一時二十分、第一委員室において開議。

① 中牧副委員長(自)より、揮発油譲与税の道路予算に計上の問題について知事と折衝の結果について報告、西田(正)(協俱)道下(協俱)棚川(協俱)池田(協俱)土山(公)時田(社右)三室(自)各委員より知事の二千万円追加提案を了承することについてそれぞれ意見があり、結局、知事の今回の措置については委員会として了承できないとの態度を表明することに決定。

② 次に道内土木事情視察について諮り、一班、宗谷支庁管内及び稚内市を八月二日より十日間、池田(協俱)榎原(社左)四十栄(協

俱)浜森(社右)吉田(豊)(自)各委員、二班、釧路国支庁管内及び釧路市を八月二日より十日間、原田(自)棚川(協俱)池戸(労)佐藤(協俱)各委員及び中牧副委員長(自)、三班、後志、渡島支庁管内及び函館市を八月二日より十日間、西田(正)(協俱)時田(社右)各委員とすることに決定。

③ ついで原田委員(自)より、妹背牛村の軌道客土実施の問題について特別調査を行うことについて要望があり、西田(正)(協俱)土山(公)各委員より意見があつて請願書が提出されてから審査を行い必要があるれば調査することに決したが、原田委員(自)より再び本問題について発言があり、榎原委員(社左)より、工事施行に対する理事者の考え方について質疑があり、河川課次長より答弁、西田(正)(協俱)池田(協俱)委員より、積極的に介入すべきでない旨の意見があり、原田委員(自)より、重ねて一般土木事情視察の中に含めてでも実施されたい旨の要望があつて、暫時休憩、午後零時三十七分再開。

④ 中牧副委員長(自)より調査の必要を生じた場合は、九月上旬予定の空知支庁管内の一般土木事情視察の中に含めて実施することについて諮り、異議なくそのことに決定、午後零時四十二分散会。

労働委員会

○七月五日 午後三時二十分、第一委員室において開議。

① 三室委員長(自)より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、願請第三百三号、第四百号、第四百九号、第二百十号乃至第二百五号、第二百二十六号、陳情第四百十八号、第四百十九号、第四百七十七号、第四百八十一号は採択、願請第九十七号は不採択に決定。

② 次に請願第二百二十六号千歳町駐留軍の撤退に伴う失業対策の件については意見書の発議を考慮することに決定。

③ 次に失業対策の問題を議題に供し、本問題については、さきに設置された中小企業対策協議会とタイアップし、労働、商工委員会においてそれぞれ小委員会を設置、双方協議の上必要あれば中央に要請することとし、また労働小委員会の構成員は三名程度とし人選については休会中（六日より十一日まで）に打合せの上決定することにし、午後四時三十五分散会。

○七月十九日 午前十時三十五分、第一委員室において開議。

① 三室委員長（自）より、駐留軍の撤退に伴う失業対策の件を議題に供し、本問題について知事より特に説明の申し出があるが知事の都合により午後になる旨を述べ、ついで駐留軍の間接雇用労働者の離職状況等について説明を求め、労働部長より説明、佐藤委員（協俱）より、千歳、真駒内に設置するという補導施設について、西田（正）副委員長（協俱）より、離職者中職業補導を希望する者の年令について質疑があり、労働部長、職業補導課長より答弁、時田委員（社右）より、デフレ政策下の失業対策について十分に協議をする機会をもちたい旨の発言があり、午前十一時十二分一旦休憩、午後四時五十五分再開。

② 駐留軍部隊撤退に伴う労働者の失業対策について、知事より説明を聴取、池戸委員（労）より、(1)直接雇用者の取扱いについて、(2)自衛隊に就職希望者の少い理由について、(3)駐留軍労働者の職業補導吸収により一般補導生の圧迫の有無について、四十栄委員（協俱）より、間接雇用者の雇用主の問題及び失対を考慮した移駐計画の要請について、時田委員（社右）より、日米合同委員会に要請する場合適道としての法的権限について質疑及び意見があり、知事、労働部長、渉外課長より答弁、ついで土山委員（公）より、小委員会を設置し調査検討すべき旨の意見があり、小委員会設置について諮り、異議なくそのことに決定、時田（社右）池戸（労）委員及び西田（正）副委員長（協俱）より、駐留軍労働者の失対問題と中小炭礦対策と

の関連並びに上京折衝の問題について意見があり、結局上京委員は後日決定することとし、駐留軍労働者の失業対策のための小委員会及び中小炭礦を中心とする中小企業の失業対策のための小委員会をそれぞれ設置することに決定、暫時休憩、午後六時再開。

③ ついで小委員の割振りについて協俱二名、自由二名、社会、労働、公正合わせて二名、計六名とし、各派の人選については次回の委員会までにまとめること、また駐留軍労働者の失業対策に関する意見書を関係行政庁に提出することに決定、午後六時二分散会。

○七月二十一日 午後零時四十五分、第一委員室において開議。

西田（正）副委員長（協俱）より、失業対象の問題を議題に供し、浜森（社右）四十栄（協俱）池田（協俱）池戸（労）土山（公）各委員より、小委員会の運営についてそれぞれ意見があり、駐留軍労働者失業対策に関する小委員会は三室委員長（自）道下（協俱）時田（社右）各委員、中小炭礦を中心とした中小企業失業対策に関する小委員会は西田（正）副委員長（協俱）原田（自）榎原（社左）各委員に決定して、午後一時九分散会。

○同 日 午後五時二十分、第一委員室において開議。

三室委員長（自）より、駐留軍労働者の失業対策に関する上京折衝の委員派遣について諮り、池戸（労）浜森（社右）池田（協俱）道下（自）各委員よりそれぞれ意見があり、小委員より一名、外二名は順序により派遣することとし、道下（協俱）土山（公）各委員及び三室委員長（自）を七月下旬より十日間派遣することとし、出発日については委員長一任に決し、午後五時三十五分散会。

○七月二十二日 午前十時二十七分、議長副室において小委員会を開議。

① 三室主査（自）より、駐留軍労働者の失業対策に関する上京折衝の時期決定のため知事の日程を問合わせる旨を述べ、暫時休憩、午

前十一時五十五分再開。

② ついで主査より、知事の日程並びに中央の状況について報告、時田委員（社右）より、上京の時期について発言があり、また職業補導課長より説明があつて、二十八日に小委員会を招集、資料を検討し上京期日を決定することとし、午後十一時十分散会。

○同

日 午前十時三十分、第二委員会において小委員会を開議。

西田（正）主査（協俱）より、中小炭礦の企業整備問題を議題に供し、主査より道内中小炭礦の実態調査について質疑があり、労政課長より答弁、原田委員（自）より、(1)中小炭礦の名称、所在地、資本金、設置月日、(2)融資の希望額及び使途並びに融資の効果、(3)明日にも困るといふ炭礦、(4)労働組合の概況について資料の提出要求があり、主査及び原田（自）榎原（社左）委員三室委員長（自）より質疑及び意見があり、労政課長より答弁、次回小委員会は二十八日に開くこととし、主査より、原田委員（自）より要求のあつた中小炭礦の実態把握に必要な資料の提出要求があつて、午前十一時二十七分散会。

○七月二十八日 午前十時十七分、議長室において小委員会を開議。

① 三室主査（自）より、各小委員会より要求した資料について合同で説明を聴取することについて諮り、異議なくそのことに決定、駐留軍撤退に伴う労務者の失業対策について職業安定課長より、駐留軍労務者職業補導の所要経費について職業補導課長より、知事の中央折衝について労働部長より説明を聴取、三室主査（自）西田（正）主査（協俱）より意見があつて労働部長よりそれぞれ応答。

② 次に中小炭礦の概要について労政課長より説明を聴取、中小炭礦の実態調査のため稚内（曲淵）及び豊里炭礦に二十九日より八月一日まで西田（正）主査（協俱）榎原委員（社左）を派遣することに決定、午後零時三十四分散会。

特別委員会

豫算特別委員会

○七月十四日 午後三時十五分、議長室において開議。

① 多田仮委員長（社右）より、委員長の選任について諮り、各派より一名宛代表を出し協議することとし、暫時休憩、午後三時三十分再開。

② 和平委員（労）より委員長に多田委員（社右）を指名推薦の動議を提出、異議なくそのことに決し、次に副委員長は委員長指名により舛田委員（協俱）に決定、暫時休憩、午後三時四十七分再開。

③ 次に多田委員長（社右）より、各派代表者会議において協議した議事日程について報告、異議なくそのことに決し、午後三時四十八分散会。

○七月十五日 午前十時三十七分、議場において開議。

① 多田委員長（社右）より、議案第四十号乃至第五十八号、第七十一号乃至第八十一号、第八十四号、第八十五号、第八十八号を一括議題に供し、まず民生部、林務部、建築部各所管について通告順により質疑に入り、平野委員（自）より、(1)災害救助法の適用並びに区分について、(2)生活保護の内容について、(3)森林火災防除費の交付対象及び災害公営融資住宅の配分資金枠について、(4)道有林関係一般愛護組合の配当金の概算について、二瓶委員（協俱）より、(1)保安林、防霧林関係の監督及び予算措置について、(2)種苗安定価格の措置及び道森連との関係について、(3)道東南地区の笹開花枯渇と畜産関係について、西田（信）委員（自）より、(1)東北天北地区猿払原

野の開発に伴い農地開拓と森林保護の關係について、(2)寒地住宅建築材ブロックの生産過剰について、田呂委員(協俱)より、泥炭地開発に伴うブリケット製造と後地の農地化について、岡林委員(社右)より、国立、道立公園の施設及び国立公園の予算について、福島委員(自)より、(1)優良苗木の購入自給調整について、(2)道立公園施設の完備と予算化について、(3)農地買収法と森林行政について、(4)社会福祉活動と助成の問題について、(5)公営住宅の割当の問題について、時田委員(社右)より、(1)児童及び母子の福祉施設について、(2)要保護世帯に対する貸付額について、(3)ブロック指導所における製品の販売について、(4)木材業者に対する道有林特売の問題について、井野委員(社左)より、(1)国民健康保険の医療給付について、(2)国立、道立公園観光施設の料金問題について、(3)住宅金融公庫設計のモデル住宅について、沖野委員(公)より、(1)林道費減額の理由について、(2)国立、道立公園経費の予算化について、(3)苗木の移植枯死対策について、(4)国民健康保険の予算化について、(5)ブロックの需要度及びブロック建築の健康上の影響について、和平委員(勞)より、(1)健康保険の点数切下げ対策について、(2)厚生年金の積立還元額について質疑があり、民生部長、林務部長、建築部長よりそれぞれ答弁があつて、民生、林務、建築各部所管に対する質疑を終了、午後一時四十五分一旦休憩、午後二時五十分再開。

② 次に商工部農地開拓部、労働部各所管について質疑に入り、糸川委員(協俱)より、(1)海外出張中の商工部長の帰庁期日について、(2)中小炭礦の事態收拾対策について、田呂委員(協俱)より、(1)僻地開拓地における郵便物配達問題について、(2)農業労働者の失業保険認可の問題及び労働意欲の問題について、西村委員(社左)より、(1)駐留軍撤退に伴う農地山林の開放について、(2)千歳の農地に対する特車の被害について、(3)中小炭礦危機の問題について、(4)東南アジア貿易について、(5)日雇労働者のお盆手当について、沖野委員(公)より、(1)道管客土の実施検査について、(2)開拓保健婦の定員

化について、(3)天北地区炭礦の経営指導及び外国人の融資問題について、(4)中小企業の企業診断について、和平委員(勞)より、(1)中小炭礦危機に対する副知事の措置について、(2)労使間の協議会運動について、(3)開拓地の成功検査について、(4)開拓者住宅の暴風雨災害について、(5)中小炭礦炭を自衛隊の暖房用炭とするよう販路斡旋の問題について、舛田委員(協俱)より、(1)開拓地における樹木の育成と成功検査の再検討について、(2)国庫補助金返納額の内容について、(3)土地改良課の不正事件と監察長の査察報告について、三室委員(自)より、新登川炭礦に対する道保証協会の保証の問題について、二瓶委員(協俱)より、(1)開拓者の生活資金融資について、(2)主畜農業に対する貸付牛の枠について、(3)緊急開拓地の入植者に対する増反措置について、(4)道東南地区の笹開花枯凋に対する対策及び飼糧について、福島委員(自)より、(1)中小企業に対するお盆金融について、(2)中小企業相談所の新設に伴う予算化の問題について、(3)薬工品に対する保証協会の保証及び内地メーカーとの取引並びに金融措置について、(4)労働対策について、(5)開拓地買収から入植までの期間、農地の返還問題等について、(6)開拓農家の離農没落に対する指導管理の問題について質疑があり、副知事(西川)、農地開拓部長、労働部長、監察長、関係各課長よりそれぞれ答弁があり、商工、農地開拓、労働各部所管に対する質疑を終了、午後五時四十五分散会。

○七月十六日 午前十時三十分、議場において開議。

多田委員長(社右)より、農務部、土木部、水産部所管を一括議題に供し、三室委員(自)より、揮発油譲与税法に対する見解について、二瓶委員(協俱)より、(1)牧野改良の予算について、(2)農林漁業資金の配分について、(3)笹の結実による被害対策について、(4)道東地区の大型船切換及び金融の見透しについて、(5)道東地区の魚田開発について、平野委員(自)より、(1)五月暴風雪災害による遺

家族対策特に労災保険の支払について、(2)漁船の大型化及び許可制度の改正について、(3)沿岸魚田の振興問題について、時田委員(社右)より、(1)端境期の食糧対策及び米の配給率、辞退配給米の処置について、(2)ソ連の船舶拿捕事件について、(3)領海問題及び共同漁業権について、岡林委員(社左)より、(1)農業改良普及員の身分保証及びその計画について、(2)第一種漁港の開発予算及びその進捗状況について、(3)漁港開発計画にある床丹の進捗状況について、沖野委員(公)より、(1)離島定期航路に対する次期議会における増額予算措置の見透しについて、(2)東天北の畑作被害に対する対策について、(3)前衆院水産委員長福永一臣氏の訪ソ問題について、(4)四十七度線の拡張と漁期の延期について、(5)北洋鱈の出漁について、(6)鯨定置漁業転換問題について、(7)秋刀魚漁業許可の周知徹底について、(8)鯨の凶漁対策について、(9)海区縮小に伴う海区調整委員の選挙について、(10)北海道漁業共済特別基金協会の現状及び起債の見透しについて、和平委員(勞)より、(1)大津村の海上接収について、

(2)ピキニ灰の魚類、水道、海水浴に対する影響について、(3)漁港の整備充実と鯨の完全漁獲について、田呂委員(協俱)より、(1)農事試験場の拡充整備と品種改良について、(2)M.S.Aによる輸入小麦とその対策について、(3)馬鈴薯の粉食化と馬鈴薯を主食に代える方針について質疑があり、土木部長、農務部長、水産部長、漁政課長、漁業調整課長よりそれぞれ答弁があつて、農務部、土木部、水産部所管に対する質疑を終了、午後一時十五分休憩、午後二時二十七分再開。

② 次に教育委員會所管の質疑に入り、沖野委員(公)より、(1)学校防火施設のP.T.A依存に対する教育長の考え方について、(2)教員の児童殴打事件に対する指導方針について、(3)認定講習費の追加予算計上について、和平委員(勞)より、(1)給与三本建の実施に伴う不均衡の問題について、(2)公金横領事件に対する対策について、(3)通信教育について、井野委員(社左)より、公金横領事件に關し管

理上の欠陥について、平野委員(自)より、昭和二十九年北海道市町村勢要覽と道民手帳の統計数字の不統一について質疑があり、教育長、教育次長、財務課長より、それぞれ答弁があつて、教育委員會所管に対する質疑を終了、午後三時七分散会。

○七月十七日 午前十時二十五分、議場において開議。

① 多田委員長(社右)より、總務部、衛生部、警察本部所管を一括議題に供し、田呂委員(協俱)より、(1)道民税の算定方式をその算定基礎について、(2)市町村に対する所得割の課税総額の減額配賦の規定の適用について、(3)道の起債政策について、(4)今回の予算に広報費を計上の理由について、(5)町村合併の基本的な考え方について、(6)未開発地帯の開発促進について、(7)警察職員の数について、(8)警察官の職務遂行による人権侵害及び過失の責任等について、(9)過日の岩内における巡査の窃盗事件について、桑野委員(自)より、(1)出納閉鎖期を六月十五日まで延期した理由及びその期間の増収について、(2)出納閉鎖期延期による五月三十一日以降における領収書及び帳簿上の日付について、(3)三億の歳入欠陥の補填について、(4)支払繰延金額について、(5)国庫返納金の内容について、(6)税収人の見積過大について、(7)監察制度について質疑があり、副知事(野口)、總務部長、財政課長、税務課長よりそれぞれ答弁があつて、午後零時二十分休憩、午後一時三十五分再開。

② 休憩前に引続き質疑を続行、時田委員(社右)より、(1)公安委員會による道警察の運営管理の内容について、(2)公安委員會の責任と職務執行面における警察本部長の責任について、井野委員(社左)より、(1)千島、齒舞返還運動大会について、(2)予算措置の延長による簡易水道の施設補助の問題について、(3)警察職員の定数を定めた政令の根拠について、(4)警察職員の配置転換及び給与差の問題について、沖野委員(公)より、(1)離島における上水道の建設、医療機関の計画内容について、(2)町村合併における共同漁業権をめぐる対

立の問題及び公共事業費の優先化について、(3)宗谷支庁々舎の建設について、(4)道内三大学に対する助成金について、(5)町村において要望がある場合の警察署の増設、増員計画の問題について、(6)行幸の際の警備について、(7)警察費諸手当の特別勤務手当の内容及び一人当たり基準について、(8)道警察の交際費について、和平委員(勞)より、(1)予算書と警察職員定数条例の人員の不同について、(2)警察職員に対する給与の条例と被服に關する条例の矛盾及び被服に關する条例の基礎について、糸川委員(協俱)より、(1)知事、総務部長の答弁中の総合検討の意味について、(2)警官による信書開封の問題にからむ警官の教養について、(3)警察職員の危険手当、深夜手当の額について、西田(信)委員(自)より、(1)経済界の実状と予算の妥当性について、(2)人件費の重圧に対する対策について、(3)国警と道警察職員の給与差及びその調整について、(4)地方団体における経費の節減についての依命通達の内容及びこの通達の実施により節減される額について、(5)国の予算節減に伴う開発予算一割削減の及ぼす影響について、(6)今後当然追加を要する事業及び経費並びにその財源の問題について、(7)町村所有の警察用財産の譲渡の時期について、三室委員(自)より、(1)徴税費における旅費僅少の理由について、(2)夏季手当の支給率を国の場合のように条例明定の必要について、(3)勤務評定を実施しない理由について、(4)臨時雇員の待遇について(5)道路整備費の問題について、(6)繰越事業の問題について、(7)退職手当の改正について質疑があり、総務部長、衛生部長、財政課長、公安委員長、警察本部長、警察部長よりそれぞれ答弁があつて暫時休憩、午後六時三十分再開。

③ ついで平野委員(自)より、(1)警察法施行による過剰人員の問題について、(2)道内警察署減少の根拠について、(3)道民手帳と北海道市町村勢要覧との統計数字不同の問題について質疑があり、総務部長、統計課長、警察本部長よりそれぞれ答弁があつて、総務部、衛生部、警察本部所管に対する質疑を終了、午後七時六分散会。

○七月二十一日 午後四時二十分、議場において開議。

多田委員長(社右)より、議案第四十号乃至第五十八号、第七十一号乃至第八十一号、第八十四号、第八十五号、第八十八号を一括議題に供し、付託案件に關連して総務部長より発言を求められていたのでこれを許す旨を述べ、総務部長より、財政事情について発言があり、平野委員(自)より、揮発油譲与税を財源とする道路整備については正誤表が出されているので議案第四十号を原案可決とすることの動議を提出、動議成立異議なく原案可決に決定。次に議案第四十一号乃至第五十八号、第七十一号乃至第八十一号、第八十四号、第八十五号、第八十八号は原案可決に決し、以上をもつて付託案件の審査を終り、委員長より委員会終了の挨拶があつて、午後四時三十八分散会。

総合開發調査特別委員會

○七月一日 午後一時四十分、第二委員室において開議。

① 四十栄副委員長(協俱)より、本日午前中の道議會離島振興議員連盟において推進することとなつた天売、焼尻、利尻、礼文、奥尻の五島に対する離島振興法の指定を要望する問題及び開発予算の一割削減の問題を議題に供し、これについて理事者の説明を聴取、宮北(協俱)浜森(社右)二瓶(協俱)山内(勞)宮津(自)各委員より意見があつた後、道において内閣総理大臣に提出する「離島振興対策実施地域指定申請書」に対して同意を与えることに決定、ついで意見案第三號離島振興法による地域指定要望に關する意見書を案文どおり五日の本會議に提案することに決定、ついで離島に対する命令航路の道費助成の増額に關する知事との折衝について諮り、宮津委員(自)より、知事に対する申し入れを行うべき旨、宮北委員(協俱)より、副委員長と道議會離島振興議員連盟と協議の上折

衝願いたし旨の意見があつて、そのことに決定、開発予算の削減問題については、大野開発庁長官に陳情、復活要求等の意見があつて、
② 次に大野開発庁長官に随行した各委員の報告を求め、根拠方面については二瓶委員（協俱）十勝地方は朝日委員（協俱）後志地方は四十栄副委員長（協俱）より、報告を行い、午後三時散会。

○七月十三日 午後三時十五分、第三委員室において開議。

① 坂東（秀）委員長（公）より、本委員会における電源開発に関する事項の取扱いについて議長と協議の結果について報告、この問題について児玉（自）西田（信）（自）朝日（協俱）西村（社左）山内（勞）大島（協俱）桑野（自）宮津（自）各委員及び四十栄副委員長（協俱）より意見があり、結局本委員会においては総合開発に關する事案についてはあらゆることを検討するというに決定。

② 次に小委員會議設置案について、(1)小委員会の分科と担当部門、(2)各小委員会における当面の諸問題について諮り、山内（勞）西村（社左）桑野（自）宮津（自）宮北（協俱）朝日（協俱）各委員及び正副委員長よりそれぞれ意見があり、運輸交通文化厚生小委員会において扱う問題として離島振興対策を加えることとし、委員の配置を次のとおり決定、午後四時十五分散会。

農林水産小委員

児玉主査（自）二瓶（協俱）宮北（協俱）浜森（社右）西村（社左）各委員

工鉦電力財政金融小委員

西田（信）主査（自）森川（社左）大島（協俱）桑野（自）四十栄（協俱）各委員

運輸交通文化厚生小委員

宮津主査（自）長沢（社右）山内（勞）朝日（協俱）四十栄（協俱）

○七月十四日 午後一時五分、第一委員室において開議。

① 坂東（秀）委員長（公）より、開発事業視察のため大野開発庁長官が二十一日来道について、その出迎及び同行委員について諮り、児玉委員（自）より出迎は正副委員長、二十三日以降の日程については地元議員に依頼することについて意見があり、そのことに決定。

② 次に四十栄副委員長（協俱）より、経団連の会長外経済団体の有名人が来道、総合開発に關する懇談会が十九日に持たれるので各委員の出席について意見があり、全委員出席することに決定。

③ 次に二十二日の農林水産小委員会のオブザーヴァーとして西田（信）委員（自）より、来年度開発予算の審議計画及び本委員会に部門別小委員会設置の構想について質疑及び意見があり（関連して山内（勞）桑野（自）朝日（協俱）各委員より意見あり）正副委員長より応答。

④ 次に桑野委員（自）より、奥忠別と静内川の電源開発問題に対する所管委員会の問題について質疑及び意見があり（関連して宮津（自）森川（社左）西田（信）（自）各委員より意見あり）開發委員會事務局長より答弁、委員長より、本問題については議長に申し入れを行いはつきりさせる旨を述べ、午後一時五十分散会。

○七月二十二日 午前十一時、第三委員室において開議。

① 坂東（秀）委員長（公）より、小委員会の會議經過について報告を求め、第一小委員会については児玉委員（自）より、第二小委員会については西田（信）委員（自）より、第三小委員会については宮津委員（自）より報告、上京折衝の問題について児玉（自）宮北（協俱）西田（信）（自）宮津（自）浜森（社右）朝日（協俱）山内（勞）各委員及び四十栄副委員長（協俱）より意見があり、離島振興に關する上京委員を派遣することとし、人員は三名以内、人選は委員長一任とすることに決定、また突発的に折衝の必要を生じた場合

は、原則としては本委員会において折衝委員を決めるべきであるが、間に合わぬ場合は小委員会の主査が委員長と協議の上上京委員を派遣することに決定。

- ② 次に西田（信）委員（自）より、農地開発行政と森林行政の競合の問題について第一小委員会において検討すべき旨の意見があり、（関連して四十栄副委員長（協俱）よりも意見あり）委員長より、本問題については第一小委員会において検討されたい旨を述べ、
- ③ 次に明年度予算については資料の提出をもつて委員会を開き検討することとし、午前十一時五十三分散会。

小委員会

○七月二十一日 午前十時五分、議長副室において第一（農林水産）小委員会を開議。

児玉主査（自）より、調査特別委員会の費用弁償追加予算について検討する旨を述べ、同追加予算については異議なくこれを了承、ついで泥炭地開発問題その他で上京する必要がある場合には、予め委員会の了承を得て行うことに決し、午前十時三十五分散会。

○七月二十一日 午後二時四十五分、第二委員室において第三（運輸、交通、文化、厚生）小委員会を開議。

宮津主査（自）より、小委員会の方針について意見を求め、山内（労）朝日（協俱）委員より意見が述べられた後、離島振興問題の経緯について四十栄委員（協俱）より報告（山内委員（労）より、離島振興予算の関係及び認定の審議会委員に対する折衝について意見があり、このことについては明日の委員会に申し入れることとし、次に四十栄委員（協俱）より、冬期失業対策の一環としてトンネル工事施行について検討すべき旨の意見があつて、午後三時十五分散会。

○七月二十二日 午前十時四十分、第三委員室において第二（工鉱、電力、財政、金融）小委員会を開議。

西田（信）主査（自）より、委員会経費の問題並びに小委員会今後の運営について協議する旨を述べ、四十栄委員（自）より、委員会経費について説明、異議なくこれを了承、ついで小委員会今後の運営について四十栄（自）桑野（自）委員より意見があり結局、(1)天然ガス、石油、ゲルマニウム、低品位炭の開発活用については通産局、開発局、地下資源調査所、総合開発委員会事務局等より、(2)工業地帯の築設に伴う総合的対策については開発局、総合開発委員会事務局、道商工部、土木部等より、(3)大夕張電源開発及び北電、電源会社の行う電源開発については電源開発本部、総合開発委員会事務局、北電、通産局、電源開発会社等より、(4)財政金融関係については国税局、財務局、地方課、税務課、副知事（西川）等それぞれ出席を求め、八月五日より七日まで三日間経緯して小委員会を開くことに決定、必要な資料の提出並びに出席を求める団体に対し依頼を行うこととし、午前十一時散会。

暴風雪害対策特別委員会

○七月十九日 午前十一時十六分、議長室において理事会を開議。

井川副委員長（協俱）より、委員長報告の案文について諮り、異議なく案文のとおり決定、これをもつて本委員会を終了とすることに決し、午前十一時二十分散会。



全國都道府縣議會議長會

○七月五、六の兩日 東京都において常任幹事会及び幹事会を開催、その経過の通り。

- 1 澤寺新会長の就任挨拶及び四月十三日臨時大会以降に新たに就任した愛知県議會議長外七名の正副議長の紹介（七月五日）
- 2 幹事会招集についての会長挨拶及び①自治庁参与及び自治大学校運営審議会委員の任命替、②地方制度調査会委員のすいせんについて報告。
- 3 協議事項
 - 一 町村合併による都道府県議会の議員の選挙区の特例措置について
 - 二 原水爆の使用禁止に関する要望について
 - 三 本年産麦の政府買入れ範囲について
 - 四 この結果、町村合併に伴う都道府県議會議員の選挙区問題については特に町村合併推進の上に重大な影響のあることを認め更に検討を加え、政府国会等関係方面にも十分なる理解を求めるところを申し合せ、これを推進するための委員会を設けることに決し各ブロック一名、これに正、副会長を加えるほか本問題に関係深い府県の参加を求め、計二十名の委員を選任した。（七月六日）

○七月六日 幹事会閉会后第一回町村合併促進委員会を開催、次のことを協議決定した。

- 1 委員会の名称（町村合併促進委員会）及び正、副委員長の決定
- 2 町村合併推進のため必要な事項の情報意見交換
- 3 さらに協議のため七月二十日委員会を開くこと及び七月二十一日の幹事会並びに臨時大会に対し委員会の決定を報告且つ協議する。

○七月二十日 東京都において第二回町村合併促進委員会を開催、まずその後の経過と情報について報告、意見の交換を行い、今後の処理対策について慎重協議の結果、明二十一日の幹事会に決議案を以つて報告することとし、その案文を正、副委員長及び神奈川県議長に一任した。

七月二十一日臨時會に提出した決議文案

昭和二十八年十月施行の町村合併促進法は、狭弱町村を適正規模に合併することによつて、地方自治の強化と行政の合併化を図り、もつて住民福祉の増進を企図したものであり、政府の基本計画によれば、おおよそ一万を数える町村を本法施行後三か年間にその約三分の一に減少せんとするものである。

政府の声明によれば、本事業は明治新政府が断行した町村合併以来の画期的大事業であり、その完遂は自治の基盤を確立し、独立後における新国家建設の方途であるとしている。

爾來政府及び地方公共団体のあらゆる努力と協力の下に、本事業は順調なる進捗を見ているのであるが、しかしその成果の内容を検討するに、その大部分が市制施行を目的としたもの、又は既往において合併気運が熟していたものが多く、政府が意図した普遍的な町村規模の適正合理化は全く今後懸けられているもので、いたく前途の難局が予想せられるのであつて、しかも本年度は実にその大半を実現せんとする計画である。

しかるに町村合併促進法は都道府県議会の議員に対する選挙区の特例を定められているため、選挙区はこの外公職選挙法によるものもあり、これらによつて選挙が行われる場合、同一都道府県内はもとより、全国的に三つの内容を異にした選挙区となる不合理があり、更にこれらに関連して幾多町村合併促進上の隘路と障害を派生する結果を生じ、しかもこのことは選挙期日の近づくともますますその深刻の度を加えることは必定である。

よつて関係方面等の一部において、これが障害除去の一方法として、明年四月施行せらるる地方議会議員の選挙を延長して完遂すべしとの説も強く叫ばれる所以のものと信ずる。

われわれは、町村合併は重要国策として遂行するものであり、時限法律有効期間内に全国的に完成さるべきであると確信するがゆえに町村合併促進法がおよそ町村合併の促進上障害となる事項の排除に最大限の特例を認めているの主旨より、右のよらな障害隘路の除去については、速かに政府において突態把握の上、適切妥当なる立法措置その他によつて有効なる処置を講ずるよう強く期待してやまないものであるが、われわれにおいてもまた十分その実態を調査研究し、極力これを克服打開して本事業の遂行に協力しなければならぬ。

本会は、本問題の重要性に鑑み、これら突態調査研究の上善処するため、町村合併促進委員会を設け、この問題に対する真摯な検討を行うもつて画期的大事業たる町村合併の促進完遂を期せんとするものである。

右決議する。

昭和二十九年七月二十一日

全国都道府県議会議長会

○七月二十一日 東京都において臨時会を開催、かねて懸案の町村合併促進問題並びに当面せる案件について協議を行った。その経過次の通り、

1 会長挨拶及びその後新たに就任した正、副議長の紹介、町村合併促進委員会設置等についての報告。

2 協議事項

一 町村合併促進について

二 冷害対策について

三 高校危険校舎改築促進について

四 中小企業並びに失業対策について

五 沖繩諸島の復帰促進について

六 電気料金の値上げ阻止に伴う地方税法の改正反対について

七 地方交付税の繰上げ交付について

八 海外抑留同胞の引揚促進について

九 千島列島復帰並びに歯舞諸島及び色丹島占領解除について

一〇 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法にもとづく農業振興計画年次の延長と事業計画範囲の拡大について

3 協議の結果「町村合併促進について」は決議案を可決、決議書を関係方面へ提出理解協力を求めること、その他については要望書をいづれも可決（一部字句の修正を含む）関係方面に提出することとしてこれを会長に一任した。

○同

日 臨時会の直後第三回町村合併促進委員会を開催、①委員会の構成について、②小委員会の設置についてを議題として協議次の通り決定した。

1 委員会の構成については、発足当時の事情もあり今しばらく従来通りとする。

2 小委員会は設置する。（小委員会の構成、東京、秋田、埼玉、山梨、長野、愛知、兵庫、岡山、香川、委員長は東京とする。）

九都道府縣議會議長會

○七月十四、十五の兩日 広島県において開催會議事項次のとおり。

- 一 沖繩郡島復帰促進について
- 一 電力料金値上問題について
- 一 地方財政再建整備法案の成立促進について
- 一 中小企業並びに失業対策について
- 一 住宅建築対策について
- 一 地方計量行政より生ずる手数料収入について
- 一 公債費の増加について（これについては次回まで研究することとして保留となつた）
- 一 警察制度改正に伴う諸般の問題について
- 一 町村合併による都道府県の議会の議員の選挙区の特例措置について





地方制度調査會（第二次）第一回 總會の會議經過

新しい委員により新発足した地方制度調査會は、その第一回總會を七月三十一日総理大臣官邸で開催した。当日の會議經過は大略次のとおりである。

- ① 会長、副会長は互選の結果前回通り会長に前田多門氏、副会長に野村秀雄氏を決定した。
- ② ついで内閣総理大臣、自治庁長官より次のような挨拶があつた。
- ③ つぎに地方制度調査會（第一次）の議事經過について、自治庁次長よりつぎのように説明があつた。

内閣總理大臣挨拶

本日、地方制度調査會が再開されるに当り、一言御挨拶を申し上げます。政府は、さきに、独立後のわが国力と、国情に即した合理的な安定した地方制度を確立いたすべく、本調査會を設置いたしました。現行地方制度の全般にわたつて検討をお願いいたしましたのでありますが、委員各位の熱心な御審議の結果、昨秋とあえず、当面措置すべき事項について、まず答申をいただいた次第であります。政府は、この答申を尊重いたしました。これが実現について鋭意検討いたしました結果、或案を得ましたものについては、第十九回會において所要の改正案を提案いたします。すでに実施に移されておるのでありますが、このたび、さらに引き続き、現行地方制度の根本的改革に原する事項について、研究をお願いすることといたしました。各位に改めて委員を委嘱し、調査會を再開いたしましたのであります。

各方面の要職におられる各位が、貴重な時間をさかれて、委員の任務をお引き受け下さいましたことに對しましては、深く感謝の意を表する次第であります。申すまでもなく、地方制度は民主政治の根本であるばかりでなく、その及ぼす影響も極めて広汎且つ重大であります。何卒、慎重御審議をお願い、適切妥當な改革案を答申せられんことをお願いいたします次第であります。

自治廳長官挨拶

ここに、地方制度調査會が再開されるに当り、一言御挨拶申し上げます。政府は、さきに、本調査會から地方制度の改革に關しとりあえず当面措置すべき事項につきまして、貴重な答申をいただき、これに基いて警察制度、地方税財政制度等につきまして大幅な改正を加えたのであります。しかしながら、地方制度に關する問題は、もとよりこれをもつて解決しえたと考えているわけではないのであります。最近における町村合併の著しい進捗等に伴い、世上、現行府県の区域、機能、機構等に関し、論議が活発に行われてまいつておるのであります。政府といたしましては、引き続きこれら地方制度の根本にふれる事項についても検討を加え、抜本的な解決を図る必要を痛感いたしておる次第であります。

本調査會におかれましては、前回の總會におきまして地方制度の根本的改革に關する事項として道府県制度——道州制、國の出入機関、首都制度及び大都市制度、地方公共団体の機構並に地方自治制度の五項目を挙げ、これらについて引き続き検討すべきことを決議されておりますので、再開後の本調査會におかれましては、これらの項目について調査審議を進められることと存するのであります。これらの問題はいずれも道府県制度をどうするかということに密接な関連をもつておるよう思われますので、まず、道府県制度を中心に御審議を願うのが順序として適當ではないかと考えておる次第であります。

政府といたしましては、これらの事項について調査會が自主的に検討され、慎重に御審議の上、適切妥當な答申をいただきたいと考へておる次第であります。本調査の再開をお願いいたしました意図は、以上申し上げたとおりであります。公私ともに御多忙の折から委員をお引き受け下さいました各位に對して深く感謝申し上げますとともに、その審議の成果に絶大な期待を寄せるものであります。以上一言述べて御挨拶とする次第であります。

地方制度調査會（第一次）審議經過概要

一 地方制度調査会は、昭和二十七年十二月十七日及び十八日に第一回の会合を開いたが、その後現在に至るまでの間に総会を八回、行政部会を七回、財政部会を九回、起草小委員会を行政関係を三回、財政関係を六回行った。

二 内閣総理大臣から地方制度調査会に対してなされた諮問は、「現行地方制度に改正を加える必要があると認められる。これに対する改正の要綱を示されたい。」というのであつて、諮問の範囲は極めて広汎且つ抽象的であり、その上、政府は調査会が独自の活動することを期待し、「政府としては、前もつて、どうしなればならぬとか、どういう方向をとらなければならぬとかいう予定の考え方を全くもつていず、調査会が、その設置の目的に照らし、とり上げるべき問題を自主的に検討することに委ねている。」(調査会第一回総会自治庁長官挨拶)ので、調査会としては、如何なる問題点を如何なる態度方針で調査審議するかということ及び諮問事項の範囲の決定をめくりまた技術的な改革案が実現可能な改革案かといつた点で可成りの論議が交わされ、現行地方制度の根幹に触れるような根本的改革に属する意見と、比較的实现可能な意見とが交々激しく論議された。

答申の時期について政府は、初め一答申は、遅くとも来年度の通常国会を目途として成案を得ることができますように提出されることを期待し(調査会第一回総会自治庁長官挨拶)し、「七月頃までには是非結論を出して答申してもらいたい希望」(調査会第四回総会野村副会長発言)をもち、四月において調査会の活潑な活動を期待したのであるが、実際は、衆議院の突然の解散によつて、三月から六月までの間休会の止むなきに至つた。総選挙後の六月十七日に至つて漸く第五回の総会が開かれたが、その際上、自治庁青木政務次官より「制度の改正、殊に税財政制度の問題は、直ちに予算措置と密接不可分の関係にありますので、二十九年度より実施することの可能な問題については政府の予算編成の時期とも睨み合わせ、できるだけ速やかに、なるべくならば八月末頃までに答申を提出できるように、会議の運営を進められたい。」という政府側の希望が表明された。これは地方財政の窮乏の現状は一刻も放置しえない緊急解決を要すべき問題であり、その要因は現行地方制度それ自体に内在するという認識に基いたものである。爾後地方制度調査会はこれを諒とし、差し当つて解決を要すべき問題について調査審議を進めることになり、行政及び財政の両部会において問題点の討議が活潑に進められるに至つた。行政及び財政両部会においては、六月十八日、自治庁より提出された「地方制度調査会において当面答申を要すべき事項」について審議を進めることに決し、爾後、自治庁側より問題点について説明を聴取し、各委員より意見

の開陳がなされたが、八月には、審議検討の場合は学識経験者たる委員で構成する起草小委員会に移され、八月末には早くも、行政、財政関係についてそれぞれ起草小委員会案を決定し、九月にはこれを部会にとり上げて検討する運びとなつた。行政部会関係においては若干の修正点を除いて起草小委員会案は部会案となつたが、財政部会関係については、答申案の各項目について各種の利害が錯綜し、委員間に異論多く、妥結点は、容易には見出せぬ状況であつたので、懇談会を開いて意見の交換を図つた結果、小委員会においてさらに案を練ることになつたが、結局、つぎの財政部会において小委員会案(修正せられた第二次案)を部会案として総会に提出することになつた。

ついで開かれた総会において、行政部会関係答申中、警察の維持を五大市にも認め、また、議員定数の削減はとり止めることに修正された結果、財政部会関係答申を修正する必要を生じ、これが所要財源算定のため財政会をさらに開いたが、結局十月十二日及び十三日の第七回総会において当面とるべき措置についての答申を決定し、十月十六日に前田会長から内閣総理大臣に対して正式に答申がなされたのである。

三 以上の当面とるべき措置の外に、なお、地方制度調査会としては、地方制度の根幹に触れる問題として解決に当らなければならぬ問題が存するのであるが、委員の任期も十二月十五日をもつてすべて終了することになつていたので、これらの問題については、内容に触れて十分な審議を尽している時間的余裕が全くなく、そこで一応問題点のみをとりあげて、次期委員に引きつづることになつた。

- (1) 道府県制度上道州制
- (2) 国の地方出先機関
- (3) 首都制及び大都市制度
- (4) 地方公共団体の機構
- (5) 地方財政制度

④ なお、地方制度調査会(第二次)委員の顔ぶれつぎのとおり。(○)

印以外は再任された委員)	
國	會(十七名)
赤城	宗徳(衆自)
灘尾	弘吉(衆自)
館林三喜男(衆改)	
	田中伊三次(衆自)
	前尾繁三郎(衆自)
	床次 徳二(衆改)

阿部 五郎 (衆社左) ○武藤運十郎 (衆社左)

門司 亮 (衆社右) 山本 正一 (衆目自)

石村 幸作 (参自) 西郷吉之助 (参自)

宮田 重文 (参自) 館 哲二 (参緑)

○村尾 重雄 (参社右) 中田 吉雄 (参社左)

寺本 広作 (参改)

○關係行政機關 (五名)

田中不破三 (内閣官房副長官) 佐藤 達夫 (法制局長官)

山中 徳二 (行政管理庁次長) 河野 一之 (大蔵事務次官)

鈴木 俊一 (自治庁次長)

○地方公共團體 (十二名)

安井誠一郎 (東京都知事) 友末 洋治 (茨城県知事)

金刺不二太郎 (川崎市長) 中井 光次 (大阪市長)

関井 仁 (茨城県石下町長) 大竹 十郎 (静岡県福田町長)

○窪寺 伝吉 (東京都議会議長) 松岡 正二 (神奈川県議会議長)

○高橋 新吉 (宇都宮市議会議長) 徳田与吉郎 (金沢市議会議長)

岡田 徳輔 (埼玉県蕨町議會議長) 加来 繁雄 (福岡県中間町議會議長)

○學識経験者 (十六名)

○井藤 半彌 (一橋大教授) 近藤 操 (時事新報主筆)

坂 千秋 (元内務次官) 汐見 三郎 (京大名譽教授)

高田元三郎 (元毎日新聞編集総長) 高橋 雄狩 (元説元新聞論説委員)

○田中 二郎 (東大教授) 谷川 昇 (元警保局長)

長浜 政寿 (京大教授) 野村 秀雄 (元地財委員長)

藤山愛一郎 (東商會頭) 前田 多門 (元文相)

三好 重夫 (元地方局長) 村岡 花子 (評論家)

山田 義見 (勸銀會長) 湯河 元威 (農林中金理事長)

地方制度調査會 (第一次) の答申とこれに對する措置の概要

答 申 答申に對する措置の概要

○地方團體の種類、性格

市町村を現状通りとし府県は中間の拡域自治体として國家的性格の事務をも処理し、國は國家的事務について必要な限度において指揮監督ができる。市町村の級別性は原則として採らないが、都市については事務配分の基準として適當な標準を示すことができる。府県に地方事務官等の制度を活用するが、知事は現行通り公選とする。

○警察

- (1) 国警自警を廢し、府県および大都市単位の自警を設け公安委員会の下におく。(2) この場合中央機關を設け警察相互間の連絡調整、教育、鑑識、通信等の施設の維持に當る。(3) 公安委員の資格制限を緩和すること。

事務当局は一応改正案を準備したが、第十九国会には地方關係の重要法案が幅奏したためいづれも提案には至らなかつた。

警察法 国警、自警を廢し、都道府県に都道府県警察をおく。但し、法施行後一年間は指定市(五大市)に市警をおくこととした。

總理の所轄下に國家公安委を置き國家公安委の管理の下に警察庁を置き、國の公安に係る警察運営、警察行政の調整並に教養、通信、鑑識、裝備および犯罪統計に関する事項を司る。(法五条、以下「法」は警察法をいう)

任命前五年間警察または檢察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから任命する。(法七条、三十九条)

(4) 国家的事件等は、国は府県および大都市自警を指揮監督する。

(5) 警察事務の特殊性に鑑み警察職員の身分待遇は特別な取扱をする。

(6) 警察職員の給与及び定数は法律で基準を定める。

(7) 警察費の一部は負担する。

地方團體の規模合理化

(1) 町村合併促進法を活用して、推進をはかる。

(2) 市の人口要件を五万とする。

(3) 府県の規模合理化は実態

警察庁長官は国家公安委員会の管理に服し、警察庁の所掌事務について都道府県警察を指揮監督する。(法五条、十六条、十七条)

警視正以上は国家公務員とし、それ以外の都道府県警察の職員の任用、給与、勤務条件、公務災害補償に関しては、警察庁の職員の例を基準として地方公務員法の規定により条例または人事委員会規則を定める。この場合改正により著しく不利益を被るものに対しては当分の間調整額を支給する措置を講ずる。(法五六条)

地方警察職員の定員は条例で定める。この場合警察官の定員は政令で定める基準に従う。(法五七条)

都道府県警察費に要する左の経費は政令の定めるところにより国庫が交付する。

イ、警視正以上の人件費、ロ、教育訓練に要する経費、ハ、警察通信、犯罪鑑識、犯罪統計に要する経費、ニ、車輛、船舶、装備品の整備費、ホ、警備および警備に要する経費、ヘ、国の公安に係る犯罪その他特殊の犯罪の捜査に要する経費。

その他の経費は政令の定めるところにより国庫が一部を補助する。(法三七条二項、施行令二条及び三条)

(1) 町村合併促進法が改正され、更に円滑な推進を図ることとなった。

(2) 地方自治法が答申通り改正された。但し、その適用は政令で九月二十日まで据置かれた。

(3) 第二次調査会の課題となる。

に即応して道州制問題と併せ考慮する。

○教育、

義務教育施設関係は市町村の責任とし、義務教育職員は府県および五大市の公務員、教職員に係る行財政の責任は府県とする。教育委員会は府県および五大市とし、市町村教委は廃止、教育委員は五人とし、長が議会の同意を得て選任する方式とし教委の原案送付権は廃止する。教職員の給与、定数の基準を法定する。

○その他の事務配分

地方行政調査委員会議の勧告を参酌して事務配分を行うこと。

○行政の簡素合理化能率化

行政委員会

答申は政治的中立性を強く要求するものおよび裁定審査など準司法的機能を有するもの以外は廃止とし、設置するものは事務部局を簡素化するものとなっており、なお専門的なものは諮問機関的に存置することを妨げないとしている。具体的には

第十九国会ではこれに関する法案は政府からは提案されなかつた。僅かに教委の半数改選制を一斉改選に改める公職選挙法改正法が成立、他に左右社会党から市町村の教委を任意設置とする案がだされたが、審議未了で廃案となつた。

現在まで法文化はない。

農業委員会について「都道府県農業委員会を、都道府県農業会議に改称し、委員は選挙を廃止、知事の諮問機関」とした。

- (4) 選管委は現行通り
- (5) 府県人事委を存置し、人事委、公平委を設置しない
- 市町村の事務は府県に委託
- (6) 農業委、海区漁業調整委は公費負担の選挙制を廃し長の諮問機関とする
- (7) 地方労働委は現行通り
- (8) 監査委は府県市が必要
- (9) 取用委、固定資産評価審査委は現行通り

その他の執行機関

- (1) 府県の部は六部以内、(2) 出納長制度の簡素化、(3) 府県、市町村の出先機関を極力整理し法令による出先機関の強制設置は成るべく廃止、(4) 法令による強制設置の審議会および職は成る可く整理(5) 公務員の減少

議會

- (1) 常任委員会に設置して改善の方法を講ずる、(2) 府県と市町村の議員の兼職を認めるなど、兼職制度の再検討、(3) 長の不信任要件は現行通り

地方公務員制度

法的措置はまだない。

法的措置はまだない。

停年制の設置、統一的な共済制度の確立、国と地方および地方相互間の人事交通制度の措置などを挙げている。

その他

答申には地方団体の能率化の措置を講ずること、国の監査行使の整理、国の出先機関の府県への統合、地方公共団体と公共的団体および住民との関係などを挙げている。

○大都市関係及びその他の事項

答申は差し当つて事務および財源の配分により大都市運営の合理化をはかることとし具体的例示をしておりその他の事項として中央行政機構として自治庁と関係官庁を統合し地方行政に対する総括調整機関を設置することなどを挙げている。

○地方財源総額

- (1) 追加所要財源として三百億程度を必要とする。
- (2) 別に警察費の財源として

- (1) 地方公務員法の改正で、地方公務員も政府職員に準じて条例で定めるところにより臨時待命制度を実施することができるとした。
- (2) 共済制度について市町村職員共済組合法が新設され、市町村の一般職員について国及び都道府県の職員なみの共済制度を設けることとなつた。

法文化はない。

法文化はない。

二十九年度地方財政計画で百五十億円を是正した。地方財政計画で八十九億円を移譲した。

百四十億円程度を国から移譲すること

(3) 法令の改廃、機構、人員及び事務の整理により二百億円程度の財源が捻出でき

○税制
事業税

(1) 付加価値税を廃止し事業税及び特別所得税を改正し名称を事業税とする。

(2) 非課税規定を原則として廃止する。

(3) 課税標準は概ね現行通りとし、原則として所得税および法人税の課税の基礎による。

道府県民税

(1) 新たに道府県民税を設け納税義務者の範囲は市町村民税の納税義務者の範囲と

地方財政計画で経常費及び単独事業費の節減で百二十億円減とした。

答申と同じ(地方税法)(以下「法」は地方税法をいう)

左の業種に対しては非課税規定を廃止または範囲を縮小(法七二条の四) (イ)出資組合である各種協同組合及び信用金庫等、(ロ)法人の行う農業。

法人の行う電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業等に対しては収入金額を、その他の事業に対しては所得および清算所得を課税標準とし、当該所得および清算所得の計算は原則として法人税の課税標準である所得もしくは清算所得または所得税の課税標準である不動産所得および事業所得の計算の例による。但し、医療法人および医業等を行うものの所得、租税特別措置法の規定により輸出所得の特別控除を受ける法人または個人の所得等については特例を設けた。(法七二条の二、七二条の一四)

大体答申は同じ。(法二四条)

同じくすること。

(2) 賦課総額は百七十五億円程度とし、税率は所得の階層により差等を設ける。

(3) 徴収は市町村に委任する。

偏在是正

(1) 遊興飲食税および入場税を国税に移譲し現在程度の収入をあげることを別途として税率の引下げ、課税の適正化をはかることおよび徴収の九割程度以上を人口に按分して都道府県に配付する。

(2) 償却資産を固定資産税の課税客体から除外し、償却資産税として独立させ、税率は従来同様百分の一・六であるが、徴収は府県と市町村とで、百分の〇・八ずつ折半する。償却資産の価格

賦課総額は二十九年百六十九億円(平年度二百二十六億円)税率は次の通り(法三六条、三八条、五一条、五三条)

(イ) 個人、均等割標準百円、所得割は道府県ごとの所得税額の総額の百分の五を標準とした所得割の課税総額を市町村に配賦し、当該市町村民税の所得割額に比例して課す。

(ロ) 法人、均等割年六百円、法人税割標準税率百分の五。

個人分は市町村が市町村民税の賦課徴収事務とあわせて行うこととし法人分は申告納付の方法による。(法四一条、五三条)

遊興飲食税は従前通り地方税として存置し、入場税は従前の課税範囲のうち第一種および第二種の場所への入場に係るものを国税に移譲し、税率に段階を設けて引下げることとし第三種の施設の利用に係るものは娯楽施設利用税として存置し、その税率の一部を引下げた。(入場税法)なお入場譲与税を創設して入場税の徴収額の十分の九をその額とし、総額を人口に按分して道府県に譲与する。(入場譲与税法)。

大規模償却資産の課税権関係のみが立法化された。すなわち大規模償却資産に対しては所在市町村はその人口段階に応じて法定された一定限度額に達するまで課税するものとし、その限度額を越える部分に対しては道府県が課税することとした。この場合、その市町村の基準財政収入額が需要額の一・二倍(三十五年度に限り一・三倍)を下廻

は道府県の示す基準に従い市町村が決定する。

- (3) 市町村民税中法人税割の一部（二割程度）を国税に移譲する。

煙草消費税

- (1) 新たにたばこ消費税を創設し、たばこの消費に対し消費地の道府県および市町村において課する。
- (2) 煙草小売価格（税抜）の総額に対し道府県分として百分の十、市町村分として百分の二十に相等する税額を徴取することを旨として税率を定めること。
- (3) 賦課徴取方法は簡素な方法による。

市町村民税の減額

道府県民税相当額を市町村民税から減額する。

ることとなる場合は、この課税限度額が引上げられる。この大規模償却資産は知事が指定しかつ評価してその額を納税義務者及び関係市町村長に通知する。道府県の課する大規模償却資産の税率は百分の一・四とした。（法七四〇条―七四三条、三五〇条、三四九条の二）

法文化はない。

日本専売公社が小売人の営業所等に売り渡したたばこに対して、小売人の営業所所在の道府県および市町村が専売公社に対して課税する。（法七四四条、四六四条）

課税標準はたばこの小売価格とし税率は道府県百十五分の五、市町村百十五分の十とした。（法七四四条の二、四六五条）

徴取は日本専売公社をして申告納付させる。（七四四条の四、四六七条）なお答申には備考として煙草消費税を創設しても、煙草の小売価格は現行に据置くこととなつてゐる。

個人分については標準税率を道府県民税分だけ引下げた。法人分についても大体答申通り引下げた。

その他

答申には地方税の各種目について非課税規定および税率の特例規定を整理すること、徴税手続について国及び地方相互間の協力体制を確立すること、財政状況とにらみ合せて雑税を整理することを挙げている。

法文化された主なものは次のとおり。

- (1) 事業税の非課税整理（前述）。
- (2) 重要な償却資産に対する固定資産税は一般的に軽減する規定を設けることとし、税率の特例規定を廃止した（法七二条の四、三四九条の二）。
- (3) 事業税の課税標準たる所得、法人に係る道府県民税および市町村民税の法人割の課税標準たる法人税額等について国、道府県、市町村が相互に連絡することとした。（法七二条の一四、七二条の一七、六三条）
- (4) 個人にする道府県民税の賦課徴取事務を市町村に委任した。（法四二条）
- (5) 納税貯蓄組合の育成等については国、道府県、市町村が相互に協力するよう措置することとした。
- (6) 自転車税および荷車税を統合して自転車荷車税とした。（法四四二条―四六三条）
- (7) 不動産取得税を新設し、土地または家屋の取得に対して課す。標準税率百分の三、課税標準は不動産の価格とし新築住宅の取得については百万円を控除した額をもつて課税標準とし、住宅建設のための土地の取得については六十万円までの部分については課さない。（法七三条―七三条の四四）
- (8) 自動車税の税率を引上げ、全体として五割程度の増徴を図つた。（法四七四条）
- （参考）税制調査会の答申は五割程度の増徴をあげることを目途とし税率を引上げること。但し、自動車の性状等に応じて税率区

交付税に百分の八を特別交付税とする。(法六条の二)。

毎年度分として交付すべき地方交付税の総額が、各地方団体の基準財政需要額が収入額を超える合算額を超えるときはその額は特別交付税の総額に加算し、満たないときは交付税総額の百分の二を限度として特別交付税の総額から減額する。(法六条の三)なお交付を受けた交付税額と基準

財政収入額との合算額が、基準財政需要額を著しく超える場合にあつては、やむを得ない場合を除き超過財源の一部を積立て地方債の償還財源にあてる等、財政の健全なる運営に資するための措置を講じ自ら年度間における財源の調整を行うこととした。(地方財政法四条の二)

の総額は各地方団体の財政収入額が必要額に不足する額の合算額とし、特別交付税の総額は普通交付税総額の九十二分の八とする。

(5) (2)により算定した繰入の総額と、(4)により算定した交付すべき額とが異なる場合、その差が特別交付税総額の半額以内のときは、これに依りて特別交付税額を増減し、半額以上のときは特別会計において左の方法で年度間の調整をする。

① 繰入額が普通交付税総額の九十二分の百四程度を超える場合は、その超える額をもつて(2)により借入れた額を返済し、なお余りあるときはその超過額は特別会計において積立る。

② 繰入額が普通交付税の総額の九十二分の九十六程度に満たない場合は(1)により積立てた金額をあとなお不足するときは特別会計において借入れをする。

6) 前項の積立額または借入額が著しく多額になるとき

分を更に細分して負担の適正を図ることとし、高級大型乗用車及びガソリンを使用しないバス、トラック等については相当大幅な増徴を行うこととなつてゐる。

(9) 揮発油譲与税を創設し、昭和二十九年年度の揮発油税の収入額の三分の一に相当する額を揮発油譲与税として都道府県及び五大市に譲与し、道路財源にあてる。

(参考) 税制調査会の答申は、揮発油税は税率を一割程度引上げること、この場合、増収分を地方団体の道路財源にあてることとなつてゐる。

(10) 狩猟者税は税率について、所得税納付義務を有しないもの、または農業を主たる生業とするもので自家労力によつて行うものは千八百円、その他のものは三千六百円とした。(法二二七条)

答申通り。

所得税、法人税、酒税の収入額の百分の二十二を交付税とする。但し、二十九年年度に限り所得税、法人税の百分の一九・六六並に酒税の百分の二十とする(地方交付税法六条付則三項)交付税及び譲与税配付金特別会計を設置した。

答申通り。(法六条の二、以下「法」は地方交付税法という)

毎年交付する交付税総額の百分の九十二を普通

○ 国と地方、並に地方相互間の
財政調査

(1) 地方財政平衡交付金制度を地方交付税制度に改める。

(2) 交付税の総額は所得税、法人税及び酒税の一定割合とし、特別会計を設置して繰入れる。

(3) 普通交付税、特別交付税の二種とする。

(4) 毎年交付する普通交付税

三、二項)

答申通り。

は簡度の改正をする。
(7) 基準財政収入額と需要額の算定方法は、平衡交付金制度の算定方法と概ね同一する。

(8) 特別交付税は普通交付税が過少と認められる団体に事情を考慮して交付する。

○地方債制度

答申には農林中金や商工中金と同じような性格機能をもつ地方債金庫の設置と、融資手続簡素化のため、自治庁と大蔵省、郵政省との関係を謳い、将来特定の起債は自由発行できるように考慮することとなっている。

○赤字再建整備

答申には歳入欠陥補てんのため地方債を起すことができるとし、これに関する条件を具体的にのべている。

○国庫支出金、使用料、手数料
国庫支出金

(1) 公共事業費に対する総花的な国庫負担金制度については、根本的に検討を加え、重点的に高率の国庫負担を

答申通り。

答申通り。

地方債に関する法文の改正はない。

第十六国会以来衆院で継続審議中の地方財政再建整備法案(議員提出)はほぼ答申と同様の内容となつている。十九国会では大蔵省側と折衝がつかず引続き継続審査となつた。

法文化はない。

すること。

(2) 義務教育の教員給与費に対する全額国庫負担制度は採らないこと。

(3) 警察行政については一面教育、装備、通信、鑑識等の強度に全国的調整を必要とする経費については、全額国庫負担とするともに他面地方議会における活発な論議を期待するために給与費その他は原則として基準を定めるに止め、その全額を地方負担とする。

(4) 国庫負担金は特に存続を必要とする理由のあるものを除いて、他は一般財源に振り替えるべきであり、これに一件当りの金額が府県にあつては数十万円、市町村にあつては数万円に満たないような小額のものは原則として整理する。

許認可制度

許認可制度は整理し、各省の重複をさけるとともに、特に使用料、手数料等の料率は原則として地方団体の決定に委ねること。地方団体の経営する軌道事業、自動車事業の

都道府県警察に要する経費は原則として都道府県の負担とする。但し国家公務員たる警察職員に要する経費、および教養、通信、鑑識、装備その他国家的警察事務活動に要する経費は、国庫の支弁とする。(警察法三七条)

補助金等臨時特例法で昭和二十九年予算で廃止したものは九件二億円、補助率の低下を行ったものは十一件三十七億円であるが同法は法案提出当時「当分の間」とあつたのを国会で一年の限時法に修正された。

法文の改正はない。

料金の認可制度は廃止する。

國庫納付金

競輪等の國庫納付金制度の廃止。

○大都市財政

行政関係の答申中に大都市制度については特に警察、教育その他事務配分を謳っているためこれに伴う財政措置が答申されているが、地方自治法の根本的改正が提案されなかつたため、大都市財政の法文改正はない。

臨時特例法は廃止になつたが、別に議員立法で、國庫納付金に代る制度ができた。

地方行政擔當の専任大臣任命方について地方六團體共同要請書提出

地方行政の重要性に鑑み、地方行政担当の専任國務大臣の任命方について、今般地方六団体の会長間において協議の結果、地方制度調査会の再発足と、伝えられる内閣改造の動きを機とし、これが実現方につき、去る七月三十一日、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議會議長会、全国町村議會議長会連名をもつてつぎのような要請書を総理大臣はじめ政府要路に提出善処方を要望した。

地方行政擔當の専任國務大臣任命方に関する要請

地方行政は、義務教育、社会保障、災害の防除復旧、食糧の増産確保、治安の維

持等国民生活に直結して困及び地方の重要な事務を遂行し、その財政規模もほとんど國費の総額に匹敵するほど巨額に達している。従つてこれが対処を誤るときは、國政の運行にも重大なる結果を招来するに至ることはいうまでもない。

しかるに最近政府の地方行政に対する認識は、きわめて不十分であつて今もつて専任國務大臣をも任命することなく、ために往々にして問題の処理に當つて適切を欠くもののあることは、われわれの甚だ遺憾とするところである。

この点に関しては、さきに内閣に設置せられた地方制度調査会においても、また国会における地方行政委員会においても指適せられたところであり、特に最近地方団体は財政極度に窮迫しきわめて重大なる状況にあり、加うるに制度上においても幾多の重要な改革を実施しつつあつて、急速に解決を要する困難なる重要問題が山積している。

よつて政府は、右の事情と地方団体一致の要望とに鑑み、この際地方制度調査会の再発足を機とし、速やかに地方行政担当の國務大臣を専任とし、以て地方行政の伸展を図られたい。右要請する。

昭和三十年年度豫算編成の基礎となる標準豫算の作成要領

大蔵省では、昭和三十年度予算案編成の基礎にするためつぎの要領により、人件費、庁費等標準豫算の作成方について各省に要求した。

昭和三十年度人件費標準豫算の作成要領

昭和三十年度人件費、庁費等標準豫算は昭和二十九年度予算節約後の実行額を基準とし、概算要求額査定表に掲げる各事項に亘つて検討し、下記要領により作成するものとする。

記

一 標準豫算に計上すべき経費

(1) 各省各廳の所掌事務事業を維持運営するため必要な基準的經常的経費

(4) 職員給与

職員給与のうち、定員法に基く職員の人件費（職員基本給、特別退官退職手当等）については、行政整理に伴う三十年度減少人員を織り込みその級別定数、給与単価調整率、その他について別途（昭和三十年度人件費予算の積算について）に従つて処理するものとする。

なお、職員給与は、とりあえず組織別に一括標準予算に計上することとするが、別途定員の組織別事項別内訳表を作成するものとする。

(a) 常勤労働者、非常勤職員、委員会の委員等に関する経常的給与及び手当等。
(b) 休職者給与、臨時定員外職員給与（二十九年年度予算額を取敢えず標準予算額とする。）

(二) 旅費

経常的普通旅費、赴任旅費
(a) 人当り費、被服費、厚生経費、各所修繕、自動車維持費、公印維持費等。
(b) 庁舎、宿舍、土地、統計機械等の借料、通信専用料等の義務的経費。

(c) その他予算単価等統一指示によつて計上した経費。

(三) 共通の経費

公務災害補償費、国家公務員共済組合国庫負担金、賠償償還及び払戻金、交際費等。

(d) 上記以外の経費で事務事業の性質が恒常的に必要と認められる経費のうち、恒常的に必要なりと認められる金額。

(2) 法令に基く義務的経費

（但し法令に基き予算計上を必要とされる補助金、負担金、交付金、委託費等の経費については既定不変と認められる経費のみを計上する。）

(3) 繼續費の既定年割額、国庫債務負担行為に基いて當然支出を必要とする経費。

(4) 利子補給の既定年割額

(5) 国際分擔金

(6) 恩給及び年金

(7) 國債費（但し、事務取扱費は経費内容による。）
(8) 豫算上承認した既定方書に基く経費
（例えば学年進行に伴う経費。）

(9) その他上記各項に類似する経費

二 標準豫算額の豫定

昭和三十年人件費予算等標準予算額は昭和二十九年年度予算の節約の実行額を基礎として下記による増減を行つて算定するものとする。

(1) 昭和二十九年年度豫算実行額から當然減額するもの
(イ) 上記一の各項に該当しない経費。

(ii) (例えば事項の性質上皆減増的または一カ年限りとして認められた経費。)

(iii) 事務事業の性質が恒常的に必要なものであつても、事務量、事業量の変動が予想され毎年度検討を必要とする経費につきその金額、但し、一の(1)の(ii)の場合はその減少額。

(iv) 初度の経費

(例えば増員に伴う初度調弁費、新規購入の備品費、新官費及び土地購入費等。)

(v) 二十九年年度限り不用となるべき経費。

(vi) 行政整理により二十九年年度及び三十年度において減少する人員に対する人当り費等。

(vii) 繼續費、既定年割額の差減額。

(viii) 国庫債務負担行為に基き翌年度予算に計上すべき経費の差減額。

(ix) 予算において翌年度以降の既定計画を認めた経費の既定年割の差減額。

(x) 昭和二十九年年度豫算実行額に對し當然増額するもの

(xi) 二十九年年度新規増員に伴う経費の月割差増額。（人件費、人当り費等）

(xii) 二十九年年度予算において新規に認めた経常経費の月割差増額。

(xiii) 繼續費既定年割額の差増額。

(xiv) 国庫債務負担行為に基き翌年度予算に計上すべき経費の差増額。

(xv) 予算において翌年度以降の既定計画を認めた経費の既定年割の差増額。

三 上記標準豫算に計上した経費についての節減及び要求減については昭和三十年度概算要求の際別途検討するものとする。

標準豫算について（大蔵省の解説）

標準予算は予算編成事務の進捗上、次年度の概算要求の提出前に予め経常既定の経費について、大蔵省及び各省各庁間に事務的に調製される予算編成の基準となるべき額であつて、法令上という予算ではない。標準予算は毎年きまりきつたような経費について、毎年同じような要求、説明聴取、査定を繰返す煩わしさを避け、且

は爾後、新規経費について慎重に検討すべき時間的余裕を得られるため等もつばら予算編成事務促進の目的上作成されるものであつて、各省各庁所管経費の総体を合む予算の推計のごときとは異なる。

標準予算は経常的経費について、通常一応前年度の予算額を基礎とし、前年度限りで翌年度には不用となるような経費、計画的に翌年度において年末額が減少する場合におけるその減少額というように、いわば当然減少すべき経費及び金額を減額し、それから翌年度において当然増加する予定となつていて、大蔵省で承認済のものたえば、職員俸給の月割差増額というように、いわば当然増加すべきものを増額して作成される。

戦前は標準予算を作成するのが通例となつていたが、戦後は毎年財政経済事情の変動が著しく、人件費を初めとして既定的観念を以て律せられる経費が非常に少ないため、作成されないか作成されても単に大蔵省内部における推計の域を出ないものであつたが、最近における財政経済事情の安定化の方向は標準予算の作成を可能ならしめるものと思われ、昭和三十一年度から再び採り上げることとしたのである。ただし、まだ各経費につき変動の要因が多いので、差当り標準予算に計上すべき経費の範囲はできるだけ限定せざるを得ないため、標準予算の作成目的から多少違いがあるが、財政経済事情の安定化を俟つて、今後逐年その範囲を拡大する予定である。

都道府県道の路線認定の基準について

(建設省道発第ニ二四号・七月二二日付建設省道路局長より各都道府県知事宛)
道路法第七条に規定する都道府県道の路線認定については、今般別紙のとおり「都道府県道の路線認定の基準」を内規として定めたから、都道府県道の路線認定に当つては、今後可及的これにより処理されるようせられたい。

都道府県道の路線認定の基準

一通 則

(1) 都道府県道は、交通の流れにそつごとく認定するものとし、港湾、飛行場、停車場等の施設に連絡するもの、あるいは開発的性格を有するものを除いて、一般に網を完結することを原則とする。

また網の大きさは、その網内の人口密度に応じて別表一に示す間隔を有することを標準とする。ただし地形上標準に示す間隔に路線を設定することがいじむる困難な場合はこのかぎりでない。

原文注

1 交通の流れにそつとは、その道路上の任意の点においてその道路の起終点を連絡する交通量がそれぞれ点における全体の交通量の一〇%以上ある場合をいう。ただし港湾、停車場、観光地に連絡する道路については別に定める。

2 (1)の但書は大略つぎの場合とする。

イ 高峻な山脈、河幅大なる河川または深い溪谷によつてその勢力圏が判然とされている場合

ロ イにいう高峻な山脈とは、山裾よりの垂直高が三百米以上または斜面の勾配が二五%以上のものをいい、河幅大なる河川とは長大橋梁(百米以上)を必要とする河川をいう。

また深い溪谷とは、道路面と河水面との垂直距離が三十米以上あるものをいう。

3 河幅大なる河川を横断する都道府県道の間隔は、特にその橋梁に密接な関係をもち市町村の平均人口密度に応じた間隔を下回つてはならない。

(2) 路線の重用はできるかぎりこれを避け、重用延長は全延長の三〇%以下とすることを原則とするが、特別の理由がある場合は五〇%まで重用することができ。

(3) 都道府県道として認定される路線は、原則として自動車(トラック)交通可能な道路でなければならない。ただし改修計画が確立しているもの、あるいは具体的な改修計画があるものにかぎり自動車交通不能区間があつてもよい、この場合といえども自動車交通不能区間が、実延長の三〇%を超えることはできない。

(4) 国立公園内の主要な観光道路で、現に十分な維持管理のなされているものについては(3)の規定は適用しない。

(5) 海上渡航の路線は、現に県営渡船を実施しているもの、または将来実施する計画のあるもののみとする。

二 主要港、主要停車場等の規格

(1) 主要港中地方港湾とは、公有水面埋立法施行令第三十二条第四号の規定による指定港湾、飛行場とは、航空法第百条の規定による定期航空運送事業者の使

用する飛行場とする。

- (2) 主要停車場とは、旅客の發着人員（定期券による人員を含む）が年間四十四万人以上または貨物取扱い噸數（車扱いおよび小口扱）が年間一萬八千噸を超える駅とする。

(3) 主要な觀光地とは、国立公園、国立公園法第十一条の二の規定により指定された国立公園に準ずる区域およびこれらの候補地（国立公園審議会の答申したもの）、都道府県（指定市を含む）立公園、文化財保護法第六十九条第一項の規定により指定された史蹟、名勝および天然記念物、同法第二十七条第一項の規定された重文化財のうち建造物の所在地、ならびに都道府県（指定市を含む）の条例等に基づいてこれに準ずる指定を受けた区域であつて、年間觀光客三万人以上で、かつ原則として定期バスの開通しているものをいう。

三 主要地、主要港等の連絡方法の標準

(1) 主要地は次の順序により相互に連絡する。

- 1 重要都市「道路法（以下法という）第六條第一項第一号に規定する重要都市をいう」と重要都市とを連絡するもの。
 - 2 重要都市と市とを連絡するもの。
 - 3 市と市とを連絡するもの。
 - 4 重要都市と人口五千以上の町とを連絡するもの。
 - 5 市と人口五千以上の町とを連絡するもの。
 - 6 人口五千以上の町と人口五千以上の町とを連絡するもの。ただし前記の順序に従つて考ふる路線がいちじるしく実状にそわず、または重用延長が通則(2)の割合を超過する場合は、その順序を変更することができる。
- (2) 主要地と主要港とを連絡する路線は、原則として主要港が主要地に含まれない場合とし、同一の主要地と同一の主要港との連絡路線は一本とする。
- (3) 主要地と主要停車場または主要な觀光地との連絡は(2)に準ずる。
- (4) 主要港と主要停車場とも連絡する路線は原則として、そのいずれもが主要地に含まれていない場合とし、同一の主要港と同一の主要停車場との連絡路線は一本とする。
- (5) 主要港または主要停車場と主要な觀光地との連絡は(4)に準ずる。
- (6) 法第七條第一項第四号に該当する路線は、起終点の市町村を含めて最小限三つの市町村を必要とする。この要件に該当する場合といえども市町村を一部かすめるような場合のごとく、終点となるべき主要地等にそれらの町村が密接な

關係をもたない場合は四号該当とはいえない。

- (7) 主要地と国道または都道府県道とを連絡する路線は、原則としてその主要地に国道または都道府県道がない場合、またはこれらがあつてもより重要な道路への連絡の場合とし、かつ連絡地点の付近に主要地等のポイントがない場合にかぎる。

また主要地と国道または都道府県道との連絡は原則として最初に達した道路までとするが、さらにそのさきにより重要または密接な道路のある場合は、その道路まで延長することができる。（主要港、主要停車場または主要な觀光地と国道または都道府県道との連絡についても同様とする）

なお主要地に国道または都道府県道があつても、網間隔が適正でかつ現実に交通の流れが存在するものならば、他の国道または都道府県道への連絡も特例として認めることができる。

- (8) 主要港と国道または都道府県道とを連絡する路線は、原則として主要港と直接關係のある自動車交通量が全体の交通量の五〇%以上ある路線であつてかつ主要港を含む主要地内の道路と連絡する場合とする。また同一の道路との連絡路線は一本とする。

ただし主要港が主要地の外にあつても現実の交通の流れがその主要地に関係のない場合または主要港が主要地に含まれず密接な關係をもつ道路との交点附近に主要港がない場合は五号該当として差支えない。

また重要港湾（法第七條第一項第一号に規程する重要港湾をいう）以外の港湾については、港湾を連絡する都道府県道は一本とするが、港湾区域をかすめている都道府県道がある場合は考えない。

- (9) 主要停車場と国道または都道府県道との連絡路線は(8)に準ずるが、主要停車場の両側に密接な關係のある道路が存在する場合は、両側に連絡することができる。ただし同一側への連絡路線は一本とする。

(10) 主要な觀光地と国道または都道府県道との連絡は(9)に準ずる。

地方開発のため特に必要な道路とは次に掲げる要件を具備したものとす。

- 1 道路網内の平均人口密度が全国の郡部の平均人口密度（一四九人/平方キロ）より低いこと。

- 2 当該道路の認定の結果構成される道路網のあらさが、四角形の網ならば一辺の長さが七・〇軒、三角形の網ならば一辺の長さが一一・二軒よりあらく、人口密度に対して別表一に示す網間隔であること（別表略）

- 3 開発のために特に必要とする道路であるからトラックを主体とする交通のある路線であること。
 - 4 終点が主要地、主要停車場または主要港であること。
 - 5 路線の延長は最小限実延長六軒とすること。
 - 6 道路の新設または改築によつて受ける年間の使益が年間に使用される費用より大きいこと、すなわち費用便益比率が一より大きいこと。
- 原文注** 費用便益比率の求め方は別表二のとおりとする(別表略)
- 離島または一村に都道府県道のない場合は(1)にかかわらず地方開発のためとくに必要なものである場合は、これらの路線を認定することができる。なお離島についてはやむをえない場合は循環線を考へることが出来る。

四 路線の起終點の取り方

- (1) 主要地については、起終点を次のとおりとする。
 - 1 主要地内で認定路線が国道または都道府県道に取りつく場合はその交点とする。
 - 2 主要地外路線が国道または都道府県道に取りつく場合はその主要地の交通上の中心地点とする。
 - 3 大都市でその都市内にいくつかの重要な道路のある場合は、(1)のとおり認定路線を重要道路の交点を通して延長してもよい。
 - 4 主要地であつて、その区域内に国道または都道府県道のない場合は、その主要地の交通上の中心地点とする。
- (2) 港湾については起終点をつぎのとおりとする。
 - 1 商港の場合は、税関、港務所、乗降船客待合所等の出入口前または港湾区域内の交通上の中心点とする。
 - 2 漁港の場合は、原則として荷揚場前とする。
- (3) 飛行場の場合は、飛行場区域の出入口前とする。
- (4) 停車場の場合は、駅の出入口前とする。
- (5) 観光地にあつては原則として定期バスの発着地点とするが、幅員曲線、ターミナル等の關係で乗用自動車しか交通できない場合は、その交通可能の限度まで延長することができる。ただし通則例の場合は本項の規定によらないことができる。
- (6) 四号および六号該当の路線はトラックの交通可能な地点とする。ただし通則例(三)の但書の場合に本項によらないことができる。

五 路線名の付け方

- 路線は原則としてその路線の起点と終点の名称(原則として市町村名または停車場等の名称とするが、紛わしい場合には字名等を用いてもよい)を起終点の順に呼称するが、他に紛わしい路線のある場合は中間にさらに一つの経過地の地名を挿入する。
- また路線の起終点のとり方は次のとおりとする。
- (1) 主要地と主要地とを連絡する場合は、人口の多い主要地を起点とする。
 - (2) 主要地と主要港、主要停車場または主要な観光地とを連絡する場合は主要地を起点とする。
 - (3) 主要港と主要停車場または主要な観光地とを連絡する場合は、主要港を起点とする。
 - (4) 主要停車場と主要な観光地とを連絡する場合は、主要停車場を起点とする。
 - (5) 四号該当の路線は原則としてトラックの交通可能の限度の地点を起点とする。
 - (6) 五号該当の路線は主要地等を起点とする。ただしこの場合終起点が同一の市町村ならば路線名は、○○停車場線、○○港線、○○公園線という(主要地と国道または都道府県道との連絡路線にはこの場合に該当するものはない)。
 - (7) 六号該当の路線は(5)に準ずる。

地方債についての資料

三十三年度頃には起債額と償還額が同じになる。

大蔵省では、FOA調査団に対し、日本の財政事情を説明するため、国家財政関係と併行して地方財政関係資料について検討中であつたがこの程地方債関係分がまとまつた。この資料はそこから抜き出したものである。

第一表は、昭和九年度以降地方債發行現在額の調であるが、

① これによつて、戦前においても、地方財政の膨脹にともない地方債は毎年徐々に増加の傾向にあつたが、戦後特に昭和二十三年度以

三七	六三、九七〇	五二、五六六	一一六、五三六	七九四、四二三
三八	七三、一四六	五四、五〇九	一二七、六五三	八一七、四六四
三九	八二、九四六	五五、八二三	一三八、七六九	八三〇、七〇四
四〇	九二、一四〇	五六、五五六	一四八、六九六	八三四、六九一
四一	九五、六四〇	五六、七三九	一五二、三七九	八三五、二三八
四二	九六、三七六	五六、九九〇	一五三、三六六	八三五、〇四九
四三	九六、二四七	五六、七五四	一五三、〇〇一	八三四、九八九
四四	九六、二四六	五六、七五〇	一五二、九九六	八三四、九二九
四五	九六、三四七	五六、七四四	一五二、九九一	八三四、八六九

(注)昭和三十年度以降の各年度における借入額および借入条件については、昭和二十九年年度の借入額と同一のものと仮定して算出したもの。

第三表 地方債使途別現在額調(単位:百万円)

費目	二十四年度	二十五年	二十六年	二十七年
一般會計分	八六、五二〇	一〇一、二一〇	一〇〇、八二〇	一〇六、一三〇
教育費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
警察消防費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
保健衛生費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
普通土木費	一〇、三三〇	一六、九八〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇
農業土木費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
産業経済費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
社会施設費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
災害復旧費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
職災復旧費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
その他	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	一〇一、三三〇	一〇一、二一〇	一〇〇、八二〇	一〇六、一三〇
公營企業分	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
交通事業	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
ガス事業	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
電気事業	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
水道事業	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
病院事業	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
その他	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇

地方交付税八月概算交付額

田舎では、地方財政現下の状態に鑑み9月に交付すべき地方交付税の一部を8月に繰上げ概算交付する旨8月3日発表した。その内訳次のとおり。

昭和29年度地方交付税8月概算交付額調 (単位:円)

都道府県名	道		市		町		計
	算出額	負担額	算出額	負担額	算出額	負担額	
北海道	813,680	382,537	1,196,217	179,688	191,483	371,171	
青森県	267,672	54,648	322,320	57,257	27,355	84,612	
岩手県	310,269	44,961	355,230	62,065	22,505	84,570	
秋田県	299,086	35,770	334,856	54,420	17,905	72,325	
山形県	294,698	46,699	341,397	50,973	23,376	74,349	
福島県	291,028	44,712	335,740	49,578	22,381	71,959	
茨城県	399,589	49,929	449,518	69,137	24,992	94,129	
栃木県	344,735	44,005	388,740	64,005	24,992	64,005	
群馬県	262,099	262,099	262,099	34,959	34,959	34,959	
埼玉県	274,422	274,422	274,422	36,117	36,117	36,117	
千葉県	293,999	293,999	293,999	49,638	49,638	49,638	
東京都	321,406	321,406	321,406	55,908	55,908	55,908	
神奈川県	406,417	72,036	478,453	13,323	18,943	18,943	
新潟県	182,587	24,840	207,427	64,909	36,058	100,967	
富山県	166,369	24,840	191,209	20,993	12,434	33,427	
石川県	161,114	16,146	177,260	23,044	22,434	35,478	
福井県	183,292	7,949	191,241	25,880	8,082	33,162	
岐阜県	402,948	67,018	470,016	32,321	3,979	36,300	
長野県	243,575	9,439	253,014	66,978	33,572	100,550	
山梨県	214,820	214,820	214,820	44,443	4,725	49,168	
静岡県	190,700	190,700	190,700	46,725	46,725	46,725	
愛知県	148,372	148,372	148,372	26,199	26,199	26,199	
岐阜県	148,372	148,372	148,372	36,678	36,678	36,678	
愛知県	148,372	148,372	148,372	16,599	16,599	16,599	

京大 都府 神	36,907,248 52,327,872 31,199,472	12,302,416 17,442,624 10,399,824	15,290 16,271 12,091	27,592,416 33,713,624 22,490,824
合 計	4,800,000,000	1,600,000,000	1,040,644	2,640,644,000

注 本表「48 億円分譲与税額の8月の譲与額」は道路整備五年計画に定められた都道府県道、「31 億円分譲与税額の8月の譲与額」は国道及びその他の都道府県道の改築及び修繕に要する経費として交付されるものである。

8月15日現在産米收穫豫想

農林省では8月15日現在の29年産米の作柄概況を、8月31日次の如く発表した。

- ① これによると全国平均作況指数は水稲98、陸稲87（平年作柄を100とする）で予想收穫高は水陸稲合計約6,370万石である。
- ② 28年同期の予想收穫高6,490万石に比べ約120万石の増収予想となる。
- ③ なお28年の推定実收穫高5,492万石に比べれば約870万石の増収となる。

全国地区別作況指数

地区別	水稲%	陸稲%	地区別	水稲%	陸稲%
北海道	81	41	近畿	100	96
東北	93	70	中国	100	97
関東	98	82	四国	100	99
北陸	100	98	九州	101	100
東海	98	84	全 国	98	87
東 東	99	95			

都道府県別作況指数

都道府県	水稲%	陸稲%	都道府県	水稲%	陸稲%
北海道	81	41	滋賀	99	100
青森	84	68	京都	98	95
岩手	87	66	大阪	100	98
宮城	96	68	兵庫	102	98
秋田	96	90	奈良	99	95
山形	98	89	和歌山	101	96
福島	94	89	鳥取	99	97
茨城	99	65	島根	98	100
新潟	96	86	岡山	101	97
群馬	98	75	山梨	100	98
栃木	98	80	徳島	99	98
群馬	98	80	山口	100	98
千葉	98	80	香川	99	99
茨城	99	86	愛媛	102	99
神奈川	99	86	高松	100	99
新潟	100	86	福岡	98	100
富山	99	97	佐賀	99	97
石川	101	99	熊本	100	97
福井	93	99	鹿児島	100	103
山梨	97	99	沖縄	100	98
長野	98	82			
岐阜	98	96			
静岡	100	96			
愛知	99	98			
三重	98	94			

（備考）台風五号の被害は含まない。



地方行政疑義問答集

閉會中の繼續審査の期限について

(昭和二八、一六、二五電文照会
岐阜市議会議事務局長宛行政課長回答)

問 議会の議決により委員会に閉會中も審査を継続することとなつた事件を審査しても次の会期までに審査終了しないとき、次会に報告しなくても、次の会期中に審査できるか。また新たに委員付託が必要であるか。

答 前段お見込のとおり。

法第二四四條の二について

(昭和二九、五、二六自内行発第八〇号
群馬県出納長宛行政課長回答)

問一「法令の規定に基づいて保管する現金」には、現実に自己が直接保管している現金のほか、県金庫に預金中の県の歳計現金をも含み、その歳計現金は出納長の保管に属するものと考えるが、解に予算を配賦し、解の長にその執行権を委任してある場合には、その予算配賦をした分の県金庫に預金中の歳計現金は、出納長の保管を離れ、その解の事務の委任を受けた出納員の保管する現金に属することになるものと考えらるがどうか。

答 お見込のとおり。法第二百四十四條のこの規定は、出納長の権限の委任を受けた出納員その他の会計事務の処理について、当該受任の範囲において、当該出納員に適用があるものである。

問二 出納員が法令の規定に基づいて保管する現金を亡失した場合、出納員に対する損害賠償額の決定または賠償責任の免除に関する決定については、知事の決定に至るまでの調査及び監査委員の監査に付し、または議会に付議する事務手続等は、どの部局で行うべきか。

答 特別に定めない限り、一般には総務部において扱うべきものと解する。

問三 保管する現金を亡失したことにより、出納員に損害を賠償させることに決定した場合、その賠償額が多く、出納員には到底金額を賠償できる見込がないと認められるときには、当人の能力に応じてその賠償額を減じ、減じた額は欠損として処理することはさしつかえないか。

答 当人に賠償能力がない場合は、法第九十六條第一項第八号の規定により議会の議決を経て、その不足分または全額につき権利放棄をした後、欠損処分をすることもやむを得ないものと解する。

問四 次の場合には、出納員に損害賠償の責任がないと考えるがどうか。

1 出納員の補助職員が、小切手及び出納員の職印を盗用して県金庫に預金中の県の歳計現金を引き出して着服した場合。

2 出納員の補助職員が支出書類一切を偽造して支出命令を受け、出納員はこれを正しいものと信じて出納員渡の小切手に職員及び検印(私印)を押したところ、この小切手をもつてその補助職員が県金庫に預金中の県の歳計現金を引き出して騙取した場合。

3 小切手金額の記入は、補助職員をして行わせたところ、補助職員が解長の支出命令済の正当金額を記入した小切手を示し、出納員の職員及び検印を受けた後、別に支出書類を偽造して、この金額をさきの正当な小切手金額に合算した金額に改ざんして、県金庫に

預金中の県の歳計現金を騙取した場合。

4 国立病院に支払う診療報酬は、出納員渡の小切手をもって県金庫に預金中の県の歳計現金を引き出し、歳入徴収官の発する納入告知書に添えて日銀または歳入代理店に納入することになっているが、出納員が納入告知書に基づいて小切手を作成し、補助職員をして県金庫において現金化の上納入させようとしたところ、補助職員がこれを納入しないでそのまま横領した場合。

5 支出書類に解長の支出命令がなくても、慣例的な支出は出納員がさきに小切手を作成して支出し、のちに解長の追認を受けることもまま行つていたところ、追認を受けた後、その一部の支出書類は、補助職員が偽造したものであり、この書類に基づいて作成した小切手によつて県金庫から県の歳計現金を騙取されていたことが判明した。この場合、支出命令の追認があつたことは出納員の免責事由となりうるか。

答 具体的実情が明らかでないので確言いたしかねるが、通常1の場合、出納員が小切手及び職員の保管につき善良な管理者の注意を怠らなかつたかどうか。2の場合、職務上要求される注意力をもつて当該文書の真偽の判定ができない性質のものであつたかどうか。3及び4の場合補助職員の職務について常に監督を怠らなかつたかどうか等により判断すべきである。

なお、5については事実が明らかでないが、支出命令なくして出納員が支出行為を行うような取扱をすることの許されないことはいうまでもない。

問五 第二四四条の二但書の規定における出納職員のなすべき証明は、いかなる方法をもつて行うものであるか。口頭でもよいか。

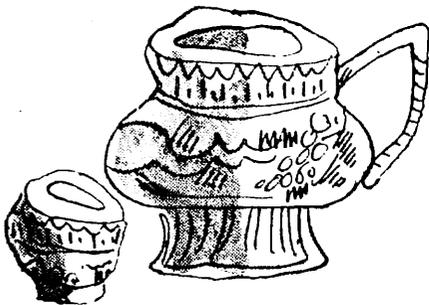
なお、この証明をもつて賠償責任を免除する場合、その認定は知事が行うものと考え、監査委員の審査の結果意見が異なるとき、知事の決定、監査委員の意見、議会の同意の三者の間に、免除の決定に關していかなる関係が生ずるものであるか。

答 前段文書によるべきものと解する。

後段、監査委員の審査の結果は、必ずしも長を拘束するものではなく、したがつて設問の場合、長としては審査の結果の意見をつけて議事に付議し、議会の議決により処理すべきものと解する。

問六 金庫事務の取扱をする銀行の支店（支金庫に指定されていない。）に金庫事務の一部を取り扱わせようとする場合は当該支店を令第一六六条第二項にいう「他の銀行」として考え、契約等の手続措置を行うものであるか。

答 金庫契約の定めるところによる。



報道から拾う

千島及び齒舞諸島返還懇請國民大會開かる

千島返還懇請國民大會は、昨年は七月十九日、東京日比谷公会堂で開催されたが、今年は八月一日北洋博に賑う巴港函館市（巴座）において「千島及び齒舞諸島返還懇請國民大會」と銘打ち、千島及び齒舞諸島返還懇請同盟、北海道議會、北海道主催の下に盛大に開催された。当日の宣言、決議次のとおり。

宣言

血と汗で招かれた父祖伝来の国土を永遠に守り抜かんとするは、人類に共通する本能的な願望であり、愛国の至情の発露である。

わが国は平和条約によつて、千島列島を放棄したが、これは昭和二十六年九月のサンフランシスコ平和会議当時の国際情勢に制約されたものであつて、日本國民の真意がこれを欲せざること、吉田主席を権も率直に訴えているところである。

平和条約に所謂「クリル・アイランド」は明治八年の樺太千島交換条約で瞭らかな如く、国際的には中部千島以北を意味していると解せざるを得ない。すなわち、歴史的事実からいつても、南部千島及び色丹を含む齒舞諸島は、わが國固有の領土であるとともに、一方所謂「クリル・アイランド」は平和的にわが領土となつたものであつて、決して暴力や貪慾によつて略取したものではない。

戦後引揚を余儀なくされたこれら島々の住民は、祖先の墳墓と全財産を喪失し、日夜北海の郷土を夢みて郷愁に悩み、一般漁民もまた一衣帯水の千島近海で操業するため不幸濃霧と荒天に觸れられて拿捕されるものも少なくない。いわんや海難に遭遇した船舶の救護も完璧を期し難いところである。

全千島地域及び齒舞諸島は日本民族が長い歳月の歴史を通じ血と汗で拓いた郷土であり、且つ又日本民族自活に不可欠な水産資源の豊かな地域である。

現在引揚島民の生活困窮はいうに及ばず、本道沿岸漁民は相次ぐ凶漁に苦しみ、一日も速かに千島近海的安全操業が実現されんことを切望している実情である。友愛と信義を基調とした心からの提携、そこにのみ人類永遠の平和と繁栄は約束される。繰り返す言う。全千島地域及び齒舞諸島は日本民族の伝統的領土である。ここに、われらは切々たる心からの悲願を広く内外に訴えんと共に、特にソ連國の同情と理解を期待し、その目的達成に邁進せんとするものである。

右宣言する。

昭和二十九年八月一日

千島及び齒舞諸島返還懇請國民大會

決議

われらは国際信義に基づき「領土不拡大の原則」を信ずるが故に特にソ連國の同情と理解により千島及び色丹を含む齒舞諸島の日本國復帰を心から祈念し、もつて世界人類の共栄と恒久平和の確立に寄与せんことを明する。

右決議する。

昭和二十九年八月一日

千島及び齒舞諸島返還懇請國民大會

インドシナ三國休戦協定

七月二十一日調印されたインドシナ三國に關する休戦協定の概略次のとおり。

ヴェトナム休戦協定

一 協定の發効期日

調印四十八時間後に発効するが、双方の戦闘部隊の末端まで停戦命令を伝達する時間を考慮し、北部ヴェトナムの停戦は協定發効後五日、中部は十日、南部は二十日とする。

一 停戦境界線

暫定的な停戦境界線を十七度線の南方、第九号公路のやや北方に定める。ヴェトナム人民軍の再集結地域はこの線の北方、仏連合軍はこの線の南方とする。

非武装地帯

非武装地帯は停戦境界線の両側五キロを超えぬ。

再集結期間

両軍がそれぞれの再集結地域に完全に移動する期間は協定発効後三百日以内に制限される。一方が現に保持し、将来他方に引渡さるべき地域はすべての部隊の撤退が完了し、同地域が他方に引渡されるまで元の側が管理する。

自由の保障

双方は再集結地域において戦時中他の側と協力した人、あるいは団体に対して報復ないし差別待遇を行わず、その民主的な自由を保障する。

武力増強の禁止

協定発効以後すべての増強武装部隊および補助的軍事要員はあらゆる種類の増強武器、弾薬その他の戦争資材とともにヴェトナムへの搬入を禁止される。

軍事基地新設の禁止

協定発効後ヴェトナム全土において新軍事基地の設置を禁止し、かつ双方の地域において外国の軍事基地新設は許されない。双方はその属する地域が如何なる軍事同盟にも加わらず、かつ戦闘行為の再開、侵略政策の遂行のために使用されないことを保障する。

捕虜の釋放

すべての捕虜および抑留民間人は停戦後三十日以内に釈放される。

ラオス休戦協定

協定発効期日

調印後四十八時間をもって発効する。ラオス全土におけるそれぞれの戦闘地域の停戦は同時に行われる。停戦はラオス北部では協定発効後五日以内、ラオス中部では十日以内、ラオス南部では十日以内とする。

撤退期限

双方の武装部隊の撤退、軍事資材の引渡し完了は協定発効後百二十日以内とする。ラオスのヴェトナム人義勇兵はヴェトナムに引揚げる。ラオス抗戦部隊は暫定的に集結したのち、政治的解決を見るまでサムネウワ、フォンサリーの二地区へ移動する。これら部隊の再集結は協定発効後百二十日以内に完了する。

自由の保障

ヴェトナムの場合と同じ。

武力増強の禁止

停戦以後すべての増強部隊および軍事要員はラオスへ入ることを禁止される。ただし仏軍総司令部はラオスにおいてラオス国民軍隊の訓練に要する仏軍要員の若干数を止めることが出来る。これらの人員は将校、下士官を含めて千五百名を越えないものとする。

武器搬入の除外例

武器弾薬その他の軍事資材のラオス搬入は協定発効後禁止されるが、自衛のために必要とされる種の武器の一定量に対しては適用されない。

軍事基地新設の禁止

ラオス全土を通じ新しい軍事基地の建設は協定発効後禁止される。ただし仏軍司令部はラオス全土において二つの仏軍基地を維持するに必要な人員を保持する。この人員は三千五百名を越えないものとする。

捕虜の釋放

ヴェトナムの場合と同じ。

カンボジア休戦協定

協定発効期日

調印四十八時間後に発効する。双方の司令部はカンボジア全域におけるすべての戦闘行為の停止を七月二十三日午前八時に命令するものとする。停戦は来る八月七日午前八時カンボジア全域で実施される。

外國軍の撤退

左記の外國軍隊、外國人は協定発効後九十日以内に撤退するものとする。

① 仏軍および仏連合軍戦闘要員 ② 外國またはインドシナ半島の他の地域からカンボジアに入ったすべての戦闘部隊（ホー軍をさす） ③ ヴェトナムまたはカンボジアの各種軍隊もしくは軍隊に關係ある諸機関に顧問として勤務するすべての外國要員。

カンボジア抗戦軍の處理

停戦命令発布後三十日以内に現地で復員する。カンボジア軍は抗戦軍にかなる敵対行為をもとらないものとする。これらの国民およびその家族に対する報復は禁止される。

各省大臣、政務次官一覽

八月四日付で各政務次官の更迭が行われたが、各省大臣、政務次官は次のとおりである。(八月四日現在)

職名	大臣	政務次官
内閣総理	吉田茂	長崎
外務(副総理)	緒方竹虎	愛知
大蔵	岡崎勝男	秋田
法務	小笠原三九郎	茨城
文部	小原直	茨城
厚生	大達茂雄	大阪
農林	草葉隆円	大阪
通商産業	保利茂	岐阜
運輸	愛知撥一	岐阜
郵政	石井光次郎	福島
労働	塚田十一郎	福岡
建設	小坂善太郎	群馬
国務(防衛庁長官)	小沢佐重喜	群馬
国務	木村篤太郎	兵庫
国務	安藤正純	佐賀
国務	加藤鏖五郎	佐賀
経済審議庁長官	(兼)愛知揆一	静岡
自治庁長官	(兼)塚田十一郎	静岡
行政管理庁長官	(兼)塚田十一郎	神奈川
北海道開発庁長官	(兼)緒方竹虎	神奈川
首都建設委員長	(兼)小沢重喜	神奈川
国家公安委員長	(兼)小坂善太郎	神奈川
内閣官房長官	福永健司	岩手
内閣法制局長官	佐藤達夫	岩手



圖書室だより

新購入圖書紹介

書名	著編者
赤旗 第四卷	アカハタ本局
重要紙面の七十五年(明治二十二年)	朝日新聞社
図書館学の展開	大佐三四五
わんまん横丁	高木健夫
世界大思想全集 第五卷	モンテスキュー
市民革命の構造	高橋幸八郎
現代東亜人名鑑 昭和二十五年版	外務省調査局
国民の政治	中村正吾
政治の生成と展開	鶴沢義行
國家権力の構造	平野義太郎
史的唯物論と政治学	鈴木安蔵
日本官僚制の研究	辻清明
内閣論	山崎丹照
国会	中村哲
国際政治学入門	フリードマン
人間と政治	南原繁
地方自治小六法	学陽書房編集部
北海道議会史 第一卷	北海道議会議務局
ソウイェト年鑑	内閣総理大臣官房調査室
賃金の経済学	舟橋尚道
日本資本主義講座 第八卷	小椋広勝
中国経済の構造的研究	山名正孝
戦前戦後物価総覧	東洋経済新報社
償却資産新品価格表	自治庁税務部
固定資産評価基準	同
国税徴収法の解説	杉山宗六

地方税徴収事務提要	地方財務協会
日本統計年鑑 一九五三年版	総理府統計局
労働争訟	高島良一
損害保険実務講座 第一卷	東京海上火災
不当労働行為命令集 救済編	労働判例研究会
同 棄却編	同
同 却下編	同
社会面で見える世相七十五年	朝日新聞社
戦後日本の売春問題	神崎清
人身売買	木庄しげ子
原色日本高山植物図鑑	山川黙
農地の法律	日下千章
農地改革の基本構造	石渡貞雄
英国土地取用制度論	山本正太郎
日本航空写真地理	多田文雄
世界美術全集 第二十七卷	下中弥三郎
昭和文学全集 第三十九卷	佐藤春夫
同 第四十卷	石川達三

各官公廳その他よりの受贈圖書

圖書名	受贈先
札幌地区工業地帯調査報告書	道商工業振興会
地方自治月報 (第一七、一八合併号)	自治会
地方制度資料 第九、十部	同
北海道経済統計 二六年	道拓殖銀行
研究紀要 第九号	道立教育研究所
昭和二十五年国勢調査報告(岡山、広島、宮崎)	総理府統計局
日高開発史	口高支庁
北海道教育 第七号	道立教育研究所
四肢切断者の活動状況	道民生部
コネクティブカッター州行政報告	同
身体障害者更生輔導	同
米国一般扶助	道民生部
家庭内の子供に対する福祉事業	同
苫小牧地方古代史	苫小牧市教育委員会
経済一分析 Zonon	通商産業大臣官房調査課
史料館所蔵史料目録 第三集	史官
開国百年記念祭 第二回林業地区技術普及員実績発表大会資料	林野部
学校基本調査報告書 二七年度	文部省
文部省第七九年報	同
学校教員調査報告書 二八年度	同
本邦産鳥類と産業との関係調査 第五回農業観測	農林省
法律関係雑誌記事索引	同
地方教育費の調査報告書	文部省
多目的電源開発と経済効果	道電源開発本部
国土建設の現況	建設省
自治春秋 八月号	第一法規出版
貿易北海道 二六号	株式會社
農家の友 七月号	道交易観光課
北海道労働研究 五三号	農業改良普及協会
教育月報 八月号	道立労働科学研究所
北海警友 七月号	道教育委員会
読書春秋 五月号	北海道警察本部
調査月報 六月号	北海警友編集部
厚生同	春秋會
世界月報 三月号	道拓殖銀行調査部
施設 五月号	厚生省
郵政 五月号	外務省情報文化局
通産統計月報 同	電気通信施設局
農林統計調査 四月号	郵政省人事能率課
機械統計月報 三月号	通商産業省
非鉄金屬等需給統計月報四月号	通商産業大臣官房調査統計部

鉾山製鍊統計月報	五月号	通	産	省
石炭生産統計月報	五月号	同		
化学工業製品統計月報	五月号	同		
纖維統計月報	五月号	同		
鉄鋼統計月報	四月号	同		
石油統計月報		同		
百貨店販売統計月報	二月号	同		
紙パルプ統計月報	五月号	同		
林野時報	六月号	林野庁		
神奈川県議会月報	五、六号	神奈川県議会議事事務局		
群馬県議会月報	六月号	群馬県議会議事事務局		
鳥取県議会月報	五、六月合併号	鳥取県議会議事事務局		
熊本県議会月報	二五号	熊本県議会議事事務局		
新潟県議会月報	一六、一七号	新潟県議会議事事務局		
福岡県議会月報	三三号	福岡県議会議事事務局		
長野県議会資料	三五号	長野県議会議事事務局		
静岡県議会月報	七号	静岡県議会議事事務局		



七月のメモ

- 1 ○仏軍デルタ南部全域を放棄撤退
○自衛隊発足
○土別、江別両市発足
○道警察発足
○グアテマラ休戦協定なる
- 2 ○火星大接近
○「新知島に上陸三笠丸乗組員を救助せよ」の指令により「てんりゅう」新知島上陸
- 3 ○世界平和集会（ストックホルム）に出席中の日本議員団入り
○九州中南部に水禍
○俊鶴丸帰港
○中国地方に豪雨
- 4 ○バルカン（ギリシャ、ユーゴ、トルコ）同盟仮調印
○西日本水禍
○堤防欠かい防止作業に自衛隊出動拒否（伊丹市）
○大雪山山開き
- 5 ○太平洋領域での原水爆実験中止決議案ソ連国連へ提出
○全議幹事会で都道府県議会議員の任期二カ年延長を議決
○米水爆損害に三億六千万円補償を非公式に回答
○香深で七十戸焼失
○米F・O・A調査団来る
- 6 ○秋の水爆実験中止をア大統領が命令
○国連信託委米代表太平洋の原水爆実験は継続の旨声明
○初の統幕会議開催
○三笠丸乗組員は救助して保護中の旨ソ連赤十字から返電
○国体聖炎旗愛媛県（松山）を出発
○ハル極東軍司令官米軍の北海道撤退について発表
○米政府当局水爆補償額通告せずと否定
○日中貿易を認めよと米三州知事大統領に勧告
○大野開發庁長官本道の開發構想を閣議で発表
- 7 ○建設白書発表
○南九州にまたも豪雨
- 8 ○仏首相、ソ連外相と会谈インドシナ問題について両者の協定成立コミニエケ発表
○高崎電源開発総裁辞任
○北洋博開祭
- 9 ○対日賠償四億ドルで受諾とガ比副大統領言明
○道立スポーツセンター完工式挙行
○銭函岡島浜開き
○第五回総評大会開かる
○土別地方の水饑饉深刻
○国連信託統治評議委員太平洋の原水爆実験禁止決議案（ソ、印提出）否決
○米、英、仏三国外相会谈開く（仏印休戦を調整）
○米政府グアテマラ新政権を承認
○政府二十九年度経済報告発表
○防衛道路建設のための日米非公式会谈行わる
○地教委廃止せずと大達文相言明
○岩内警察署警備係巡査私服で日共黨員宅に侵入
○沼田地方灌漑水欠乏で水稲五十町歩枯死
○米海軍が日米行政協定違反（佐世保港外の一漁場で実弾射撃）
○北炭夕張管内炭鉱無期限スト突入
○福岡上空で実弾射撃米軍の申入れに市議会猛反対
○三笠丸乗組員帰る
- 10 ○ジャーシー種乳牛の第一陣一四六頭横浜着
○北教組大会札幌市民会館で開催
○海と陸の交通白書発表
- 11 ○西独大統領選挙ホイス氏再選
○米世銀農業調査団来日
○春日正一氏（日共指導部議長）米道
○木村防衛庁長官米道
- 12 ○B・C級戦犯に特赦、米大統領再審査委の勧告承認
○国際捕鯨会議開催（東京）
- 13 ○米政府グアテマラ新政権を承認
○政府二十九年度経済報告発表
○防衛道路建設のための日米非公式会谈行わる
○地教委廃止せずと大達文相言明
○岩内警察署警備係巡査私服で日共黨員宅に侵入
○沼田地方灌漑水欠乏で水稲五十町歩枯死
○米海軍が日米行政協定違反（佐世保港外の一漁場で実弾射撃）
○北炭夕張管内炭鉱無期限スト突入
○福岡上空で実弾射撃米軍の申入れに市議会猛反対
○三笠丸乗組員帰る
- 14 ○ジャーシー種乳牛の第一陣一四六頭横浜着
○北教組大会札幌市民会館で開催
○海と陸の交通白書発表
- 15 ○西独大統領選挙ホイス氏再選
○米世銀農業調査団来日
○春日正一氏（日共指導部議長）米道
○木村防衛庁長官米道
- 16 ○B・C級戦犯に特赦、米大統領再審査委の勧告承認
○国際捕鯨会議開催（東京）
- 17 ○米政府グアテマラ新政権を承認
○政府二十九年度経済報告発表
○防衛道路建設のための日米非公式会谈行わる
○地教委廃止せずと大達文相言明
○岩内警察署警備係巡査私服で日共黨員宅に侵入
○沼田地方灌漑水欠乏で水稲五十町歩枯死
○米海軍が日米行政協定違反（佐世保港外の一漁場で実弾射撃）
○北炭夕張管内炭鉱無期限スト突入
○福岡上空で実弾射撃米軍の申入れに市議会猛反対
○三笠丸乗組員帰る
- 18 ○ジャーシー種乳牛の第一陣一四六頭横浜着
○北教組大会札幌市民会館で開催
○海と陸の交通白書発表
- 19 ○西独大統領選挙ホイス氏再選
○米世銀農業調査団来日
○春日正一氏（日共指導部議長）米道
○木村防衛庁長官米道
- 20 ○B・C級戦犯に特赦、米大統領再審査委の勧告承認
○国際捕鯨会議開催（東京）

20 ○川西村議会同村長の不信任を議決
○人事院給与ベース改訂は不適當と国会及び内閣に報告
○インドシナ休戦協定に調印
○北炭スト妥結
○土用「丑の日」

21 ○ジュネーブ会議閉幕

○議員任期延長に道議会反対の意志表明

○第二回定例道議会閉会

22 ○高松宮同妃殿下御來道

○大山郁夫氏來道

○川西村議會解散

○監禁ギャング事件の主犯大分県で捕わる

23 ○海南島沖で英旅客機墜落

○団体ヨット競技開幕（祝津ヨットハーバー）

○道警懲戒委で日共黨員宅侵入警官の懲戒処分同署長の減俸処分を本部長に勸告

告

○在ソ捕虜の早期釈放について日赤ソ連赤十字に打電

24 ○季承晩大統領休戦協定廃棄と日本の態度非難

○旅客機墜落で英中共に抗議

○国体山岳競技入山式挙行

○大野長官退道

26 25 ○米機中共戦闘機二機墜落

○英グアテマラ新政府承認

○大野開発庁長官自党総務会長に（正式互選は二十七日）幹事長に池田勇人氏指名

指名

○雨降り始める

27 ○開発庁長官は緒方副総理兼務発令

○米機の中共機二機墜落事件について中共米に重大抗議

○スエズ運河の英軍撤退についての英エ協定仮調印

○第四回綿花借款交渉まとまる

○本道開発に特殊会社設立と緒方長官語る

○日本患者連盟都議会上に坐込み

28 ○鹿児島に豪雨死者十一名出す
○銭龜沢小学校大半焼く
○英内閣一部改造断行

○両陛下の本道御旅行日程本決り

○サケ、マス流網漁業問題に水産庁結論

○韓国竹島に警備員常駐

○中共戦犯釈放用意、李女子言明

○造船疑獄に終止符、池田氏ら不起訴

31 ○地方制度調査会再開

○米予備軍を強化対ソ戦に備え新動員計画承認

○米陸軍騎兵師団公報課駐留軍労務者五百四十七名に解雇予告

○日伊文化協定正式調印

昭和二十九年八月二十日発行

北海道議會時報（第六卷第八號）

編集 北海道議會事務局調査課

発行 北海道議會事務局

電話②六九一九番